

参考 道路標識設置について

- ・道路標識の設置については、「道路標識設置基準」、「道路標識設置運用基準」、「県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道に設ける道路標識の寸法に関する規則（平成25年3月29日公布長野県規則第33号）」（標識の寸法、文字等の大きさについて規定）によるものとする。
- ・道路案内標識の外国語標示については、「道路案内標識の英語による表示に関する告示（平成26年3月26日国土交通省告示第372号）」、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成26年3月 国土交通省 観光庁）」を参照するものとする。

参考 道路標識設置基準

建設省都街発第32号

建設省道企発第50号

昭和61年11月 1日

長野県知事 殿

建設省都市局長
建設省道路局長

道路標識設置基準の改訂について

今般、別添の通り道路標識設置基準を改訂したので、今後これによられたく通知する。

都道府県知事におかれでは、貴管下道路管理者に対しても周知徹底されたくお願いする。

なお、道路標識設置基準（昭和53年3月22日都街発第13号、道企発第14号）は廃止する。

第1節 総 則

1－1 基準の目的

本基準は、道路標識の整備に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び維持管理に資することを目的とする。

1－2 適用の範囲

本基準は、道路法の道路に道路管理者が、道路標識を整備する場合に適用する。

1－3 用語の定義

本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路標識 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。）に規定された標識をいう。
- (2) 標示板 道路標識の様式を板で、本標識の標示板（本標識板、標識令第3条別表第2備考1）及び補助標識の標示板（補助標識板、同上備考2）をいう。
- (3) 高速道路等 標識令に規定された高速道路等をいう。
- (4) 一般道路 高速道路等以外の道路をいう。
- (5) 都市間高速道路 高速道路等のうち都市内高速道路以外のものをいう。
- (6) 都市内高速道路 高速道路等のうち、道路整備特別措置法に定める首都高速道路、阪神高速道路、指定都市高速道路及びこれらに類する道路をいう。

第2節 道路標識の設置体系

2－1 道路標識の機能

道路標識は、道路構造を保全し道路交通の安全と円滑を図るうえで不可欠な道路の付属物であり、道路利用者に対して、案内、警戒、規制または指示の情報を伝達する機能を有している。その設置にあたっては、各種標識の機能を十分考慮のうえ一貫した情報提供がなされるよう体系的に整備するものとする。

2－2 道路標識の設置体系

道路標識は、道路の種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。

2－3 目標地の案内方法の選定

道路標識による目標地の案内方法には、地名、路線番号及びそれらの組合せによる方法があり、その選定にあたっては道路の性格、目標地の知名度、道路網密度、その他を考慮するものとする。

2－4 ローマ字併用表示

案内標識には、標識令に基づき、ローマ字併用表示を行うものとする。

2－5 公安委員会が所管する標識との関係

道路標識には、道路管理者が設置する標識と都道府県公安委員会が設置する標識とがあり、設置にあたっては両者の関係について次の各項に留意するものとする。

- (1) 案内標識、警戒標識、規制標識及び指示標識の内容がそれ相互に矛盾しないよう調整を図

ること。

- (2) 案内標識、警戒標識と規制標識、指示標識とは相互に補完しあい、全体として設置効果を高めるよう調整を図ること。
- (3) 両者が設置する規制標識は、相互に競合しあわないよう調整を図ること。

第3節 道路標識の設置計画

3－1 設置の基本

3－1－1 設置場所の選定

道路標識の設置場所の選定に際しては、次の各項に留意のうえ決定するものとする。

- (1) 道路利用者の行動特性に配慮すること。
- (2) 標識の視認性が妨げられないこと。
- (3) 沿道からの道路利用にとって障害とならないこと。
- (4) 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点付近を避けること。
- (5) その他、道路管理上支障とならないこと。

3－1－2 設置方式及びその選定

(1) 設置方式

1) 路側式

i) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さ（路面から標示板の下端までの高さ、但し補助標識がある場合にはその下端までの高さ）は、下記の場合を除き1.80mを標準とする。

なお、著名地点（114-B）を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げる恐れのない場合、必要に応じて、標示板の設置高さを1.0mまで低くすることができる。

- ① 標識を歩道等（歩道、自転車道、自転車歩行車道をいう。以下同じ。）に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ、十分な歩道等の幅員を確保できない場合、標示板の設置高さを2.5m以上とするものとする。
- ② 積雪地域に設置する標識については、当該地域の積雪深等を考慮して1.8m以上の適切な設置高さとするものとする。

ii) 支柱及び標示板の設置位置

歩道等を有する道路において歩道等に標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と標識との間を25cm以上離すものとする。

また、中央分離帯、交通島に設置する場合にも同様に分離帯端等から25cm以上（第1種第1級及び第2級の道路にあっては50cm以上）離すものとする。

歩道等を有しない道路にあって、路端に標識を設置する場合には、車道部端の外側に設置することを原則とする。ただし、人家が連担しているなどの理由により車道部端の外側に標識を設置する余裕がない場合には、車道部端の内側50cmの範囲内に設置するものとする。

2) 片持式・門型式

i) 標示板の設置高さ

標示板の設置高さは5.0mを標準とし、少なくとも4.7m以上、確保することが望ましい。

ii) 支柱の設置位置

支柱の設置位置は、路側式の場合に準ずるものとする。

iii) 添架式

添架式の場合の標示板の設置高さ、設置位置については、添架する施設の機能を損わないよう配慮するとともに、添架する施設の構造、標識の種類を検討のうえ、路側式、片持式、門型式の場合に準じて設置するものとする。

(2) 設置方式の選定

1) 案内標識

案内標識の設置方式は、標識の種類、設置目的、路線の重要度、設計速度等を勘案のうえ、標識の設置効果を損なわないよう選定するものとする。

2) 警戒標識

警戒標識は原則として路側式とする。

3) 規制標識

規制標識は原則として路側式とする。

4) 指示標識

指示標識のうち（409-A）にあっては路側式を原則とし、（409-B）にあっては、片持式を原則とする。

なお、設置場所の付近に既設の照明灯、横断歩道橋等がある場合には、上記1)～4)にかかわらず、添架式の妥当性を検討のうえ、できるだけこれを利用することが望ましい。また、信号機への添架については、公安委員会と協議の上検討することとする。

なお、門型式の支柱が付近にあり、他の標識を設置する余裕がある場合にも同様にこれを利用することが望ましい。

3-1-3 標示板、文字等の寸法等

標示板の寸法及び文字・記号等の大きさ、形、色は、標識令に基づくものとし、標示板・文字等の拡大率は、交通が安全かつ円滑に走行できるよう、道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮のうえ、適切に決定するものとする。

3-1-4 標示板の取付角度

案内標識「著名地点（114-B）」を除く道路標識の標示板の取付角度（路面へ投影した場合の車両進行方向に対する角度）は、設置方式及び標識の種類により次に掲げるものを標準とする。

(1) 路側式

1) 警戒標識及び案内標識

ほぼ直角（ $80^\circ \sim 90^\circ$ ）

2) 規制標識及び指示標識

i) ii) 及び iii) の場合を除き、直角または斜め（ $45^\circ \sim 90^\circ$ ）とする。

ii) 道路の中央に設置する場合には直角とする。

iii) 「一方通行（326-A）」にあっては、平行または斜め（0°～45°）とする。

(2) 片持式及び門型式

原則として直角とする。

案内標識「著名地点（114-B）」については、道路及び歩行者交通の状況により適切な方向に取付けるものとする。

3-1-5 標示板の併設

同一の支柱に2以上の標示板を設置する場合には、次の各項に留意するものとする。

(1) 案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識の各標識は、相互に関連がある場合を除き、他の種類の標識との併設は原則として避けるものとする。

(2) 同じ種類の標識であっても、必要以上に併設しないものとする。特に警戒標識については、2以上の設置が考えられる場合においても、そのうち最も注意を要するもののみ設置し、原則として併設はしないものとする。

(3) なお、次のような場合には、標示板の併設について検討する必要がある。

1) 現に道路標識が設置されている場所に、近接して道路標識を設置する必要がある場合、あるいは近接した場所に新たに2以上の標識を設置する場合で、併設することにより設置効果が損なわれない場合。

2) 交通の規制が主として道路の構造上の理由で行われる場合の警戒標識の規制標識の併設

3-1-6 反射材料等

道路標識には、原則として、反射材料を用いるかまたは照明装置を施すものとする。

3-2 一般道路の案内標識

3-2-1 経路案内

(1) 交差点の予告案内

1) 交差道路（当該道路を含む。以下同じ。）の方面、方向をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面及び方向の予告（108-A、B）」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方または、中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

なお、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。

2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」に替えて、当該一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示した「方面及び方向の予告（108-A）」を原則として設置するものとする。

3) 上記のいずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。

(2) 交差点の案内

1) 交差道路の方面、方向を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離（105-A、

B、C）」または「方面及び方向（108の2-A、B）」を交差点の手前150m以内（105-A、B、Cは30m以内）の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、または交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、距離を案内するものとする。

なお、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号を表示するものとする。

- 2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内する必要のある交差点には、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を交差点の手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島または交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」に替えて、当該一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示した「方面及び方向（108の2-A）」を原則として設置するものとする。

- 3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。
- 4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道（120-A、B）」を設置して、まわり道等を案内するものとする。

(3) 確認案内

(3-1) 方面及び距離

- 1) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び主要な交差点の流出部で、方面及び距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離（106-A）」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯または交通島に設置して、進行方向の方面及びそこに至るまでの距離を案内するものとする。
なお、当該道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。

- 2) 距離表示は、標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路に沿った距離とする。

- 3) 目標地の中心地点とは通常市役所若しくは市町村役場の正面地点とする。

ただし、地域の状況その他特別な理由により、やむを得ない場合においては主要交差点、駅、繁華街、その他当該市町村内の代表地点とする。

(3-2) 路線番号

案内すべき路線番号のある道路の単路部及び主要な交差点付近には、国道にあっては「国道番号（118）」、都道府県にあっては「都道府県道番号（118の2）」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯または交通島に設置して、道路種別及び路線番号を表示するものとする。

(3-3) 道路の通称名

- 1) 案内すべき道路の通称名のある道路の主要な交差点等には、「道路の通称名（119-A、B）」を左側の路端または交差点における進行方向の正面の路端に設置して、道路通称名及びその方向を表示するものとする。
- 2) 案内すべき道路の通称名のある道路の単路部には、必要に応じて「道路の通称名（119-C）」を左側の路端、中央分離帯または交通島に設置して、道路の通称名及びその方向を表示

するものとする。

3-2-2 地点案内

(1) 行政境界の表示

市町村の境界には「市町村（101）」、都府県の境界には「都府県（102-A）」及び「市町村（101）」を道路の左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、当該市町村名または都府県名を表示するものとする。

また、必要に応じて、「市町村（101）」に市町村章を表わす記号を、「都府県（102-A）」に都府県章を表わす記号を表示してもよい。

(2) 著名地点の案内

- 1) 著名地点及び著名地点への分岐点等において必要がある場合には、「著名地点（114-A）」を道路の左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、著名地点若しくはその方向を案内するものとする。
- 2) 歩行者のための案内を行う必要がある場合には、「著名地点（114-B）」を歩道等に設置し、著名地点・方向・距離を案内するものとする。
- 3) 上記いずれの場合も、必要に応じて、公共施設等の形状等を表わす記号（シンボルマーク）を表示してもよい。

(3) 現在地の標示

主要な交差点、主要な町丁名、主要な橋やトンネル等交通上の主要な目標となる地点には、「主要地点（114の2-A、B）」を道路の左側の路端、車道の上方、中央分離帯または交差点における進行方向の正面の路端に設置して、現在地の地点名を標示するものとする。

3-2-3 道路の付属施設の案内

(1) 待避所

1車線の道路または車両のすれ違いが困難な道路で待避所のある場合には、「待避所（116の3）」を道路の路端に設置して、待避所の位置を案内するものとする。

(2) 非常電話及び非常駐車帯

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話（116の2）」、「非常駐車帯（116の4）」を設置してその位置を案内するものとする。

(3) 駐車場

道路管理者が設置または管理する駐車場の入口付近には、「駐車場（117-A）」を設置して、その位置を案内するものとする。

(4) 登坂車線

登坂車線には「登坂車線（117の2-A）」を登坂車線の始点の左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

3-3 都市間高速道路の案内標識

3-3-1 経路案内

(1) 都市間高速道路の入口への案内

都市間高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、「入口の方向（103-A、B）」、「入口の予告（104）」を設置して、都市間高速道路の入口へ案

内するものとする。

(2) インターチェンジ内における方面及び方向の案内

インターチェンジのランプ相互の分岐点及び必要と認められる道流路相互の分岐点には、「方面及び方向（108の2-E）」を設置して、方面及び方向を案内するものとする。

(3) 方面及び距離の案内

都市間高速道路に流入した地点及びインターチェンジ間隔が大きい場合にはその中間地点に「方面及び距離（106-B）」を設置して、方面及び距離を案内するものとする。

(4) 本線相互の分岐案内

都市間高速道路の本線相互の分岐地点の手前には、「方面及び車線（107-A）」、「方面及び方向（108の2-C）」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。

(5) 出口案内

都市間高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「出口の予告（109）」、「方面及び出口の予告（110-A）」、「方面及び出口（112-A）」及び「出口（113-A、B）」を設置して、出口の予告、行動点及び分岐点を案内するものとする。

なお、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として「方面、車線及び出口の予告（111-A）」を設置することができる。

3-3-2 地点案内及び道路の付属施設の案内

(1) 行政境界の標示

都市間高速道路上の都府県の行政境界には、「都府県（102-B）」を設置して、都府県の行政境界を標示するものとする。

(2) 著名地点の表示

河川、湖、トンネルなど交通の目標となる地点には、「著名地点（114-C）」を設置して、その名称を表示するものとする。

(3) 料金徴収所の案内

都市間高速道路の本線上において、料金徴収所がある地点の手前には、「料金徴収所（115）」を設置して、前方に料金徴収所があることを表示するものとする。

(4) サービスエリアの案内

サービスエリアの入口の手前及び入口付近には、「サービスエリア（116-A、B）」を、分岐点には「駐車場（117-B）」を設置して、サービスエリアを案内するものとする。

(5) 非常電話及び非常駐車帯の案内

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話（116の2）」、「非常駐車帯（116の1）」を設置して、その位置を案内するものとする。

(6) 登坂車線の案内

登坂車線には、「登坂車線（117の2-B）」を登坂車線の始点の左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。

3-4 都市内高速道路の案内標識

3-4-1 経路案内

(1) 都市内高速道路の入口に至る一般道路の主要な交差点及びその他必要と認められる地点には、

「入口の方向（103－A、B）」または「入口の予告（104）」を設置して、都市内高速道路の入口を案内するものとする。

(2) 方面及び距離の案内

都市内高速道路の入口またはその付近の車道上には、「方面及び距離（106－C）」を設置して、都市内高速道路の方面及び距離を案内するものとする。

(3) 本線相互の分岐案内

都市内高速道路の本線相互の分岐点の手前及び分岐点付近には、「方面及び方向（108の2－C、E）」を設置して、本線相互の分岐の案内を行うものとする。

(4) 出口案内

都市内高速道路の出口分岐点の手前及び出口分岐点付近には、「方面及び出口の予告（110－B）」及び「方面及び出口（112－B）」を設置して、出口を案内するものとする。

なお、出口に直結する車線が設けられている場合には、出口の予告として「方面、車線及び出口の予告（111－B）」を設置することができる。

また、出口分岐点には、「方面及び方向（108の2－D）」を設置して、本線の方向を案内するものとする。

3－4－2 地点案内及び道路の付属施設の案内

(1) 行政境界の標示

都市内高速道路上の都府県の行政境界には、「都府県（102－B）」を設置して、都府県の行政境界を標示するものとする。

(2) 著名地点の標示

河川、湖など交通の目標となる地点には、「著名地点（114－C）」を設置して、その名称を標示するものとする。

(3) 料金徴収所の標示

都市内高速道路の本線上において、料金徴収所がある地点の手前には、「料金徴収所（115）」を設置して、前方に料金徴収所があることを標示するものとする。

(4) 非常電話及び非常駐車帯の案内

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話（116の2）」、「非常駐車帯（116の4）」を設置して、その位置を案内するものとする。

3－5 警戒標識

3－5－1 進路形状の予告

(1) 交差点の予告

前方に交差またはロータリーがあり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「交差点あり（201－A～D）」または「ロータリーあり（201の2）」を設置するものとする。

(2) 道路の平面形状の予告

進路部において当該道路前方の屈曲屈折部の存在を予告する必要がある場合には、「右（又は左）方屈曲あり（202）」、「右（又は左）方屈折あり（203）」、「右（又は左）背向屈曲あり（204）」、「右（又は左）背向屈折あり（205）」または「右（又は左）つづら折りあり（206）」を設置するものとする。

(3) 道路の縦断形状の予告

走行上特に注意を要する急勾配の坂の手前ならびその途中で、特に慎重な運転を促す必要がある場合には、「上り急勾配あり（212の3）」または「下り急勾配あり（212の4）」を設置するものとする。

(4) 交通流の変化の予告

道路形状または道路工事等のため、ある部分またはある箇所から交通流が変化することを知らせる必要がある場合には、その状況に応じ「合流交通あり（210）」、「車線数減少（211）」、「幅員減少（212）」、「二方向交通（212の2）」または「道路工事中（213）」を設置するものとする。

3-5-2 路面または沿道状況の予告

(1) 施設の予告

同時に踏切または信号機があり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「踏切あり（207-A, B）」または「信号機あり（208の2）」を、また、学校、幼稚園、保育所等に入出する必要・あるいは幼児などを保護する必要がある場合には、「学校・幼稚園・保育所等あり（208）」を設置するものとする。

(2) 路面状況の予告

舗装された走行速度の高い道路において、特にすべりやすい箇所や路面の凹凸が大きい区間等で注意を喚起する必要がある場合には、「すべりやすい（209）」または「路面凹凸あり（209の3）」を設置するものとする。

(3) 沿道の危険の予告

路側よりの落石の恐れがあり道路通行者に注意を促す必要がある場合には、「落石の恐れあり（209の2）」を設置するものとする。

3-5-3 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告

(1) 横風の予告

強い横風の恐れがあり、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「横風注意（214）」を設置するものとする。

(2) 動物飛び出しの予告

動物が飛び出す恐れがあり、道路利用者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「動物が飛び出すおそれあり（214の2）」を設置するものとする。

(3) その他の危険の予告

（201）～（214の2）で表示しえない他の事由により、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「その他の危険（215）」を設置するものとする。

3-6 規制標識

3-6-1 規制標識設置の基本

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、若しくは自動車専用道路等の道路の出入の制限を明らかにするため、次の場合に規制標識を設置するものとする。

(1) 道路法第46条第1項若しくは第3項または第47条第3項の規定により道路の通行を禁止し、または制限する場合。

- (2) 車両制限令で定める車両についての制限に関する基準を特に明示する必要があると認められる場合。
- (3) 高速自動車国道、自動車専用道路、自転車専用道路等の入口、その他必要な場所に出入の制限の対象を明示する場合。

3-6-2 道路工事等に伴う規制標識

- (1) 道路法第46条第1項の規定に基づき、道路の通行を禁止し、または制限する場合には、必要な場所に所要の規制標識を設置するものとする。
- (2) 車両制限令第10条の規定に基づき、徐行その他の通行方法を定めたときは、当該通行方法を特に明示する必要があると認められる場所に、所要の規制標識を設置するものとする。

3-6-3 道路構造に係る通行の制限等

(1) 危険物積載車両通行止め

道路法第46条第3項の規定に基づき、水底トンネル等の区間において、爆発性または易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、または制限する場合には、当該区間の前面における左側の路端に、「危険物積載車両通行止め（319）」を設置するものとする。

(2) 道路構造に係わる車両の重量または高さの制限

- 1) 道路法第47条第3項の規定に基づき、車両でその重要または高さが安全であると認められる限度を超えるものの通行を禁止し、または制限する場合には、必要な場所に「重量制限（320）」または「高さ制限（321）」を設置するものとする。
- 2) 車両制限令第7条第1項若しくは第2項の規定に基づき、車両の総重量、軸重または輪荷重の限度値を定めた場合、当該限度値を特に明示する必要があると認められる場所には、「重量制限（320）」を設置するものとする。

3) 最大幅の明示

車両制限令第5条または第6条で定める道路との関係において通行できる車両の最大幅を特に明示する必要があると認められる場合には、当該道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端に「最大幅（322）」を設置するものとする。

4) 専用道路の指定に基づく出入制限の対象の明示

高速自動車国道または自動車専用道路、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路または歩行者専用道路の指定がなされた道路にあっては、通行の禁止または制限の対象を明示するため、当該道路の入口その他必要な場所の路端に「自動車専用（325）」、「自転車専用（325の2）」、「自転車及び歩行者専用（325の3）」または「歩行者専用（325の4）」を設置するものとする。

3-7 指示標識

3-6に係る各種の規制を行う際ににおいて、交通の安全及び円滑を図るために必要がある場合には、「規制予告（409-A、B）」を設置するものとする。

第4節 道路標識の設計、施工

4-1 材 料

(1) 標示板の基板及び支柱

標示板の基板及び支柱に使用される材料については、十分な強度を持ち、耐久性に優れ、維持管理が容易で、しかも付近の状況に調和した材質及び形状のものでなければならない。

(2) 反射材料

反射材料は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が容易なものでなければならない。

(3) 照明装置

照明装置は、視認上適切な照度を有し、耐久性があり、維持管理が容易なものでなければならない。

4-2 構 造

(1) 標示板の基板

標示板の基板は、3-1-3で定める大きさとし、十分な強度を持った構造としなければならない。

(2) 標識の支柱

道路標識の支柱は、板の大きさ及び設置場所の状況等を勘案して、十分な強度を持った構造としなければならない。

4-3 基礎及び施工

道路標識の基礎は、標示板・支柱の自重及び風荷重を考慮して設計するものとする。道路標識の施工は、他の構造物及び交通に影響することなく、安全かつ確実に行わなければならない。

第5節 道路標識の維持管理

5-1 概 説

道路標識は、設置後においてもその効用が損われることがないよう維持管理を十分行い、常に良好な状態に保たれるよう配慮しなければならない。

5-2 点検及び補修

道路標識は、個々の標識が相互に有機的なつながりを持ち、一貫した道路交通上の指示を与えるものであるから、適宜巡回点検を行う必要がある。また、台風等の異常気象の直後にも点検を行うことが望ましい。

点検により異状を認めた場合は速やかに補修しなければならない。建築限界を侵している場合は大きな事故につながる恐れもあるので特に速やかに補修しなければならない。

5-3 道路標識調書

道路標識の維持管理を合理的かつ迅速に行うために道路標識調書を整備し、必要な事項を記載することが望ましい。

62道維第144号
昭和62年6月2日

部内各課 } 長 殿
出先機関の

土木部長

道路標識設置運用基準等の改訂について

今般、昭和61年10月25日付で標識令が改正されこれに伴い昭和61年11月1日付「道路標識設置基準の改訂について」の通知がありました。よって長野県の運用基準が必要となり、今回別添運用基準を定めました。これに伴う土木工事仕様書、特記仕様書についても別添のとおり運用しますので下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないようにお取計らい願います。

記

1. 適用期日 昭和62年6月1日
2. 本運用基準は、道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）を基に定めたものである。
3. 本運用基準以外については、道路標識設置基準・同解説（社団法人日本道路協会発行）によること。
4. 長野県土木部設計基準(1)第6編第4章は、別添道路標識設置運用基準に改定する。
5. 長野県土木工事仕様書、第2章第13節第237条を別添のとおり運用する。
6. 長野県土木工事特記仕様書集「4. 道路標識製作ならびに設置特記仕様書」を別添のとおり運用する。

道 路 標 識 設 置 運 用 基 準

第1節 総 則

1. 改正の趣旨

今回の改正は、より見やすく、わかりやすく、かつ親しみやすい案内標識をめざすとともに、国際化に積極的に対応するため、原則として全案内標識についてローマ字併記を基本とすることと「方面、方向及び道路の通称名」、歩行者用案内標識、「登坂車線」、「動物が飛び出すおそれあり」等の新設、「踏切注意」のデザインの追加、高速道路に設置する標識の大型化等を図るとともに、これらに伴い、備考の規定の整備を行うこととしたものである。

2. 基準の目的

道路標識の設置については、道路法第45条第1項に「道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない」とされており、道路標識の種類、様式、設置場所等は「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という）に基本的な事項が定められている。

本基準は標識令の規定を受けて、道路標識の整備計画、設計、施工及び維持管理を行うのに必要な技術的基準を定め、その統一的な整備を図ることを目的としてものである。

3. 適用の範囲

本基準は標識令に基づき、道路法の道路に道路管理者が道路標識を整備する場合に適用するものとする。既設標識の維持、修繕等においても本基準の趣旨にかんがみこれを準用することが望ましい。

なお、道路情報表示装置は本基準の適用外とする。

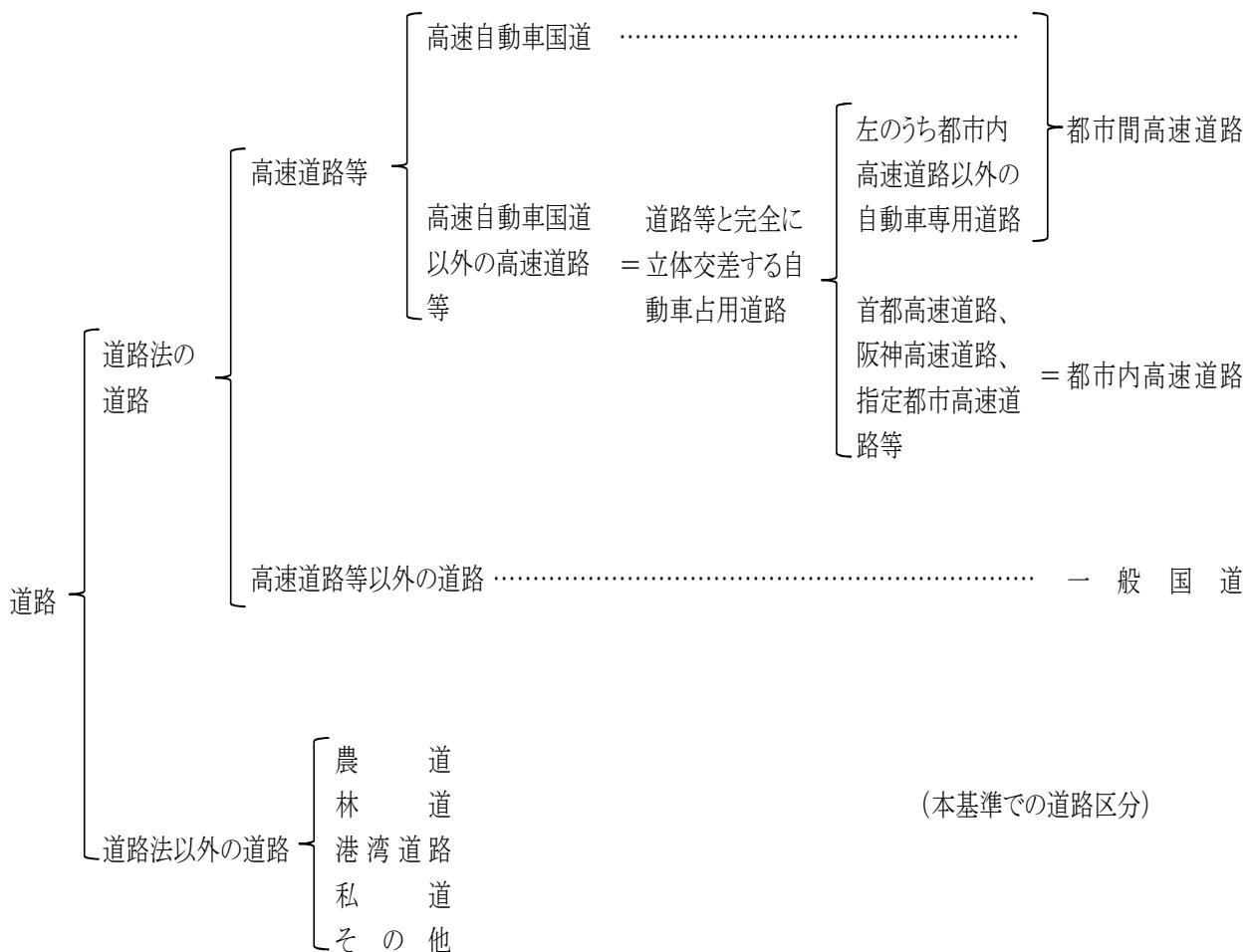


図 1－1 道路の区分の概念図

第2節 道路案内標識の設置体系

1 整備水準

道路標識は、標識の種類や規格、交通の特性等を勘案し、必要な整備水準が保持されるよう合理的な設置計画に基づいて設置するものとする。

道路標識は個々の標識の設置が適切であることも重要であるが、路線としてあるいは道路網として眺めたときに、統一のとれた整備がなされていないと適正な機能の発揮は望み難い。したがって道路の種類や規格、交通の量や質等の特性に応じて一定の整備水準と設置の優先度を定め、体系的な整備を図ることが重要である。

以下に、案内標識と警戒標識の設置体系についての基本的な考え方を述べる。

(1) 案内標識

案内標識は道路利用者に対し、目的地の方向・距離、現在地、道路付属施設等を案内するものであり、サービス機能が主体である。したがって交通量の多い道路、平均トリップ長の長い道路、他

地域からの流入交通の多い道路等、高いサービス度が要求される道路ほど案内標識設置の優先度は高いと言える。特に路線番号標識や交差点での予告案内－交差点案内－確認案内の標識の様な経路案内については、当該道路及び交差道路の種類に応じて設置頻度や案内システム等に関する標識整備の水準が設置されるべきである。

以下、幹線市町村道以上の道路（高速道路等を除く）を対象として、道路の機能に応じた案内標識設置の目安を示す。なお、その他の道路についても、道路及び交通の状況を勘案して、必要に応じて、案内標識を設置するものとする。

1) 道路の機能分類

道路を、その道路が、全体の道路網の中で果たすべき機能に着目して次の三つに分類する。

ア 主要幹線道路

主として地方生活圏及び大都市圏内の骨格となるとともに、高速自動車国道を補完して生活圏相互を連絡する道路をいう。

イ 幹線道路

地方部にあっては、主として地方生活圏内の二次生活圏の骨格となるとともに、主要幹線道路を補完して、二次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部になっては、その骨格及び近隣住区の外郭となる道路をいう。

ウ 補助幹線道路

地方部にあっては、主として地方生活圏内の一次生活圏の骨格となるとともに幹線道路を補完し、一次生活圏相互を連絡する道路をいう。

都市部にあっては近隣住区内の幹線となる道路をいう。

注) ここで用いた地方生活圏、一次生活圏及び二次生活圏の用語は建設省地方生活圏構想（地域計画の主要課題、昭和43年7月）において使用する用語の例によるもので同構想によればこれらは以下のように定義されている。

地方生活圏…………ある程度の大きさをもった都市を中心として、いくつかの二次生活圏から構成される地域をいう。

二次生活圏…………大きな買物ができる商店街、専門医をもつ病院、高等学校などからなり広範囲の利用圏をもつ都市を中心に一次生活圏をいくつかその中に含む地域をいう。

一次生活圏…………役場、診療所、中学校などの基礎的な公共施設が集まっていて、それらのサービスが及ぶ地域をいう。

県下の道路分類は、以下のとおりとする。

(表 2－1)

道路種別 道路分類	一般国道		主要地方道	一般県道	市町村道
	指定区間	指定区間外			
主要幹線道路	R 18, 19, 20	R 117, 141 144, 147 148, 151 153, 158 292, 299			
幹線道路		その他の国道			
補助幹線道路A			・その他の主要道路 (2000台／12h以下)	・2000台／12h以下)	・2000台／12h以下)
補助幹線道路B			・その他の主要道路 (2000台／12h以下)	・2000台／12h以下)	・2000台／12h以下)

2) 経路案内標識の設置の目安

ア 交差点付近

交差点付近に設置する経路案内標識の設置の目安を、対象道路及び交差道路の種類に応じて整理すると表2－2のようになる。ただし、道路及び交通の状況により、これによることが適切でない場合は、この限りではない。

(表 2－2) 交差点に設置する経路案内標識の設置目安

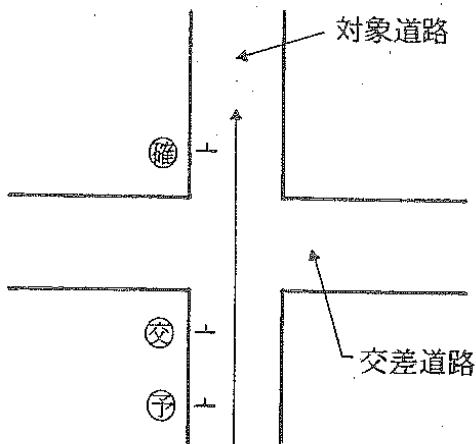
交差道路 対象道路	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路A	補助幹線道路B
主要幹線道路	(予) (交) (確)	(予) (交) (確)	予 (交) (確)	予 (交) (確)
幹線道路	(予) (交) (確)	(予) (交) (確)	予 (交) (確)	予 (交) (確)
補助幹線道路A	予 (交) (確)	予 (交) (確)	予 (交) (確)	予 (交) (確)
補助幹線道路B	予 (交) 確	予 (交) 確	予 (交) 確	予 (交) 確

○ ……原則として設置する

○ ……必要に応じて設置する

注) 本表は、予告案内標識、交差点案内標識、確認案内標識を、すべて対象道路上に設置するものとして整理している。

予……予告案内標識 (108系)
交……交差点案内標識 (105系、108系)
確……確認案内標識 (106-A、118系、
119系)



イ 単路部

単路部に設置する経路案内標識の設置の目安を対象道路の種類に応じて整理すると表2-3のようになる。ただし、道路及び交通の状況により、これによることが適切でない場合は、この限りではない。

(表2-3) 単路部に設置する経路案内標識の設置の目安

標識種別 対象道路	方 向 及 び 距 離 (106-A)	国 道 番 号 (118)	都道府県道番号 (118の2)	道 路 の 通 称 名 (119-C)
主要幹線道路	○	○		○
幹 線 道 路	○	○	○	○
補助幹線道路A	○		○	○
補助幹線道路B				○

注1) ○……設置すべきもの ○……必要に応じて設置するもの

注2) 118、118の2には、補助標識「地名」を付置することが望ましい。

(2) 警戒標識

警戒標識は、交通安全を図るため、運転者に適切な位置で適切な警告を与えるものであり、案内標識と異なって設置本数がただちに整備水準の指標とはならない。また、警戒標識の過度な設置はかえって警告効果を弱めるだけなく、標識乱立の一因ともなるので、適正な設置計画をたてることが重要である。

警戒標識の設置の基本については、その情報内容の性格により、次の4種類に大別して考える必要がある。

- 1) 道路線形・視距等幾何構造物の要素に対する警告を示すもの。
- 2) 「すべりやすい」「路面凹凸あり」「落石のおそれあり」のように、路面状況、沿道状況等に起因する危険を警告するもの。
- 3) 踏切、学校等のように通行上注意すべき施設の存在を示すもの。
- 4) 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意を予告するもの。

2 公安委員会が所管する標識との関係

道路標識には、道路管理者が設置する標識と都道府県公安委員会が設置する標識とがあり、設置にあたっては両者の関係について次の各項に留意するものとする。

- 1) 案内標記、警戒標識を規制標識、指示標識とは相互に補完しあい、全体として設置効果をより高めるよう調整を図ること。
- 2) 案内標識、警戒標識と規制標識、指示標識とは相互に補完しあい、全体として効果設置をより高めるよう調整を図ること。
- 3) 両者が設置する規制標識は、相互に競合し合わないように調整を図ること。

〔解説〕

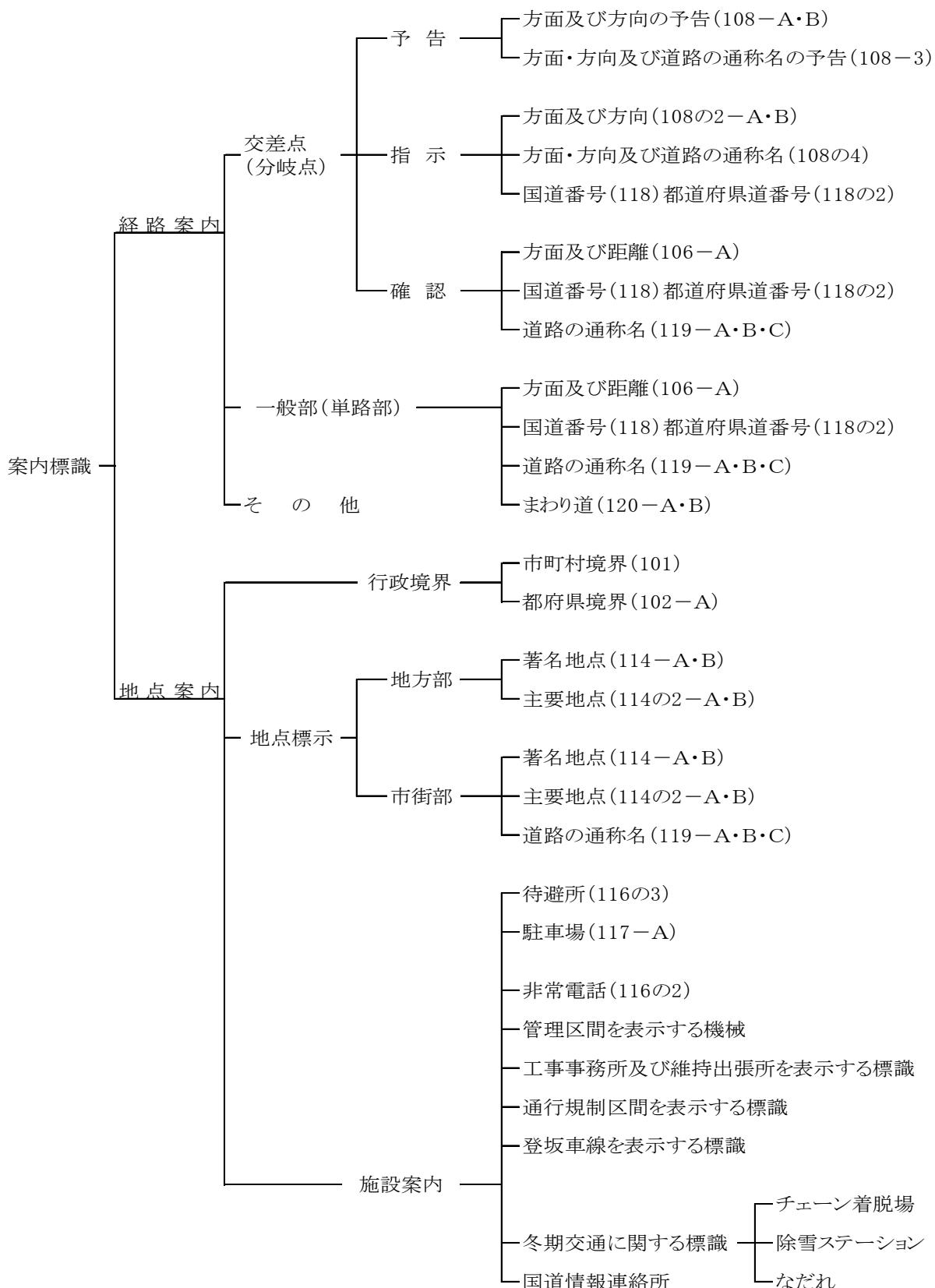
道路標識は、道路法第45条第1項、第48条第1項及び第2項、第48条の5第2項、第48条の9第4項、高速自動車国道法第17条第2項及び道路交通法第4条第1項のいずれかの規定に基づき設置される。このうち道路交通法に基づくものは都道府県公安委員会が設置し、その他については当該道路の管理者が設置する（「標識令」第4条）。これを標識の種類と設置者の区分と出整理したものが表2-4である。

表 2-4 道路標識の設置者の区分

種類 区分	案内標識	警戒標識	規制標識	指示標識
道路管理者 のみが設置 するもの	全案内標 識	全警戒標 識	危険物積載車両通行止め、最大幅、自動車専用	—
公安委員会 のみが設置 するもの	—	—	大型貨物自動車等通行止め、大型乗用自動車通行止め、二輪の自動車・原動機付自転車通行止め、自転車以外の軽車両通行止め、自転車通行止め、車両横断禁止、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止、追越し禁止、駐停車禁止、駐車禁止、駐車余地、時間制限駐車区間、最高速度、特定の種類の車両の最高速度、最低速度、車両通行区分、専用通行帯、路線バス等優先通行帯、進行方向別通行区分、原動機付自転車の右折方法（二段階）、原動機付自転車の右折方法（小回り）、警笛鳴らせ、警笛区間、前方優先道路一時停止、一時笛区停止、歩行者通行止め、歩行者横断禁止	並進可、軌道敷内通行可、駐車可、停車可、優先道路、中央線、停止線、横断歩道、自転車横断帯、安全地帯
公安委員会 及び道路管 理者の両者 が設置する もの	—	—	通行止め、車両通行止め、車両進入禁止、二輪の自動車以外の自動車通行止め、車両（組合せ）通行止め、指定方向外進行禁止、自転車専用、自転車及び歩行歩行者専用、歩行者専用、一方通行、徐行、重量制限、高さ制限（最後の二種類については、公安委員会の設置するものは道路法の道路以外の道路に限る）	規制予告

第3節 道路案内標識の種類

案内標語は、下図のように「経路案内」と「沿道案内」に大別される。



第4節 案内標識

1 経路案内

(1) 交差点の予告案内

1) 交差道路（当該道路を含む。以下同じ。）の方面、方向をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面及び方向の予告（108-A、B）」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

なお、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。（国道番号のみ）

2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通名称の予告（108の3）」を交差点の手前300m以内の地点における左側の路端、車道の上方または中央分離帯に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名及びその分岐点までの距離を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」にかえて、当該一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示した「方面及び方向の予告（108-A）」を原則として設置するものとする。

3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。

・予告案内の必要とする交差点とは、片側2車線以上及び見通しの悪い交差点

（交差点案内標識が200m程度で見通せない交差点）とする。



(108-A)



(108-B)



(108の3)

(2) 交差点の案内

1) 交差道路の方面、方向を案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び距離（105-A、B、C）」又は「方面及び方向（108の2-A、B）」を交差点の手前150m以内（105-A、B、C）は30m以内）の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、距離を案内するものとする。

なお、交差道路に案内すべき経由路線番号がある場合がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。（国道番号のみ）

2) 交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名をあらかじめ案内する必要がある交差点には、「方面、方向及び道路の通名称（108の4）」を交差点の手前150m以内の地点における左側の路端、車道の上方、中央分離帯若しくは交通島、又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、交差道路の方面、方向、経由する道路の通称名を案内するものとする。

ただし、通称名のある交差道路が一般国道である場合には、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」にかえて、当該一般国道の路線名に係る数字を経由路線番号として表示した「方面及び方向（108の2-A）」を原則として設置するものとする。

3) 上記いずれの場合も必要に応じて高速道路等の通称名を方面として案内するものとする。

4) 工事等のため、まわり道を示す必要がある交差点には、「まわり道（120-A、B）」を設置して、まわり道等を案内するものとする。

(105) 系統と(108) 系統とは、それぞれ次の様な性格がある。

(105) 系統は、表示板面を有効に利用して、方面、方向及び距離を案内できる。反面、表示板の全面に表示がなされているので、判読性はあまりよくない。これに対し(108) 系統は、表示板上のレイアウトに多少空白を生ずるが、交差形状の表示や交通流に合わせた案内ができ、判読しやすい。

このようなことから、重要な交差点にはできるだけ(108) 系統を設置するのが望ましい。

表4-1にこれらの使用区分を示す。

(表4-1) (105) 系統と(108) 系統との使用区分

種類	使用区分
(108) 系統	主要幹線道路 幹線道路 補助幹線道路A
(105) 系統	補助幹線道路B



(105-A)



(105-B)



(105-C)



(108の2-A)



(108の2-B)



(108の4)



(120-A)



(120-B)

(3) 確認案内

(3-1) 方向及び距離

1) 長距離交通の多い主要な道路の単路部及び主要な交差点部の流出部で、方面及び距離を案内する必要がある場合には、「方面及び距離（106-A）」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、進行方向の方面及びそこに至るまでの距離を案内するものとする。

なお、当該道路に案内すべき経由路線番号がある場合には、当該経由路線番号も表示するものとする。（国道番号のみ）

2) 距離表示は、標識の設置場所から案内している目標地の中心地点までの道路に沿った距離とする。

3) 目標地の中心地点とは、通常市役所若しくは町村役場の正面地点とする。

ただし、地域の状況その他特別の理由により、やむを得ない場合においては主要交差点、駅、繁華街、その他当該市町村内の代表地点とする。

・設置位置は、交差点付近では、500m以内を原則とする。又单路部では10kmを原則とする。

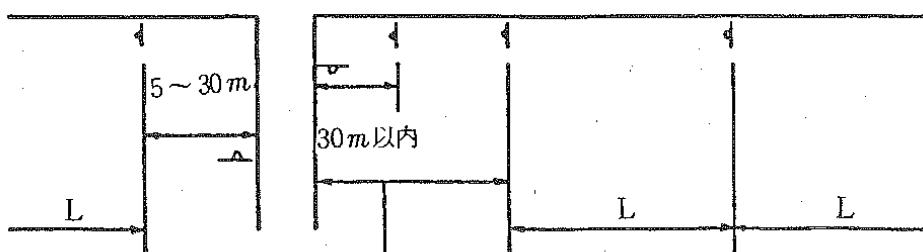
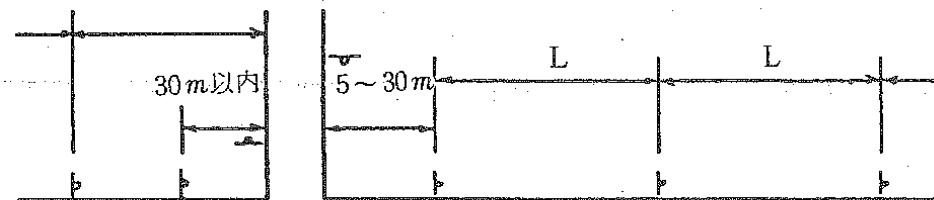
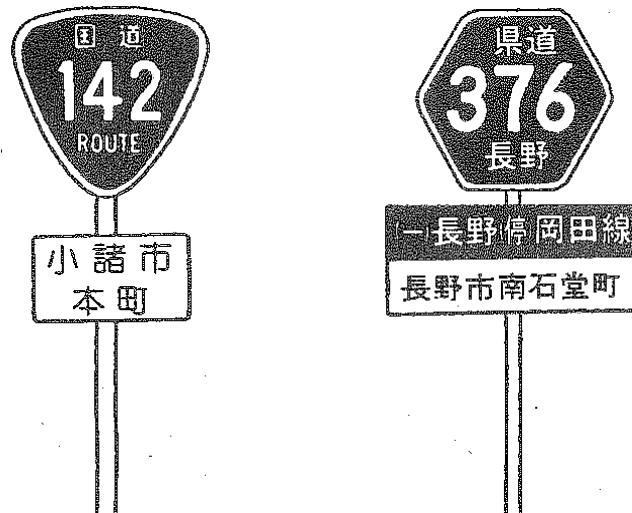


(106-A)

(3-2) 路線番号

案内すべき路線番号のある道路の単路部及び主要な交差点付近には、国道にあっては「国道番号（118）」、都道府県にあっては「都道府県番号（118の2）」を左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交通島に設置して、道路種別及び路線番号を表示するものとする。

・補助板も設置すること。

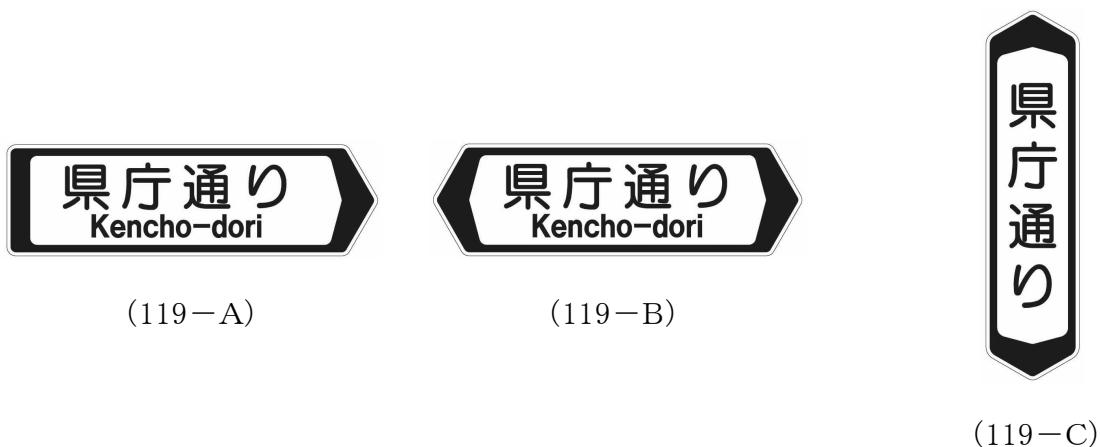


{ 原則 100m~300m
市街地等複雑な場合 100m~150m

- ・交差道路は、補助幹線道路Aまでを標準とする。
- ・L：主要幹線道路ば全部及び幹線道路の2,500台／12h以上は、2km以内を標準とする。
その他道路は4km以内を標準とする。

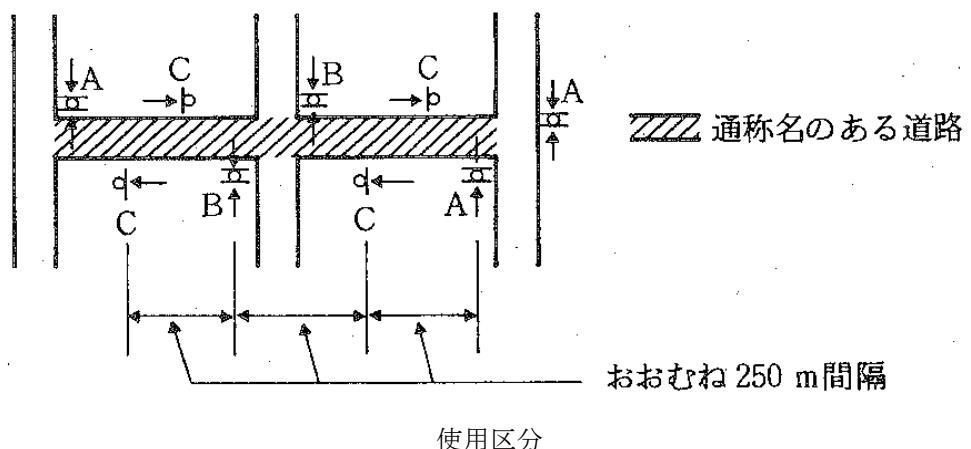
(3-3) 道路の通称名

- 1) 案内すべき道路の通称名のある道路の主要な交差点等には、「道路の通称名（119-A、B）」を左側の路端又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、道路通称名及びその方向を表示するものとする。
- 2) 案内すべき道路の通称名のある道路の単路部には、必要に応じて「道路の通称名（119-C）」を左側の路端、中央分離帯又は交通島に設置して、道路の通称名及びその方向を表示するものとする。



(表4-2) 種類及び使用区分

種類	使用区分
A	道路通称名のある道路の起終点
	道路通称名のある道路が交差点で屈折している場合
B	道路通称名のある道路で上記以外の交差点の場合
C	道路通称名のある道路の単路部



1 地点案内

(1) 行政境界の表示

市町村の境界には「市町村（101）」、都府県の境界には「都府県（102-A）」及び「市町村（101）」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、当該市町村名又は都府県名を表示するものとする。

また、必要に応じて、「市町村（101）」に市町村章を表わす記号を、「都府県（102-A）」に都府県章を表わす記号を表示してもよい。

- ・市町村章及び都府県章の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下とし、用いる色彩は、青色とする。
- ・設置対象道路は、幹線道路までを原則とする。



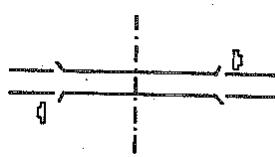
(102-A)



(101)

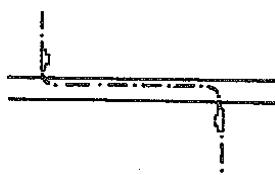


原 則

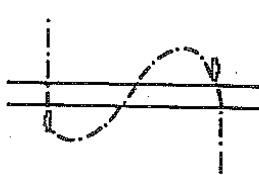


境界が橋及びトンネル

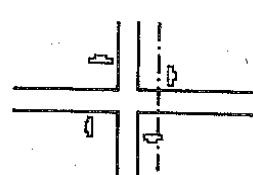
上の場合



境界が道路上にある
場合



境界と道路が直近で入
りこんでいる場合



境界が交差点又は
交差点に近い場合

設 置 場 所

(2) 著名地点の案内

- 1) 著名地点及び著名地点への分岐点等において必要がある場合には、「著名地点（114-A）」を道路の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、著名地点若しくはその方向を案内するものとする。
- 2) 歩行者のための案内を行う必要がある場合には、「著名地点（114-B）」を歩道等に設置し、著名地点・方向・距離を案内するものとする。
- 3) 上記いずれの場合も、必要に応じて、公共施設等の形状等を表わす記号（シンボルマーク）を表示してもよい。

・シンボルマークの表示方法（大きさ、色）は、市町村章等と同様とする。



(114-A)



(114-B)

著名地点としては交通施設、文化施設、観光施設、その他公共施設等が対象になり、その具体例としては停車場、空港、港湾、図書館、博物館、公園、名所・旧跡、温泉地、官公署、病院、橋、トンネル、河川、湖等があげられる。

これらのうち、道路標識に用いられる施設は、不特定多数の人が利用する公共施設が対象となる。

- ・交 通 施 設……駅、空港
- ・文 化 施 設……県立以上の公園、図書館、博物館、文化会館等
- ・觀 光 施 設……名所・旧跡、河、湖等で別添資料一に示したものを原則とする。
- ・その他の公共施設……官公署、病院（公立以上）、長大橋、400m程度以上のトンネル

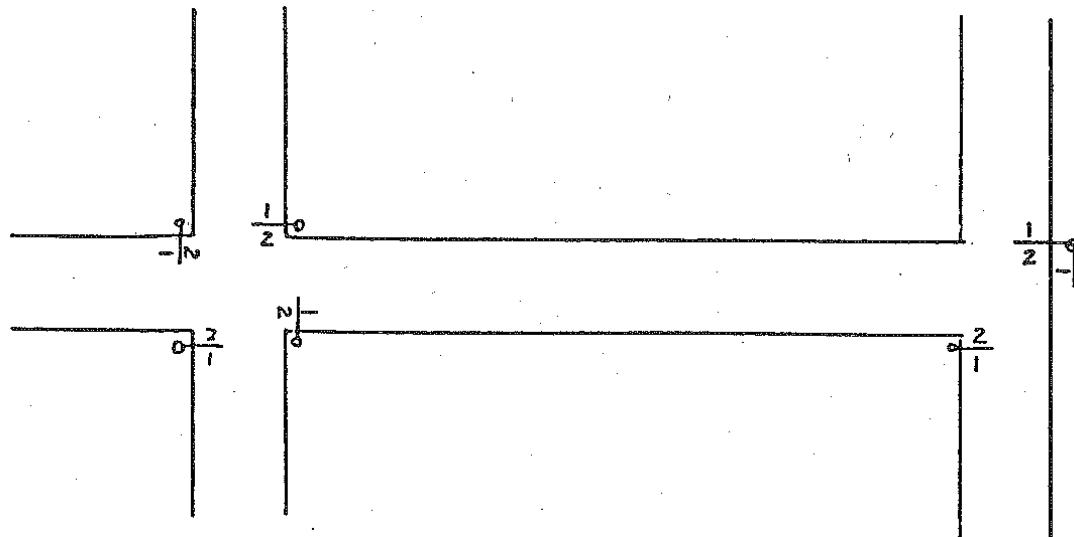
(1) 現在地の表示

主要な交差点、主要な町・丁目、主要な橋やトンネル等交通上の主要な目標となる地点には、「主要地点（114の2-A、B）」を道路の左側の路端、車道の上方、中央分離帯又は交差点における進行方向の正面の路端に設置して、現在地の地点名を表示するものとする。

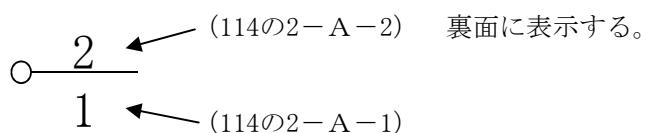


(114の2-A-1) (114の2-A-2)

(114の2-B)



- (114の2-A-2) は、片側2車線以下の道路において、右側へ設置する。



(表4-3) 地点名の選定方法

有名な地点名の有無	地 点 名 の つ け 方
有	一般に広く親しまれている著名な地点名がある場合は、その名称 交通のターミナルがある場合はその名称 有名な目標物又は視認性のよい目標物がある場合はその名称
無	住居表示の町・丁目 その他その地点を代表するような名称

地点名を決める際の主なる留意点は次のとおり。

- 1) 1地点に対して1地点名とし、同じ地点名を同一地域内では2つ以上の地点にはつけない。これは町・丁目で地点名をつけようとするとき、道路は住居表示法に基づく町・丁目の境界になっていることが多く、同一地点に2つ以上の地点名がついたり、同じ地点名が2つ以上の地点につくことを避けようとするためである。特に交差点を案内する際に、方向により異なる主要地点名を表示することは、道路利用者に混乱をもたらすおそれがあるため、一つの交差点には、表示する方向にかかわらず同じ主要地点名を表示するものとする。
- 2) 一見して判断の苦しむ（現在地の確認がしにくい）地点名はつけない。
たとえば、○○通りと名称をつけた場合、地点名とは判断しにくく、通り名と判断する可能性があり道路利用者を迷わせる。
- 3) 小さな目標物や営業用の広告とみられるような地点名は、極力つけないようにする。
- 4) 字数を少なくするほど判読性がよくなるので、通常略して用いられているもの、または略しても道路利用者に誤解なく判読できると思われる場合は略した方がよい。
- 5) 以上のように地点名をその地点にあった適切なものとするために、設置する場所の区市町村、関連する道路管理者、警察署等の関係機関と調整して決める必要がある。

3 道路の付属施設の案内

(1) 待避所

1 車線の道路又は車両のすれ違いが困難な道路で待避所のある場合には、「待避所（116の3）」を道路の路端に設置して、待避所の位置を案内するものとする。



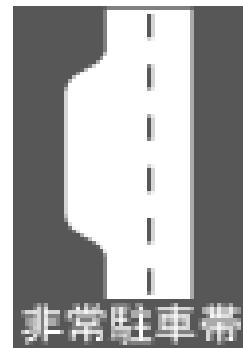
(116の3)

(2) 非常電話及び非常駐車帯

非常電話及び非常駐車帯には、それぞれ「非常電話（116の2）」、「非常駐車帯（116の4）」を設置してその位置を案内するものとする。



(116の2)



(116の4)

(3) 駐車場

道路管理者が設置又は管理する駐車場入口付近には、「駐車場（117-A）」を設置して、その位置を案内するものとする。



(117-A)

(4) 登坂車線

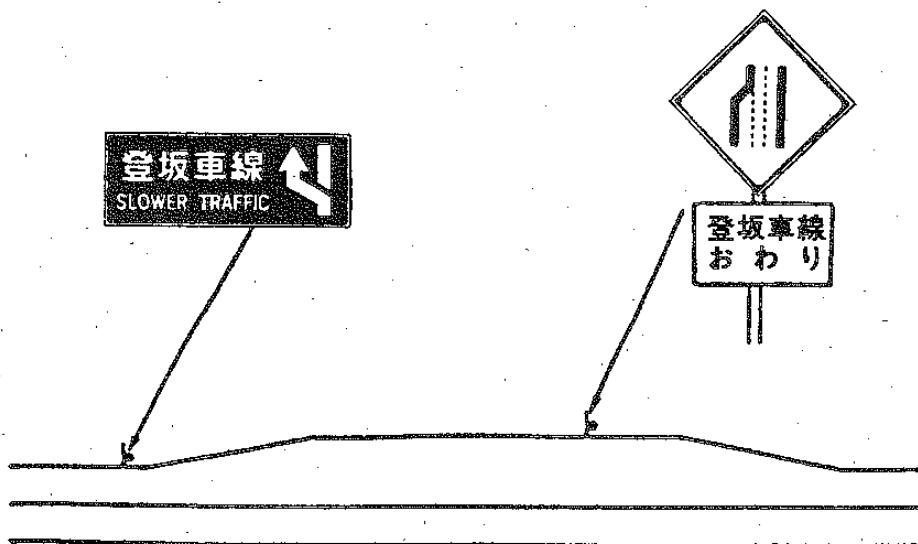
登坂車線には「登坂車線（117の2-A）」を登坂車線の視点の左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。



(600×1600)

(117の2-A)

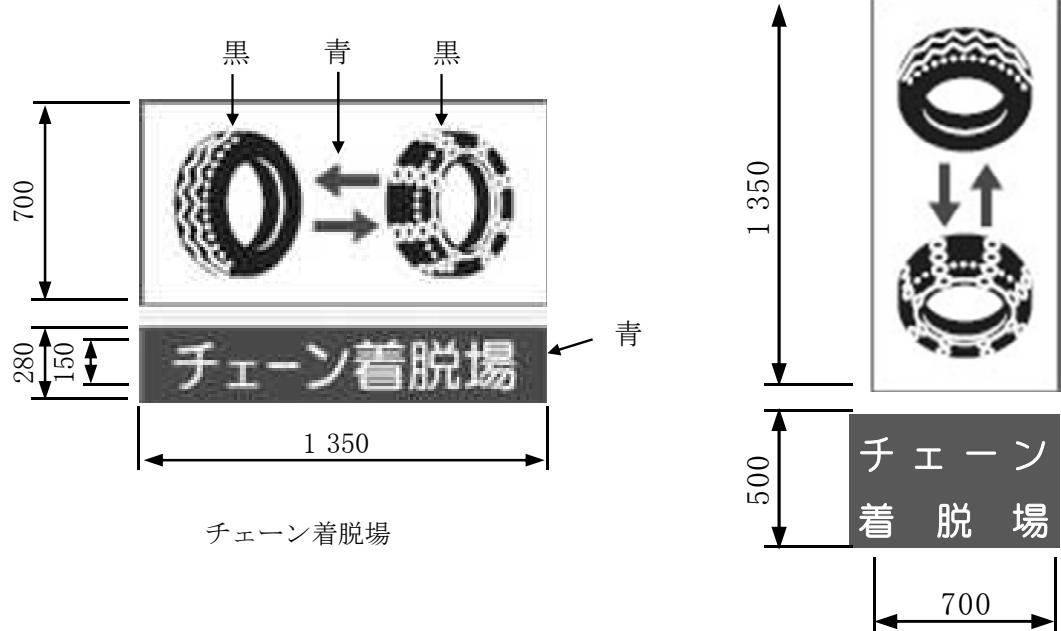
なお、登坂車線の終端側テープ一部の始点の手前50～200mには、警戒標識「車線数減少（211）」を設置して、登坂車線の終りを知らせるとよい。



(117の2-A) の設置例

(5) チェーン着脱場

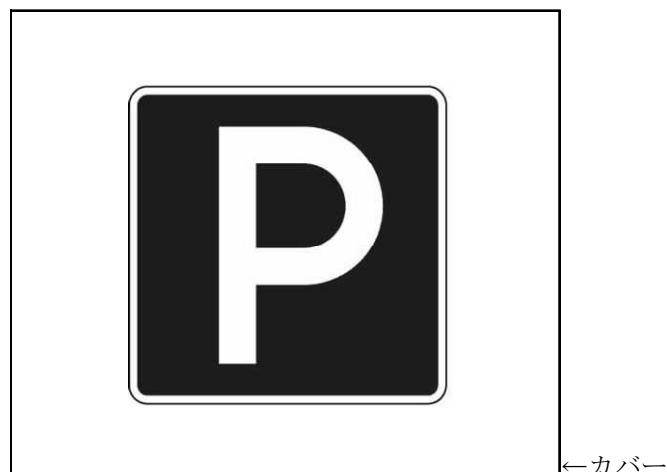
道路管理者が設置又は管理するチェーン着脱場の入口付近には「チェーン着脱場」を左側の路端、車道の上方又は中央分離帯に設置して、その位置を案内するものとする。



(設置場所にゆとりのない場合)

- 冬期以外は、標識を被覆又は撤去すること。

例……カバーに駐車場のマークを印刷する。



第5節 案内標識の目標地の採用基準

1 目標地の採用は、道路の分類に応じ次を標準とする。

(表5-1)

目標地分類 道路分類	基 準 値	重 要 地	主 要 地	一 般 地	著 名 地 点
主要幹線道路	●	◎	○		
幹線道路		◎	◎	○	○
補助幹線道路 A		◎	◎	○	○
補助幹線道路 B		◎	◎	○	○

1. ◎第1ランク……原則として用いる地名
○第2ランク……2地名表示の場合に用いる場合
●基準値使用……106標識で3地点の場合に用いる地名
2. 補助幹線道路で目標地が第1ランク（一般地）のみの場合は、当該路線の起終点又は接続する上位路線（重複している場合も含む）の目標地を第1ランクとして用いることができる。

2 目標地の表示基準（表示の原則）

案内標識は、表示の連續性を保つ上から同一路線上では、予告、指示、確認標識は同一地名を用い、一度表示した地名は目的地に到達するまで表示する。

また交差点で他の路線（左右折）の表示地名についても同様に表示することを原則とする。表示方法は以下による。

- (1) 予告、指示標識に表示する目標地は、当該路線の直進方向では2地名又は1地名表示とする。
また交差する道路の方向の地名は1地名表示で直近の第1ランクの地名を表示することを原則とする。

なお、当該路線の交差点で直進方向を2地名表示する場合は横2列に表示する。その場合、左側は直近第1ランク地名（遠くの目標地）を、右側は直近第2ランク地名とする。ただし直近第1ランク地名が直近第2地名より当該路線上近地点である時は、右側に直近第1ランク地名を、左側にその次の第1ランク地名を表示する。

また、当該路線が交差点で屈折していて、当該進入方向に2地名表示する場合は、縦2列に表示する。その場合、上段は直近第1ランク地名を、下段は直近第2ランク地名とする。ただし、直近第1ランク地名が直近第2ランク地名より当該路線上近地点であるときは、下段に直近第2ランク地名を、上段にその次の第1ランク地名を表示し、近遠差を重視する。

- (2) 確認標識に用いる目標地の地名表示の他に上位道路等主要幹線の路線名を案内することができる。
又、路線番号でも表示することができる確認標識に表示する目標地は2地名を原則とする。ただし、

主要幹線道路で特に遠距離より基準値を表示する場合は3段表示する。なお、表示地名の配列順序は前述の予告、指示標識と同様とし、基準値は最上段に表示する。

- (3) 目標地は、その地名が表わす行政区域の区域外で使用する。ただし行政区域内であって非市街部から使用する場合は「〇〇市街」又は、市街部に特別主要地を設ける。

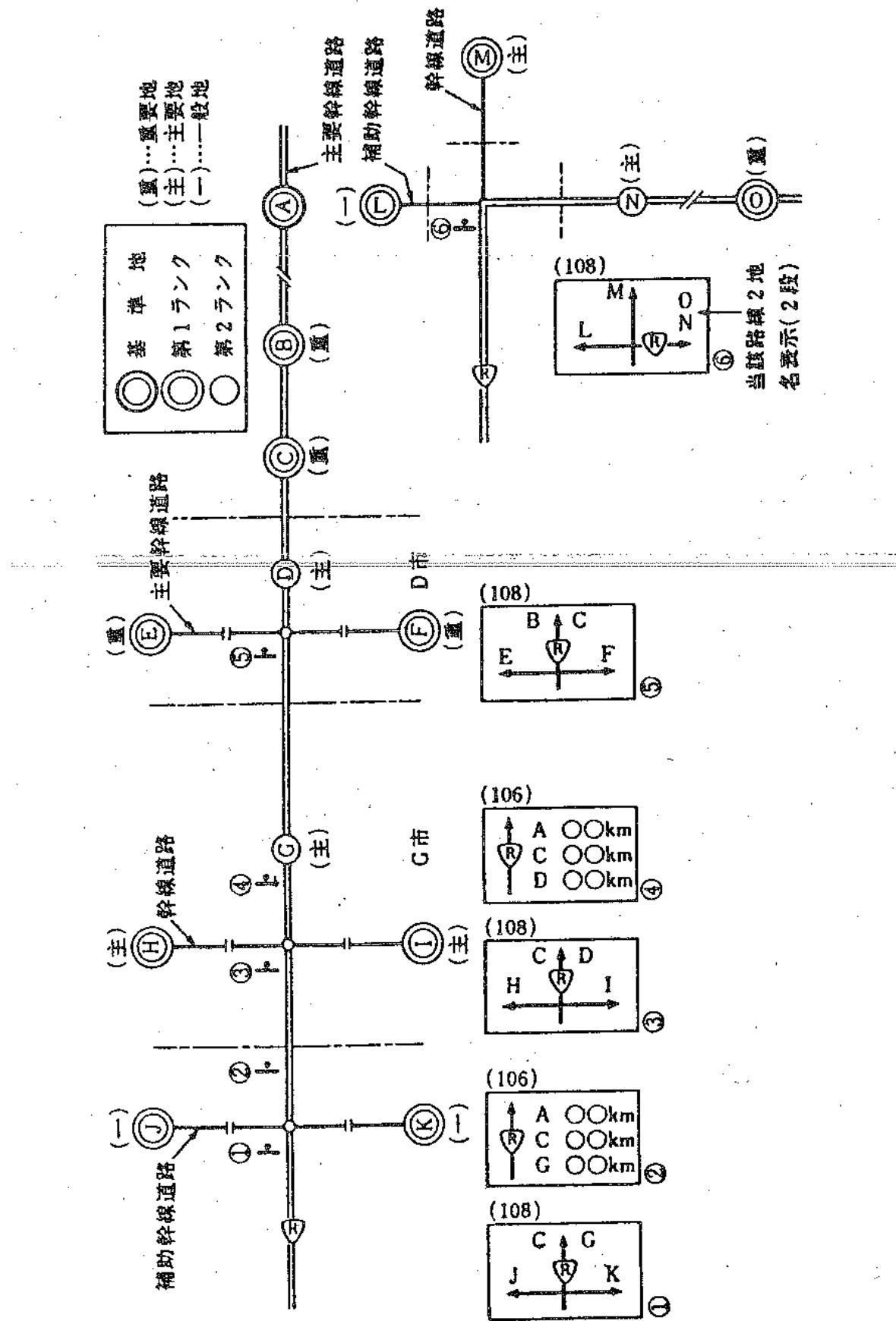
方面案内で使用する一般地の中の著名地点は、その行政区域内に入ってから用いることを原則とする。

- (4) 長野県内の目標地は、原則として別添資料-1によること。

- (5) 著名地点の105系、106系、108系での取扱い方

- 1) 直進方向には、原則として表示しない。
- 2) 左右の表示で表示可能な著名地点数は、それぞれ1地点までとする。
- 3) 目標地の採用に当たっては、経路案内を優先し、著名地点は2次的な扱いとする。

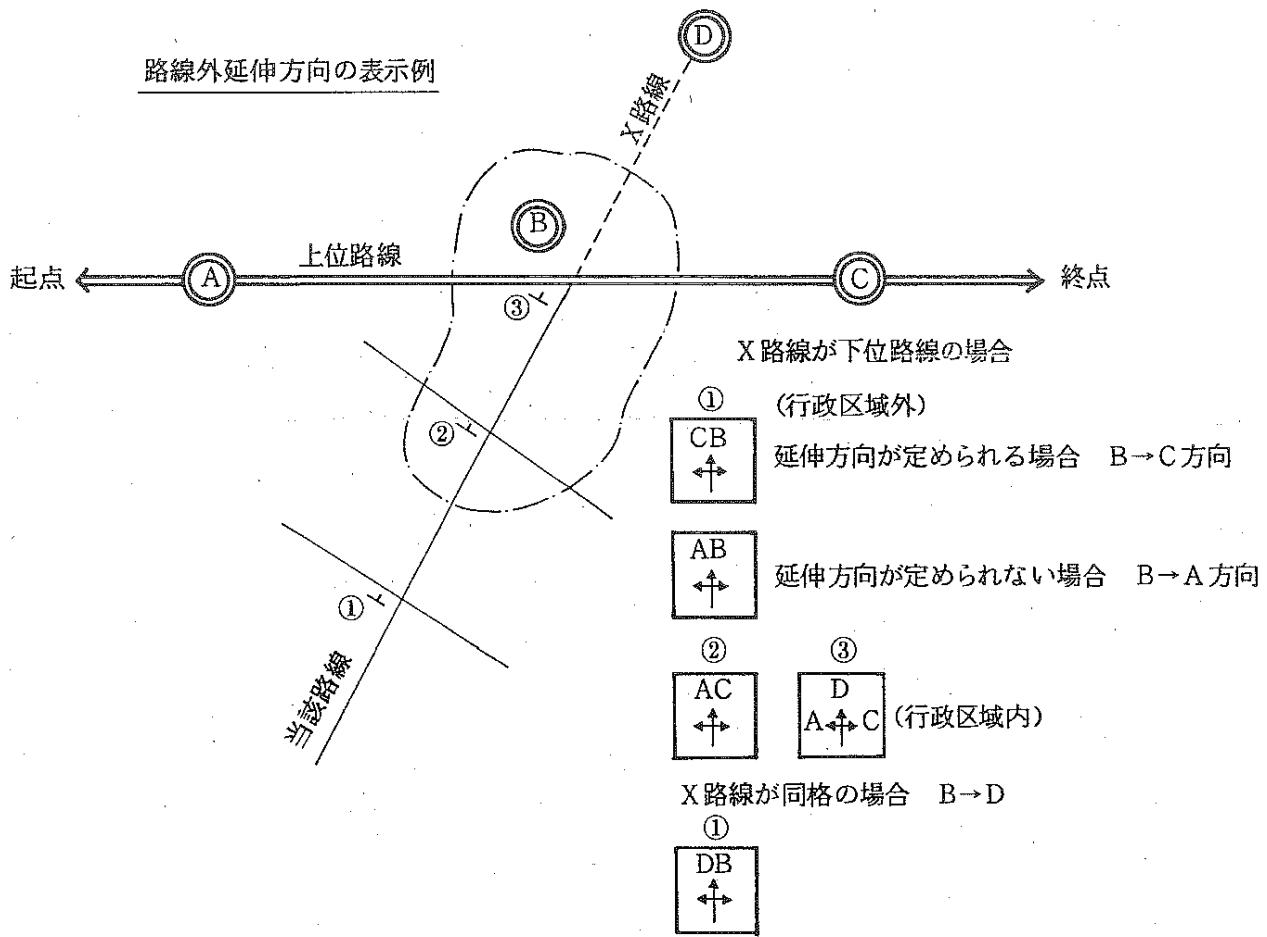
3 系統的標識のレイアウト



4 路線外延伸方向の表示

路線の起終点で新しい路線を延伸して表示する場合の路線の認定は、地域の走行形態、道路幅員、交通量等を勘案して総合的に判断し決定する。なお決めがたい場合は以下を目安として判断する。

- (1) 道路種類の上位を採用する。
- (2) 道路が同格の場合は、路線番号の小さい数字の路線を採用する。
- (3) 表示方面は、上り方向とする。



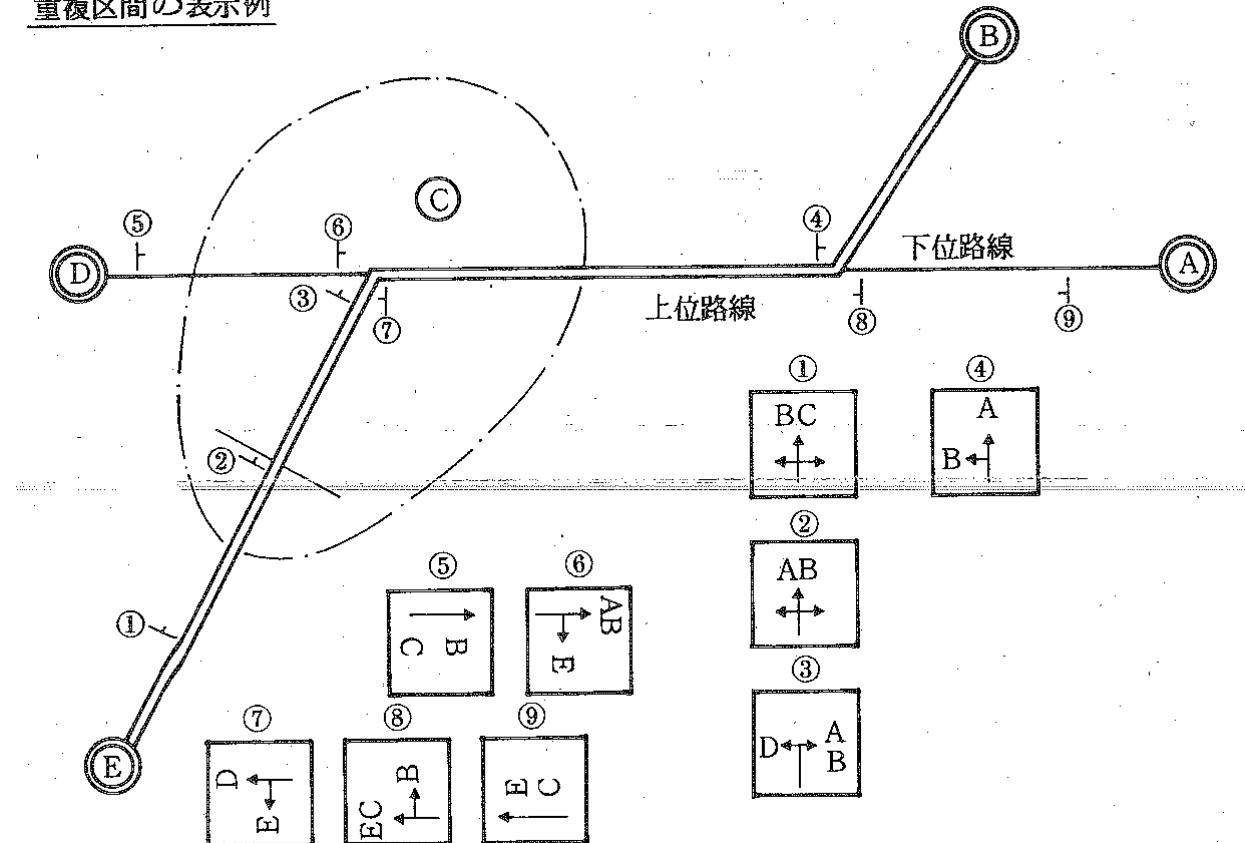
5 距離表示

- (1) 距離表示は105、106標識において行うことを原則とする。
- (2) 目標地までの距離は、標識設置地点から目標施設の最近地点（交差点等）までの距離に加算距離を加えた距離とする。その場合、標識設置位置から最近地点までは実測によることを原則とする。
- (3) 距離はkm単位に四捨五入するが、前後の既設標識の表示距離と不整合が生じないように注意する。

6 特殊な場合の表示

- (1) 道路の分類で上位路線と下位路線が重複している場合、下位路線の案内は上位路線までとし、重複区間の両端の接節部を下位路線の起終点とみなして目標地を選定する。
- (2) 同格の道路どうしの重複区間は、原則として路線番号の小さい道路の案内を優先させる。
- (3) 当該路線の優先させる道路との合流における案内は、それぞれ路線の直近第1ランク地名を用いて表示し、分流部で用いた直近第1ランク地名と整合させる。

重複区間の表示例

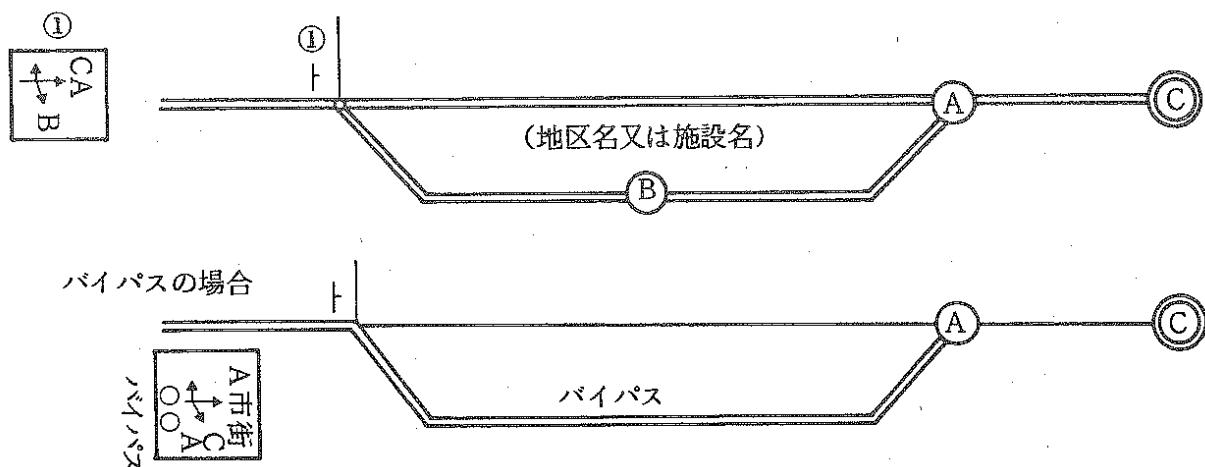


(4) 同一地点に向かう場合の表示

当該路線から分岐している路線で案内すべき目標地が、当該路線と同一の場合、分岐道路の方向への案内は経由する地区名、施設名等を表示する。

バイパスの場合は、旧道方向に市街地名等を、バイパス方向には次の直近第1ランク地名を用いて2段表示し併せてバイパス名を表示する。

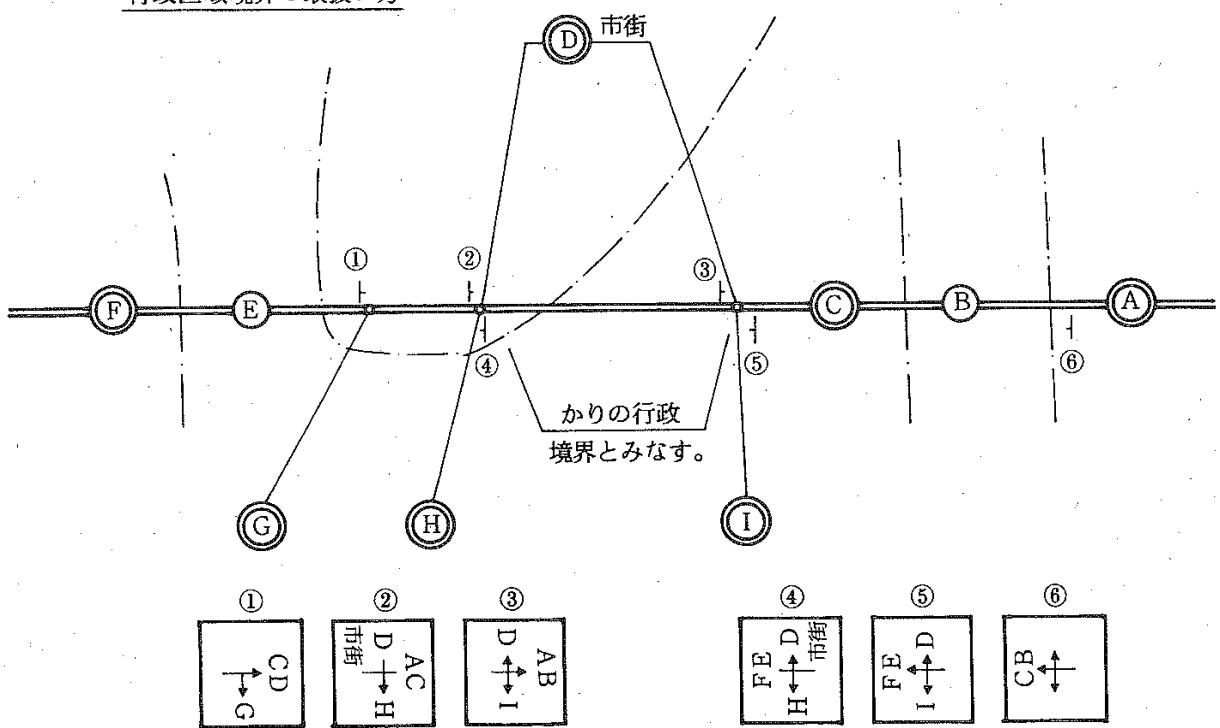
同一地点に向かう場合の表示例



(5) 行政区域境界の取扱い方

当該路線が目標地（市町村名の場合）の行政区域の非市街地部又は周辺部を通解している場合、市街地を案内すべき道路との交差点をもって当該市町村の行政界とみなして案内する。

行政区域境界の取扱い方



(6) その他

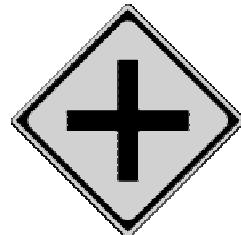
- 1) インターチェンジが存する目標地については、高速道路の案内標識にも留意して目標地を用いるものとする。
- 2) 交差点で通行規制（左折又は左折禁止）を実施している場合は、当該方向の案内はしないものとする。

第6節 警戒標識

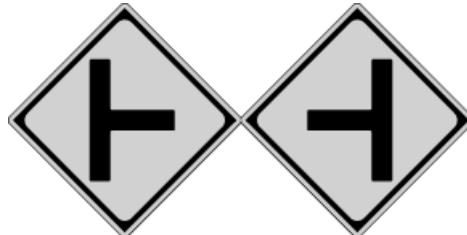
1 道路形状の予告

(1) 交差点の予告

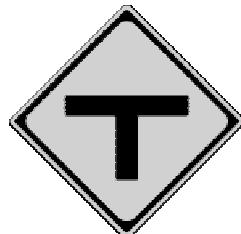
前方に交差点又はロータリーがあり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「交差点あり（201-A～D）」又は「ロータリーあり（201の2）」を設置するものとする。



(201-A)



(201-B)



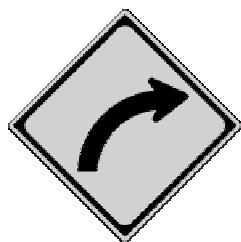
(201-C)



(201-D)

(2) 道路の平面形状の予告

単路部において当該道路前方の屈曲屈折部の存在を予告する必要がある場合には、「右（又は左）方屈曲あり（202）」、「右（又は左）方屈折あり（203）」、「右（又は左）背向屈曲あり（204）」、「右（又は左）背向屈折あり（205）」又は「右（又は左）つづら折りあり（206）」を設置するものとする。



(202)



(203)

屈曲あり、屈折あり



(204)



(205)

背向屈曲あり、背向屈曲あり



(206)



つづら折りあり

(3) 道路の縦断形状の予告

走行上特に注意を要する急勾配の坂の手前ならびにその途中で、特に慎重な運転をうながす必要がある場合には、「上り急勾配あり（212の3）」又は「下り急勾配あり（212の4）」を設置するものとする。



(212の3)

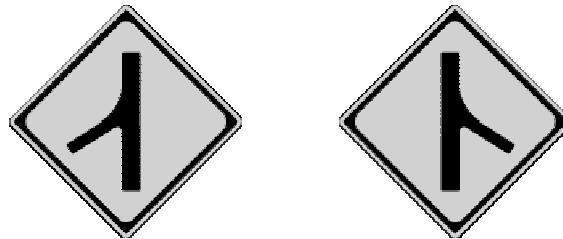


(212の4)

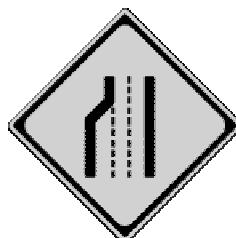
急勾配あり

(4) 交通流の変化の予告

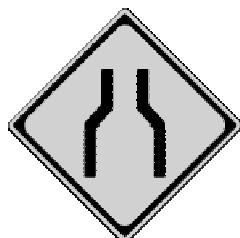
道路形状又は道路工事等のため、ある部分又はある箇所から交通流が変化することを知らせる必要がある場合には、その状況に応じ「合流交通あり（210）」、「車線数減少（211）」、「幅員減少（212）」、「二方向交通（212の2）」又は「道路工事中（213）」を設置するものとする。



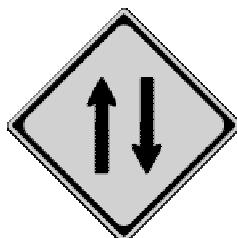
合流交通あり（210）



車線数減少（211）



幅員減少（212）



二方向交通
(212の2)

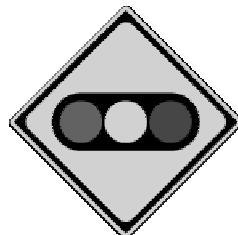
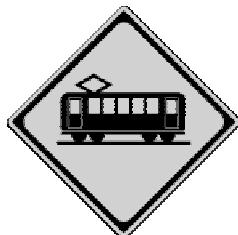


道路工事中（213）

2 路面又は沿道状況の予告

(1) 施設の予告

前方に踏切又は信号機があり、視認が困難で注意を喚起する必要がある場合には、「踏切あり（207-A、（207-B）」又は「信号機あり（208の2）」を、また、学校・幼稚園・保育所等に入りする児童あるいは幼児などを保護する必要がある場合には、「学校・幼稚園・保育所等あり（208）」を設置するものとする。



踏切注意

踏切注意

信号機あり

学校・幼稚園・保

踏切あり（207-A）、
(207-B)、(509-3)

(208の2)

育所等あり（208）

(2) 路面状況の予告

舗装された走行速度の高い道路において、特にすべりやすい箇所や路面の凹凸が大きい区間等で注意を喚起する必要がある場合には、「すべりやすい（209）」又は「路面凹凸あり（209の3）」を設置するものとする。



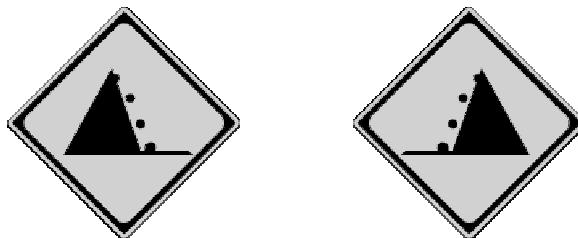
すべりやすい
(209)



路面凹凸あり
(209の3)

(3) 沿道の危険の予告

路側よりの落石のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要がある場合には、「落石のおそれあり（209の2）」を設置するものとする。

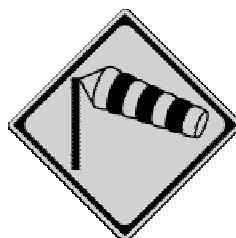


落石のおそれあり（209の2）

3 気象状況、動物の飛び出し、その他の注意の予告

(1) 横風の予告

強い横風のおそれがあり、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「横風注意（214）」を設置するものとする。



横風注意

横風注意
(214)、(509の4)

(2) 動物の飛び出し予告

動物が飛び出すおそれがあり、道路利用者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「動物が飛び出すおそれあり（214の2）」を設置するものとする。



動物注意



動物注意



動物注意



動物注意

動物が飛び出すおそれあり（214の2）（509の5）

(3) その他の危険の予告

（201）～（214の2）で表示しえないその他の事由により、道路通行者に注意を促す必要があると認められる箇所には、「その他の危険（215）」を設置するものとする。



その他の危険（215）、
注意（509の6）

第7節 道路標識の設置計画

1 設置場所の選定

道路標識の設置場所の選定に際しては、次の各項に留意のうえ決定するものとする。

- 1) 道路利用者の行動特性に配慮すること。
- 2) 標識の視認性が妨げられないこと。
- 3) 沿道からの道路利用にとって障害にならないこと。
- 4) 必ずしも交差点付近に設置する必要のない標識は、極力交差点を避けること。
- 5) その他、道路管理上支障とならないこと。

2 設置方式及びその選定

(1) 設置方式

1) 路側式

i) 表示板の設置高さ

表示板の設置高さ（路面から表示板の下端までの高さ、ただし、補助標識がある場合にはその下端までの高さ）は、下記の場合を除き、1.80mを標準とする。なお、著名地点（114-B）を表示する案内標識については、歩行者等の通行を妨げるおそれのない場合、必要に応じて、表示板の設置高さを1.0mまで低くすることでできる。

① 標識を歩道等（歩道、自転車道、自転車歩行者道をいう。以下同じ）に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合、表示板の設置高さを2.5m以上とするものとする。

② 積雪地域に設置する標識については、当該地域の積雪深等を考慮して1.8m以上の適切な設置高さをするものとする。

ii) 支柱及び表示板の設置位置

歩道等を有する道路において歩道等に標識を設置する場合には、原則として歩車道境界と標識との間を25cm以上離すものとする。

また、中央分離帯、交通島に設置する場合にも同様に分離帯端等から25cm以上（第1種第1級及び第2級の道路にあっては50cm以上）離すものとする。

歩道等を有しない道路にあって、路端に標識を設置する場合には、車道部端の外側に標識を設置する余裕がない場合には、車道部端の内側50cm範囲内に設置するものとする。

2) 方持式・門型式

i) 表示板の設置高さ

表示板設置高さは5.0mを標準とし、少なくとも4.7m以上、確保することが望ましい。

ii) 支柱の設置位置

支柱の設置位置は、路側式の場合に準ずるものとする。

3) 添加式

添加式の場合の表示板の設置高さ、設置位置については、添加する施設の機能を損わないよう配慮するとともに、添加する施設の構造、標識の種類を検討のうえ、路側式、方持式、門型式の場合に準じて設置するものとする。

(2) 設置方式の選定

1) 案内標識

案内標識の設置方式は、標識の種類、設置目的、路線の重要度、設計速度等を勘案のうえ、標識の設置効果を損わないよう選定するものとする。

2) 警戒標識

警戒標識は原則として路側式とする。

3) 規制標識

規制標識は原則として路側式とする。

4) 指示標識

指示標識のうち（409-A）にあっては路側式を原則とし、（409-B）にあっては、方持式を原則とする。

なお、設置場所の付近に既設の照明灯、横断歩道橋等がある場合には、上記の1)～4)にかかわらず、添加式の妥当性を検討のうえ、できるだけこれを利用することが望ましい。また、信号機への添加については、交安委員会と協議のうえ検討することとする。なお、門型式の支柱が付近にあり、他の標識を設置する余裕がある場合にも同様にこれを利用することが望ましい。

(表 7-1) 道路標識の設置方式

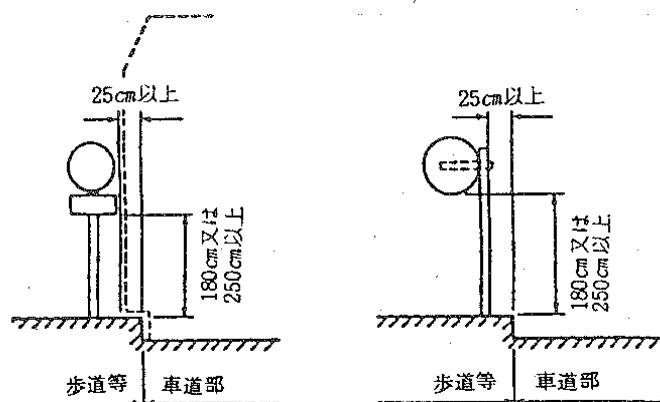
設置方式	設 置 方 式 の 例
路側式	<p>歩道等 車道部 歩道等 車道部 歩道等 車道部 歩道等 車道部 歩道等 車道部</p> <p>のり面 のり面</p> <p>2.5m以上</p>
片持式（オーバーハング式）	<p>歩道等 車道部 歩道等 車道部 車道部分離帯車道部 T型</p>
門型（オーバーヘッド式）	<p>歩道等 車道部 歩道等 車道部 歩道等</p>
添架式	<p>横断歩道橋 標識 歩道等 車道部 歩道等</p> <p>陸橋 標識 歩道等 車道部</p> <p>支承 標識 歩道等 車道部</p>

路側表示板の設置高さは、標識令で表7-2のように規定されている。

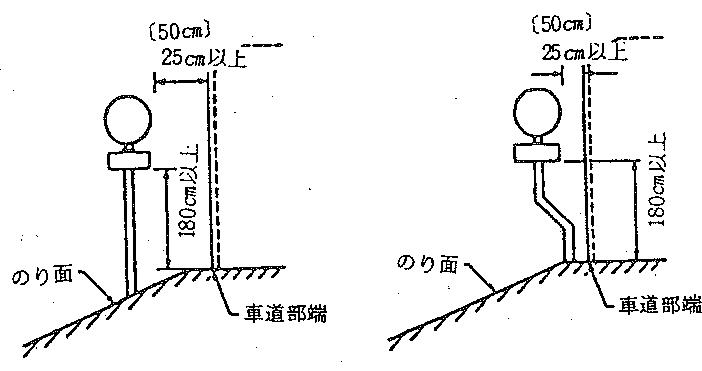
(表7-2)

標識の種類	設置の高さ(cm)	摘要
案内標識	180以上	標示板下端まで
警戒標識	100以上	標示板中央までの高さ
規制標識	100以上	標示板下端まで
指示標識	100以上	〃
補助標識	100以上	〃

イ) 歩道等に設置する場合(路側式)

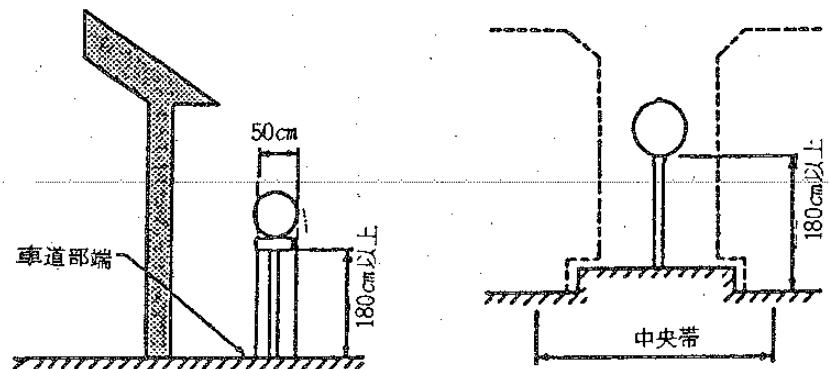


ロ)の1 歩道等を有しない場合(路側式)

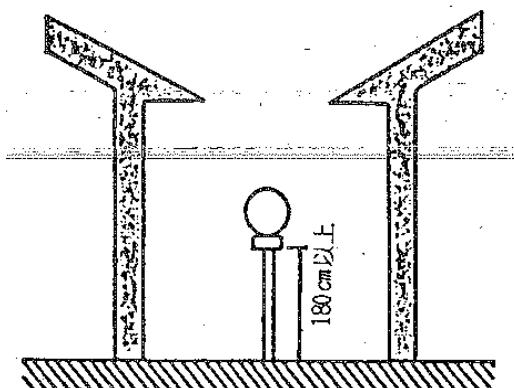


注) [] 内は、第
1種第1級及び第
2級の道路

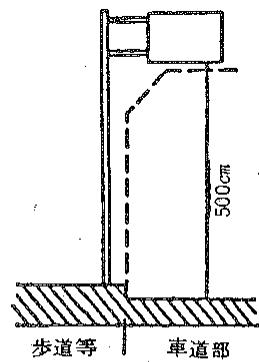
口)の2 中央分離帯に設置する場合



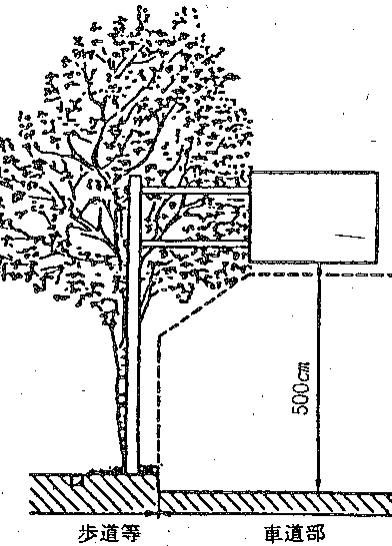
ハ) 道路の中央に設置する場合 (路側式)



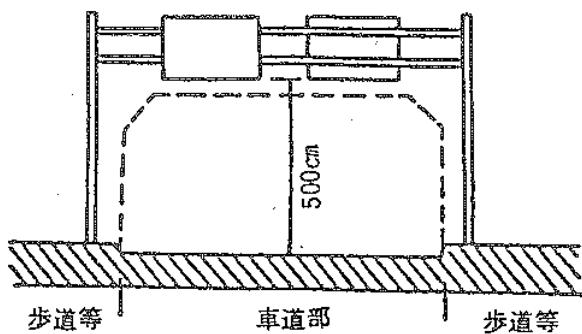
二)の1 方持式



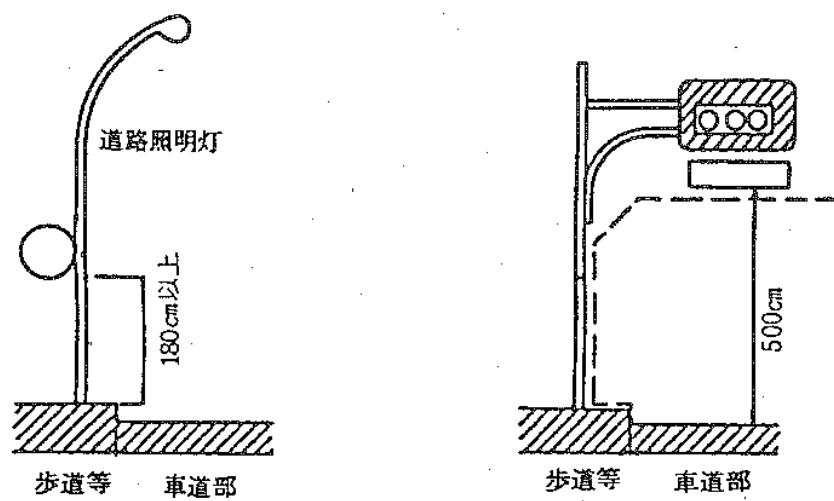
二)の2 方持式 (植樹されている道路の例)



木) 門型式



～) 添加式



(表7-3) 設置方式

標識番号	標識の種類	
101	市町村	路側式（多車線道路にあっては必要に応じて片持式）
102-A	都府県	〃（〃）
105-A、B、C	方面・方向及び距離	片持式（多車線道路にあっては必要に応じて門型式）
106-A	方面及び距離	〃（〃）
108-A	方面及び方向の予告	〃（〃）
-B	〃	門型式
108の2-A	方面及び方向	片持式（〃）
-B	〃	門型式
108の3	方面・方向及び道路の 通称名の予告	片持式（〃）
108の4	方面・方向及び道路の 通称名	〃（〃）
114-A	著名地点	路側式（橋、トンネル）、片持式
114-B	〃	〃
114の2-A、B	主要地点	添架式（多車線道路にあっては必要に応じて片持式）
116の2	非常電話	路側式
116の3	待避所	〃
116の4	非常駐車帯	〃
117-A	駐車場	〃
117の2-A	登坂車線	片持式
118	国道番号	路側式 多車線道路の交差点部の直後等で特に確認
118-2	都道府県道番号	〃 のための効果を高める必要がある場合は片 持式
119-A、B、C	道路の通称名	〃
120-A	まわり道	〃
-B	〃	片持式

3 表示板・文字の寸法等

表示板の構成部及び文字・記号等の大きさ、形、色は、標識令に基づくものとし、表示板・文字等の拡大率は、交通が安全かつ円滑に走行できるよう、道路標識の種類と道路及び交通の状況を考慮のうえ、適切に決定するものとする。

- 一般道路に用いる案内標識の文字等の基本寸法は原則として次によることとする。

イ) 漢字の大きさ及び板の大きさ

(表7-4)

標識番号	主要幹線道路	幹線道路	補助幹線道路A	補助幹線道路B
101	20	20	20	20
102-A	〃	〃	〃	〃
105-A、B、C	30	30	30	〃
106-A	〃	〃	〃	〃
108-A、B	〃	〃	〃	〃
108の2-A、B	〃	〃	〃	〃
108の3	〃	〃	〃	〃
108の4	〃	〃	〃	〃
114-A	〃(20)	〃(20)	〃(20)	〃(20)
114-B	15	15	15	15
114の2-A、B	20	20	20	20
116の3	1.0倍	1.0倍	1.0倍	1.0倍
117-A	1.3倍	1.3倍	1.3倍	1.0倍
117の2-A	1.5倍	1.5倍	1.5倍	〃
118、118-2	1.3倍	1.3倍	1.3倍	1.3倍
119-A、B、C	1.5倍	1.5倍	1.5倍	1.0倍
120-A	1.3倍	1.3倍	1.3倍	〃
チェーン脱着場	〃	〃	〃	〃

・()内は、路側式の場合を示す。

・116の3以下は、拡大率を示す。

ロ) ローマ字の大きさ

大文字 一漢字の大きさの1/2 (小文字は大文字3/4程度である)

ハ) 数字(距離)の大きさは、(105-A、B、C)、(106-A)については、漢字の大きさの1.0倍、(108-A、B)、(108の3)については、漢字の大きさの0.7倍、(114-A、B)については、漢字の大きさの0.5倍とする。

ニ) km(距離単位)の「K」はローマ字の大文字とし、「m」は小文字とする。

ホ) 文字(漢字)の間隔は、漢字の大きさの1/10以上とする。

案内標識の表示板の基本寸法は、別添資料-2を参照のこと。

2) 警戒、規制、指示標識

これらの標識は、ほとんどシンボライズされており、標識令では表示板の基本寸法を定めている。

(警戒標識の表示板の基本寸法……45cm、規制、指示標識の表示板の基本寸法…60cm)

4 ローマ字の表示方法

固有名詞についてはヘボン式（表7-5）、普通名詞については、英語により表記するものとする。

大文字、小文字の使用区分は、頭文字のみを大文字とし、他は小文字とする。

また、文字高は、日本字の高さ1に対し、大文字の高さを2分の1とする。

(表7-5) ヘボン式のつづり方

日本語音					ヘボン式音				
あ	い	う	え	お	a	i	u	e	o
か	き	く	け	こ	ka	ki	ku	ke	ko
さ	し	す	せ	そ	sa	shi	su	se	so
た	ち	つ	て	と	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	ひ	ふ	へ	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	み	む	め	も	ma	mi	mu	me	mo
や		ゆ		よ	ya		yu		yo
ら	り	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ					wa				
ん					n				
が	ぎ	ぐ	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	ぶ	べ	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	ぴ	ぷ	ペ	ぽ	pa	pi	pu	pe	po
きや		きゅ		きょ	kyा		kyu		kyo
しや		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちや		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にや		にゅ		によ	nya		nyu		nyo
ひや		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みや		みゅ		みょ	mya		myu		myo
りや		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎや		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じや		じゅ		じょ	ja		ju		jo
びや		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴや		ぴゅ		ぴょ	pya		pyu		pyo

なお、ローマ字の併記は判読性を確保するうえで字数を少なくすることが望ましいので、道路利用者に誤解なく判断できるものについては英語のつづりを短く略すことができる。

また、県庁、市役所、空港等周辺に該当する施設が一つしかなく、間違うおそれがない場合には固

有名詞のローマ字表記を省略することができる。なお、この場合の普通名詞のローマ字は、すべて大文字とする。

以下、参考のため、ローマ字の表記方式の基本的な考え方を示す。

(1) 一般的事項

- 1) 長音を表す「ー」、「^」は付さない。また、hは長音を表わすためには用いない。

太田町 Otacho 大手町 Otemachi

- 2) はねる音「ん」はnで表わす。

日本橋 Nihonbashi 新川 Shinkawa

- 3) はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次にハイフン(ー)を入れる方が望ましい。

新尾頭 Shin-oto 新池町 Shin-ikecho

- 4) つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。ただし、次のchが続く場合にはcを重ねずtを用いる。

吉根 Kikko 仏地院 Butchiin

(2) 地名の表示方法

- 1) 地名の発音どおりにヘボン式で表記する。

京都 Kyoto 名古屋 Nagoya

- 2) 都府県(102-A、B)で、都府県名を表示する場合は下記の例による。

東京都 Tokoto Met. 大阪府 Oska Pref.

静岡県 Shizuoka Pref.

- 3) 市町村(101)で市町村名を表示する場合は、下記の例による。

福岡市 Fukuoka City 千代田区 Chiyoda Ward

中村町 Nakamura Town 大野村 Ono Vil.

- 4) 114系の標識等に丁名を表示する場合は、下記の例による。

本郷三丁目 Hongo 3-chome

三の丸二丁目 Sannomaru 2-chome

(3) 施設名称等の表示方法(114系の標識)

- 1) 普通名詞については、英語により表記する。

○○県庁 P R E F . O F F I C E

米原町役場 T O W N . O F F I C E 又は Maibara Town office

松山空港 A I R P O R T 又は Matsuyama Airport

岡山駅 Okayama Sta. 横浜港 Y o kohama Port

日比谷公園 Hibiya Park

阿南有料道路 Anan Toll Road

千代田橋 Chiyoda Bridge

熱田神宮 Atsuta Shrine

横浜市街 C I T Y C E N T E R 又は Central Yokohama

なお、上記の例のうち、橋名を表わすものは、橋そのものを表わす場合にはBridgeを表示するが、町名として用いられる場合にはBridgeを表示しない。

千代田橋 3丁目 Chiyodabashi 3-chome

また、公園等の名称のうち、慣用上固有名詞の一部として切り離せないものについては、下記の例によるものとする。

偕楽園 Kairakuen Park

東照宮 Toshogu Shrine

2) 川、山、湖等の名称の～川、～山、～湖等の部分は、固有名詞の一部として切り離せないものであるので、下記の例によるものとする。

木曽川 Kisogawa Riv.

荒川 Arakawa R iV.

立山 Mt. Tateyama

芦ノ湖 Lake Ashinoko

東大寺 Todaiji Temple

松本城 Matsumotojo—Castle

ただし、既に上記の例によらない表示法が定着していると認められるものについては、この限りではない

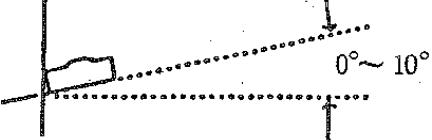
富士山 Mt. Fuji

琵琶湖 Lake Biwa

5 標識版、取付角度及び取付方法

道路標識を設置する場合の表示板の取り付けの角度は原則として（表7-6）に示す基準によるものとする。

（表7-6） 取付け角度

道路標識の種類	取付け角度	
案内警戒標識	道路とほぼ直角	

・案内標識「著名地点（114-B）」を除く。

取付け方法については、次に示す事項に留意しなければならない。

- (1) 表示板の取付け方は、標識令別表第2により本版を上方に補助板をその下方（「終り（507-B）」については本板の上方）に取付けるものとする。
- (2) 次の場合においては、原則として同一の柱に表示板を併設するものとする。
 - 1) 現に道路標識が設置されている場所に近接して、道路標識を設置する必要がある場合。
 - 2) 近接した場所に新たに2以上の道路標識を設置する必要がある場合。
- (3) 種類の異なる道路標識を併設する場合においては、とくに留意しなければならない。

「方向方面および距離（105-A・B・C）」もしくは「方面および方向（108の2A・B）」に「指定方向外進入禁止（311-A～E）」「一方通行（326-B）」「進行方向別進行区分（327-4-A～D）」および「規制予告（409-A・B）」を併設する場合、前者によって示されている方向への進行が後者によって禁止されることにより、運転者が判断に迷うことのないよう設置者はあらかじめ十分協議すること。

6 材料及び色彩の使用区分

(1) 標識版

標識版は、アルミニウム合金板で $t=2\text{mm}$ とする。

(2) 色彩及び反射材の使用区分

案内 標識	101、102-A 105系 106系 108系 114系 116の3 117系 119系 120系 チェーン脱着場	色……青と白 全面高輝度反射シート使用
	118系 補助板	色……青と白 全面反射のみ
	警戒標識	
	色……黄と黒及び白 全面高輝度反射シート使用	

(3) 支柱

材質は、構造用鋼管 S T K41とする。

塗装は、路側式…………ビニール系樹脂被覆（白色）

片持式 $\phi 250$ 未満 ビニール系樹脂被覆（白色）又は溶融亜鉛メッキ

門型式 $\phi 250$ 以上 塗装（白色）又は溶融亜鉛メッキ

ビニール系樹脂被覆（白色）

第8節 構造形式

1 標識に働く外力

(1) 風圧力

$$\text{標識版の場合} \quad P_1 = \frac{1}{16} \times 1.2 \times V^2$$

$$\text{支柱の場合} \quad P_2 = \frac{1}{16} \times 0.7 \times V^2$$

V = 風速 (m/sec)

(2) 設計風速

路側式の道路標識………40m/sec以上

懸架式（オーバーヘッド、オーバーハング）標識………50m/sec以上

鉛直引抜力………100kg以上耐え得るものとする。

注) 1. (1) 及び(2)について詳細については、道路標識ハンドブック参照

2 路側式

(1) 支柱（標識版の面積によりポール径を決定のこと）

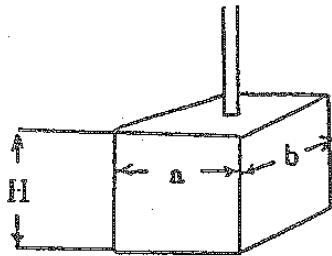
(表8-1)

単柱の場合		2本使用の場合	
ポール径×厚さ(mm)	標識版の面積(m ²)	ポール径×厚さ(mm)	標識版の面積(m ²)
φ 60.5 × 2.3	0.4 m ² まで	φ 60.5 × 2.3	0.8 m ² まで
〃 × 3.2	0.55 m ² 〃	φ 76.3 × 2.8	1.5 m ² 〃
φ 76.3 × 2.8	0.8 m ² 〃	φ 89.1 × 3.2	2.3 m ² 〃
〃 × 3.2	0.9 m ² 〃	φ 114.3 × 4.5	5.0 m ² 〃
φ 89.1 × 3.2	1.2 m ² 〃		
〃 × 4.2	1.75 m ² 〃		
φ 101.6 × 4.2	2.3 m ² 〃		
φ 114.3 × 4.5	3.0 m ² 〃		

注) 1. 径89.1以上の使用は特殊な地形等の条件がない限り使用しないこと。

(2) 基礎

単支柱の場合



(表8-2)

(単位:m)

支柱径×厚さ	a	b	H	支柱径×厚さ	a	b	H
60.5 × 2.3	0.4	0.4	1.0	89.1 × 2.3	0.4	0.4	1.6
〃	0.5	0.5	0.8	〃	0.5	0.5	1.4
60.5 × 3.2	0.4	0.4	1.0	〃	0.6	0.6	1.2
〃	0.5	0.5	0.9	101.6 × 4.2	0.5	0.5	1.6
76.3 × 2.8	0.4	0.4	1.2	〃	0.6	0.6	1.4
〃	0.5	0.5	1.0	114.3 × 4.5	0.5	0.5	1.7
76.3 × 3.2	0.4	0.4	1.2	〃	0.6	0.6	1.6
〃	0.5	0.5	1.1	〃	0.8	0.8	1.2
89.1 × 3.2	0.5	0.5	1.2				

注) 1. 径89.1以上の使用は特殊な地形等の条件がない限り使用しないこと。

2. 2本使用の場合は上表を各々の柱へ用いること。

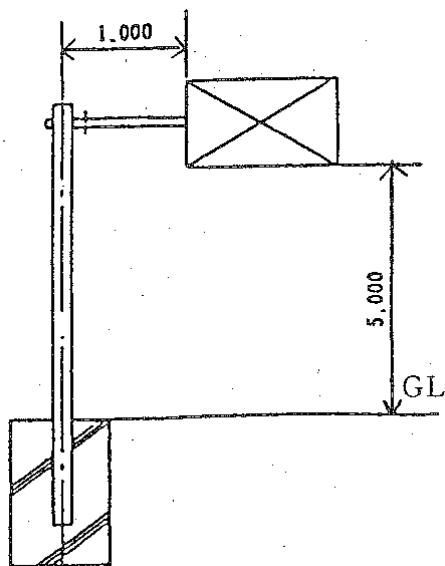
3 オーバーハング式

- (1) 支柱、アーム……表8-3～表8-6 } 標識板両面まで可
 (2) 基礎……………表8-7

(表8-3) 大型案内標識

横 縦	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
400	0.40	0.44	0.48	0.52	0.56	0.60	0.64								
450	0.45	0.50	0.54	0.59	0.63	0.68	0.72	0.77	0.81						
500	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00				
550	0.55	0.61	0.66	0.72	0.77	0.83	0.88	0.94	0.99	1.05	1.10	1.16	1.21		
600	0.60	0.66	0.72	0.78	0.84	0.90	0.96	1.02	1.08	1.14	1.20	1.26	1.32	1.38	1.44
650	0.65	0.72	0.78	0.85	0.91	0.98	1.04	1.11	1.17	1.24	1.30	1.37	1.43	1.50	1.56
700	0.70	0.77	0.84	0.91	0.98	1.05	1.12	1.19	1.26	1.33	1.40	1.47	1.54	1.61	1.68
750	0.75	0.83	0.90	0.98	1.05	1.13	1.20	1.28	1.35	1.43	1.50	1.58	1.65	1.73	1.80
800	0.80	0.88	0.96	1.04	1.12	1.20	1.28	1.36	1.44	1.52	1.60	1.68	1.76	1.84	1.92
850	0.85	0.94	1.02	1.11	1.19	1.28	1.36	1.45	1.53	1.62	1.70	1.79	1.87	1.96	2.04
900	0.90	0.99	1.08	1.17	1.26	1.35	1.44	1.53	1.62	1.71	1.80	1.89	1.98	2.07	2.16
950	0.95	1.05	1.14	1.24	1.33	1.43	1.52	1.62	1.71	1.81	1.90	2.00	2.09	2.19	2.28
1,000	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50	1.60	1.70	1.80	1.90	2.00	2.10	2.20	2.30	2.40
1,050		1.16	1.26	1.37	1.47	1.58	1.68	1.79	1.89	2.00	2.10	2.21	2.31	2.42	2.52
1,100		1.21	1.32	1.43	1.54	1.65	1.76	1.87	1.98	2.09	2.20	2.31	2.42	2.53	2.64
1,150			1.38	1.50	1.61	1.73	1.84	1.96	2.07	2.19	2.30	2.42	2.53	2.65	2.76
1,200				1.44	1.56	1.68	1.80	1.92	2.04	2.16	2.28	2.40	2.52	2.64	2.76
	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400

89.1 φ × 4.2 t → 101.6 φ × 4.2 t → ← 114.3 φ × 4.5 t → ← 139.8 φ × 4.5 t (1本)



必要径早見表 (1本アーム)

(m/m)

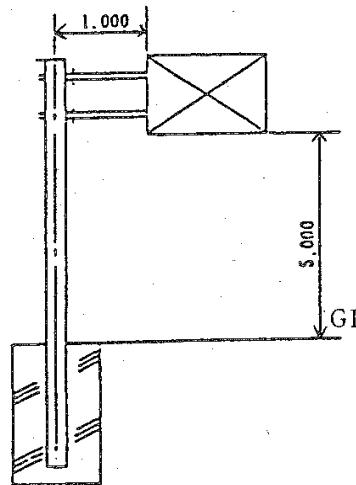
2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	横 縦
																m ²
1.63	1.69	1.89	1.96													400
1.75	1.82	2.03	2.10	2.18	2.25											450
1.88	1.95	2.16	2.24	2.32	2.40	2.48	2.56									500
2.00	2.08															550
2.13	2.21	2.30	2.38	2.47	2.55	2.64	2.72	2.81	2.89							600
2.25	2.34	2.43	2.52	2.61	2.70	2.79	2.88	2.97	3.06	3.15	3.24					650
2.38	2.47	2.57	2.66	2.76	2.85	2.95	3.04	3.14	3.23	3.33	3.42	3.52	3.61			700
2.50	2.60	2.70	2.80	2.90	3.00	3.10	3.20	3.30	3.40	3.50	3.60	3.70	3.80	3.90	4.00	750
2.63	2.73	2.84	2.94	3.05	3.15	3.26	3.36	3.47	3.57	3.68	3.78	3.89	3.99	4.10	4.20	800
2.75	2.86	2.97	3.08	3.19	3.30	3.41	3.52	3.63	3.74	3.85	3.96	4.07	4.18	4.29	4.40	850
2.88	2.99	3.11	3.22	3.34	3.45	3.57	3.68	3.80	3.91	4.03	4.14	4.26	4.37	4.49	4.60	900
3.00	3.12	3.24	3.36	3.48	3.60	3.72	3.84	3.96	4.08	4.20	4.32	4.44	4.56	4.68	4.80	950
2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	

165.2 φ × 5.0 t
(1本)190.7 φ × 5.3 t
(1本)

(表 8-4) 大型案内標識必要

横 縦	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800
1,300	1.69	1.82	1.95	2.08	2.21	2.34	2.47	2.60	2.73	2.86	2.99	3.12	3.25	3.38	3.51	3.64
1,400		1.96	2.10	2.24	2.38	2.52	2.66	2.80	2.94	3.08	3.22	3.36	3.50	3.64	3.78	3.92
1,500			2.25	2.40	2.55	2.70	2.85	3.00	3.15	3.30	3.45	3.60	3.75	3.90	4.05	4.20
1,600				2.56	2.72	2.88	3.04	3.20	3.36	3.52	3.68	3.84	4.00	4.16	4.32	4.48
1,700					2.89	3.06	3.23	3.40	3.57	3.74	3.91	4.08	4.25	4.42	4.59	4.76
1,800						3.24	3.42	3.60	3.78	3.96	4.14	4.32	4.50	4.68	4.86	5.04
1,900							3.61	3.80	3.99	4.18	4.37	4.56	4.75	4.94	5.13	5.32
2,000								4.00	4.20	4.40	4.60	4.80	5.00	5.20	5.40	5.60
2,100									4.41	4.62	4.83	5.14	5.25	5.46	5.67	5.88
2,200										4.84	5.06	5.28	5.50	5.72	5.94	6.16
2,300											5.29	5.52	5.75	5.98	6.21	6.44
2,400											5.76	6.00	6.24	6.48	6.72	
2,500												6.25	6.50	6.75	7.00	
2,600													6.76	7.02	7.28	
2,700														7.29	7.56	
2,800																7.84
2,900																
3,000																
3,100																
3,200																
3,300																
3,400																
3,500																
3,600																
	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800

89.1 φ × 4.2 t → ← 101.6 φ × 4.2 t → ← 114.3 φ × 4.5 t → ← 139.8 φ × 4.5 t → ← 165.2 φ (2本) (2本) (2本) (2本) (2本)



径早見表 (2本アーム)

(m/m)

2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	横 縦
3.77	3.90	4.03	4.16	4.29	4.42	4.55	4.68	4.81	4.94	5.07	5.20	5.33	5.46	1,300
4.06	4.20	4.34	4.48	4.62	4.76	4.90	5.04	5.18	5.32	5.46	5.60	5.74	5.88	1,400
4.35	4.50	4.65	4.80	4.95	5.10	5.25	5.40	5.55	5.70	5.85	6.00	6.15	6.30	1,500
4.64	4.80	4.96	5.12	5.28	5.44	5.60	5.76	5.92	6.08	6.24	6.40	6.56	6.72	1,600
4.93	5.10	5.27	5.44	5.61	5.78	5.95	6.12	6.29	6.46	6.63	6.80	6.97	7.14	1,700
5.22	5.40	5.58	5.76	5.94	6.12	6.30	6.48	6.66	6.84	7.02	7.20	7.38	7.56	1,800
5.51	5.70	5.89	6.08	6.27	6.46	6.65	6.84	7.03	7.22	7.41	7.60	7.79	7.98	1,900
5.80	6.00	6.20	6.40	6.60	6.80	7.00	7.20	7.40	7.60	7.80	8.00	8.20	8.40	2,000
6.09	6.30	6.51	6.72	6.93	7.14	7.35	7.56	7.77	7.98	8.19	8.40	8.61	8.82	2,100
6.38	6.60	6.82	7.04	7.26	7.48	7.60	7.92	8.14	8.36	8.58	8.80	9.02	9.24	2,200
6.67	6.90	7.13	7.36	7.59	7.82	8.15	8.28	8.51	8.74	8.97	9.20	9.43	9.66	2,300
6.96	7.20	7.44	7.68	7.92	8.16	8.40	8.64	8.88	9.12	9.36	9.60	9.84	10.08	2,400
7.25	7.50	7.75	8.00	8.25	8.50	8.75	9.00	9.25	9.50	9.75	10.00	10.25	10.50	2,500
7.54	7.80	8.06	8.32	8.58	8.84	9.10	9.36	9.62	9.88	10.14	10.40	10.66	10.92	2,600
7.83	8.10	8.37	8.64	8.91	9.18	9.45	9.72	9.99	10.26	10.53	10.80	11.07	11.34	2,700
8.12	8.40	8.68	8.96	9.24	9.52	9.80	10.08	10.36	10.64	10.92	11.20	11.48	11.76	2,800
8.41	8.70	8.99	9.28	9.57	9.86	10.15	10.44	10.73	11.02	11.31	11.60	11.89	12.18	2,900
9.00	9.30	9.60	9.90	10.20	10.50	10.80	11.10	11.40	11.70	12.00	12.30	12.60	13.00	
	9.61	9.92	10.23	10.54	10.85	11.16	11.47	11.78	12.09	12.40	12.71	13.02	13.40	
	10.24	10.56	10.88	11.20	11.52	11.84	12.16	12.48	12.80	13.12	13.44	13.86	14.28	
		10.89	11.22	11.55	11.88	12.21	12.54	12.87	13.20	13.53	13.86	14.28	14.70	
			11.56	11.90	12.24	12.58	12.92	13.26	13.60	13.94	14.35	14.70	15.12	
				12.25	12.60	12.95	13.30	13.65	14.00	14.40	14.76	15.12		
2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	

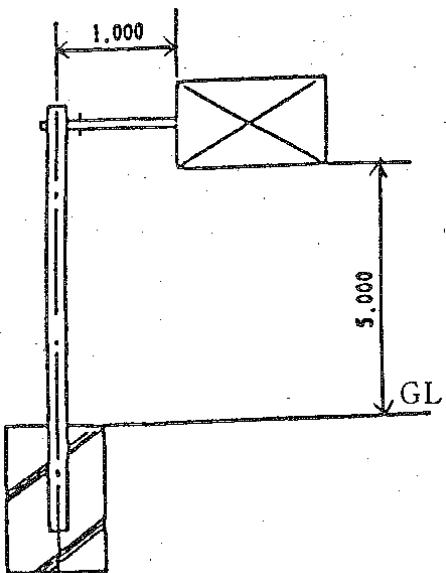
×5.0 t → ← 190.7 φ × 5.3 t → ← 216.3 φ × 5.8 t → (2本) (2本)

(表 8-5) 大型案内標識柱必要

横 縦	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
	400	0.40	0.44	0.48	0.52	0.56	0.60	0.64							
	450	0.45	0.50	0.54	0.59	0.63	0.68	0.72	0.77	0.81					
	500	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00			
	550	0.55	0.61	0.66	0.72	0.77	0.83	0.88	0.94	0.99	1.05	1.10	1.16	1.21	
	600	0.60	0.66	0.72	0.78	0.84	0.90	0.96	1.02	1.08	1.14	1.20	1.26	1.32	1.38
	650	0.65	0.72	0.78	0.85	0.91	0.98	1.04	1.11	1.17	1.24	1.30	1.37	1.43	1.50
	700	0.70	0.77	0.84	0.91	0.98	1.05	1.12	1.19	1.26	1.33	1.40	1.47	1.54	1.61
	750	0.75	0.83	0.90	0.98	1.05	1.13	1.20	1.28	1.35	1.43	1.50	1.58	1.65	1.73
	800	0.80	0.88	0.96	1.04	1.12	1.20	1.28	1.36	1.44	1.52	1.60	1.68	1.76	1.84
	850	0.85	0.94	1.02	1.11	1.19	1.28	1.36	1.45	1.53	1.62	1.70	1.79	1.87	1.96
	900	0.90	0.99	1.08	1.17	1.26	1.35	1.44	1.53	1.62	1.71	1.80	1.89	1.98	2.07
	950	0.95	1.05	1.14	1.24	1.33	1.43	1.52	1.62	1.71	1.81	1.90	2.00	2.09	2.19
	1,000	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50	1.60	1.70	1.80	1.90	2.00	2.10	2.20	2.30
	1,050		1.16	1.26	1.37	1.47	1.58	1.68	1.79	1.89	2.00	2.10	2.21	2.31	2.42
	1,100		1.21	1.32	1.43	1.54	1.65	1.76	1.87	1.98	2.09	2.20	2.31	2.42	2.53
	1,150			1.38	1.50	1.61	1.73	1.84	1.96	2.07	2.19	2.30	2.42	2.53	2.65
	1,200				1.44	1.56	1.68	1.80	1.92	2.04	2.16	2.28	2.40	2.52	2.76
															2.88
		1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300
															2,400

(A)

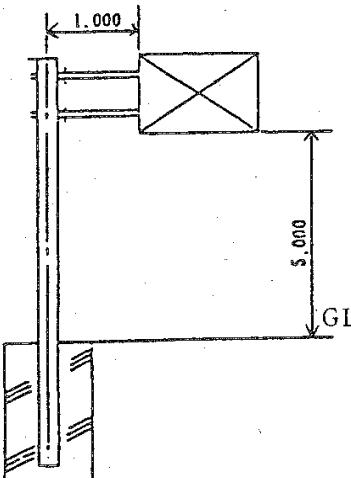
139.8 φ × 4.5 t → ← 165.2 φ × 5.0 t → ← 190.7 φ × 5.3 t → ←



径早見表 [柱] (1本アーム用)

$$(m/m)$$

(表 8-6) 大型案内標識柱必要径早見表〔柱〕(2本アーム用)
 (m/m)



$$165.2 \phi \times 5.0 \text{ t} \rightarrow \leftarrow \times 5.3 \text{ t} \leftarrow 190.7 \phi \quad 216.3 \phi \quad \times 5.8 \text{ t} \rightarrow \leftarrow \quad 267.4 \phi \times 6.6 \text{ t} \rightarrow \leftarrow \quad 318.5 \phi \times 6.9 \text{ t}$$

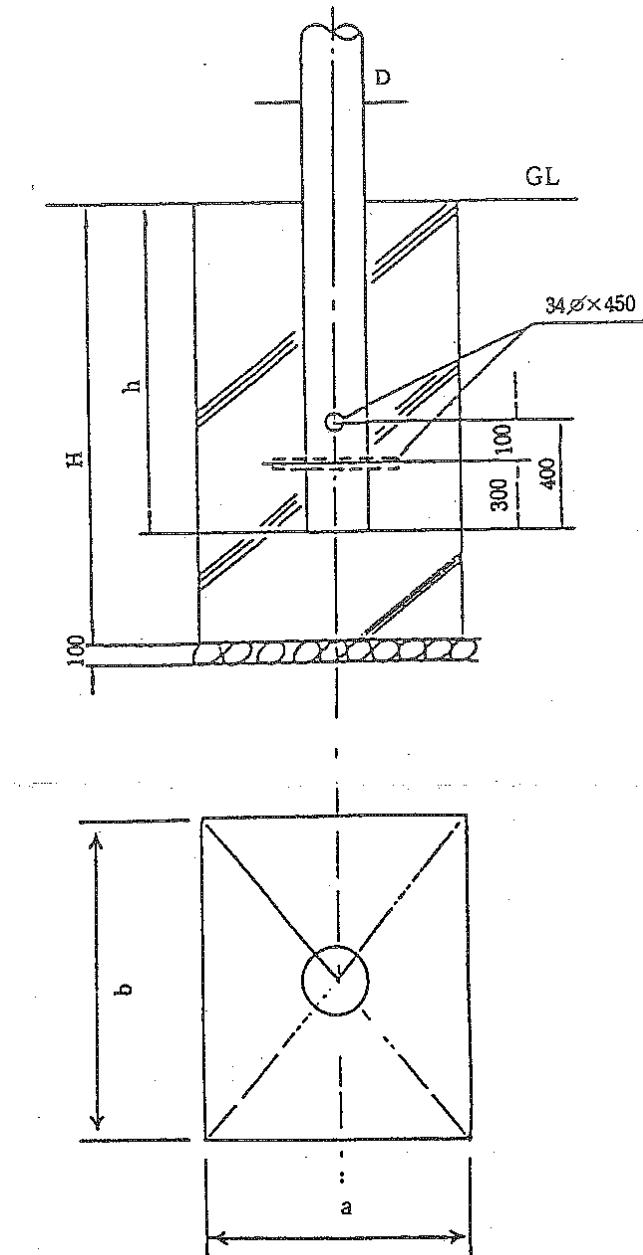
横 縦														
2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	
3.77	3.90	4.03	4.16	4.29	4.42	4.55	4.68	4.81	4.94	5.07	5.20	5.33	5.46	1,300
4.06	4.20	4.34	4.48	4.62	4.76	4.90	5.04	5.18	5.32	5.46	5.60	5.74	5.88	1,400
4.35	4.50	4.65	4.80	4.95	5.10	5.25	5.40	5.55	5.70	5.85	6.00	6.15	6.30	1,500
4.64	4.80	4.96	5.12	5.28	5.44	5.60	5.76	5.92	6.08	6.24	6.40	6.56	6.72	1,600
4.93	5.10	5.27	5.44	5.61	5.78	5.95	6.12	6.29	6.46	6.63	6.80	6.97	7.14	1,700
5.22	5.40	5.58	5.76	5.94	6.12	6.30	6.48	6.66	6.84	7.02	7.20	7.38	7.56	1,800
5.51	5.70	5.89	6.08	6.27	6.46	6.65	6.84	7.03	7.22	7.41	7.60	7.79	7.98	1,900
5.80	6.00	6.20	6.40	6.60	6.80	7.00	7.20	7.40	7.60	7.80	8.00	8.20	8.40	2,000
6.09	6.30	6.51	6.72	6.93	7.14	7.35	7.56	7.77	7.98	8.19	8.40	8.61	8.82	2,100
6.38	6.60	6.82	7.04	7.26	7.48	7.60	7.92	8.14	8.36	8.58	8.80	9.02	9.24	2,200
6.67	6.90	7.13	7.36	7.59	7.82	8.15	8.28	8.51	8.74	8.97	9.20	9.43	9.66	2,300
6.96	7.20	7.44	7.68	7.92	8.16	8.40	9.64	8.88	9.12	9.36	9.60	9.84	10.08	2,400
7.25	7.50	7.75	8.00	8.25	8.50	8.75	9.00	9.25	9.50	9.75	10.00	10.25	10.50	2,500
7.54	7.80	8.06	8.32	8.58	8.84	9.10	9.36	9.62	9.88	10.14	10.40	10.66	10.92	2,600
7.83	8.10	8.37	8.64	8.91	9.18	9.45	9.72	9.99	10.26	10.53	10.80	11.07	11.34	2,700
8.12	8.40	8.68	8.96	9.24	9.52	9.80	10.08	10.36	10.64	10.92	11.20	11.48	11.76	2,800
8.41	8.70	8.99	9.28	9.57	9.86	10.15	10.44	10.73	11.02	11.31	11.60	11.89	12.18	2,900
	9.00	9.30	9.60	9.90	10.20	10.50	10.80	11.10	11.40	11.70	12.00	12.30	12.60	3,000
		9.61	9.92	10.23	10.54	10.85	11.16	11.47	11.78	12.09	12.40	12.71	13.02	3,100
			10.24	10.56	10.88	11.20	11.52	11.84	12.16	12.48	12.80	13.12	13.44	3,200
				10.89	11.22	11.55	11.88	12.21	12.54	12.87	13.20	13.53	13.86	3,300
					11.56	11.90	12.24	12.58	12.92	13.26	13.60	13.94	14.28	3,400
						12.25	12.60	12.95	13.30	13.65	14.00	14.35	14.70	3,500
							12.96	13.32	13.68	14.04	14.40	14.76	15.12	3,600
2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	

(A)	(B)	(A)	(B)	基礎 型式
→	355.6 φ × 7.9 t	→	406.4 φ × 7.9 t	→

(表8-7) 大型案内標識柱基礎 (標準)
(オーバーハング)

基礎高さH 支柱D	H= 1,000 {根入h=1,000} { a×b }	H= 1,200 {根入h=1,200} { a×b }	H= 1,500 {根入h=1,500} { a×b }	H= 1,800 {根入h=1,500} { a×b }	型式
139.8 φ × 4.5 t	1,200×1,200	1,000×1,000			
165.2 φ × 5.0 t	1,400×1,400	1,200×1,200	1,000×1,000		
190.7 φ × 5.3 t		1,200×1,600			
		1,400×1,400	1,200×1,200		
216.3 φ × 5.8 t		1,200×1,800	1,200×1,400		A
		1,200×2,000	1,200×1,600		B
		1,500×1,800	1,400×1,400		
267.4 φ × 6.6 t			1,200×2,000		A
			1,200×2,400		B
			1,500×2,000		
318.5 φ × 6.9 t			1,500×2,300		A
			1,200×2,800		B
			1,500×2,500		
355.6 φ × 7.9 t			1,500×2,800	1,500×2,500	A
			1,200×3,500		B
			1,500×3,000	1,500×2,700	
406.4 φ × 7.9 t			1,500×3,300	1,500×3,000	A
			1,500×3,500	1,500×3,200	B

注) 上表は、地耐力が十分に得られる地盤に適用する。軟弱地盤の場合では、上表によらずに再計算すること。



第9節 道路標識の維持管理

1 維持管理

一貫して交通上の指示を与えるものであるからその一部が欠けたり表示が不鮮明のまま放置されたりすることは、標識だけでの欠陥ではすまされないことがある。標識は常に完全な形に保たれていることが絶対要件であり注意深くパトロール等により維持管理に心掛けなければならない。

2 道路標識台帳

別紙道路標識台帳により作成し保存のこと。なお当年度施行分は次年度の5月31日までに一括とりまとめのうえ一部を道路管理課へ提出のこと。（標識台帳整備は全事業を対象とすること）

道 路 標 識				帳 台				建			
建設事務所名		標識種別		新旧標識別		新	旧	補助標識名			
位 置	路 線 名	設 置				箇 所					
標 示 高	m	車道端よりアランズ		m		制限速度		km/h		巾	員
標 識 歴		標 識		板		支		柱			
昭和 年 月											
昭和 年 月											
昭和 年 月											
表 面		裏 面									
板 面		記 載 事 項									

(ハシコ及びトレスしてもよい)

(カラ一写真)

(注) *新・旧標識の別とは道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和61年10月25日総理府、建設省令第3号により改正)により設置された箇所を新、それ以外は旧とする。

建	現況写真 (カラー写真)	構造図	構造図	設置箇所見取図
---	-----------------	-----	-----	---------

- (注) 1. 構造図は写真に各寸法等を朱で記入してもよい。
 2. 構造図はハシコを用いてよい。

資料一 1

長 野 県 目

基準地	重要地	主要地		
Nagano	Iida	Iiyama	Shirakabako	Aoki
長野	飯田	飯山	白樺湖	青木
Matsumoto	Ueda	Okaya		Asahi
松本	上田	岡谷		朝日
	Komoro	Karuizawa	Kamikochi	Achi
	小諸	軽井沢	上高地	阿智
	Shiojiri		Saku	Iijima
	塩尻		佐久	飯島
	Suwa		Komagane	Urugi
	諏訪		駒ヶ根	壳木
	Nagano	Shinshushinmachi		Oshika
	長野	信州新町		大鹿
	Matsumoto	Shinanomachi		Ogawa
	松本	信濃町		小川
		Shigakogen	Ina	Otari
		志賀高原	伊那	小谷
		Chino	Nagiso	Kamisato
		茅野	南木曾	上郷
		Nakano	Suzaka	Senaiji
		中野	須坂	清内路
		Nozawaonsen		Takagi
		野沢温泉		喬木
		Fujimi	Hakuba	Takayama
		富士見	白馬	高山
		Sugadaira		Tenryu
		菅平		天龍
		Tatsuno	Omachi	Toyooka
		辰野	大町	豊丘
		Kiso		Nakagawa
		木曽		中川
		Chikuma		Nagawa
		千曲		奈川
		Azumino		Hata
		安曇野		波田
		Tomi		Haramura
		東御		原村
				Kijimadaira
				木島平
				Kitaaiki
				北相木
				Kouumi
				小海
				Sakaemura
				栄村
				Sanada
				真田
				Shimojo
				下条

標 地 一 覧 表

	一 般 地	(地 名)
Agematsu	Asashina	Hotaka
上松	浅科	穗高
Azusagawa	Azumi	Honjo
梓川	安曇	本城
Anan		Matsushiro
阿南		松代
Ikusaka	Ikeda	Misato
生坂	池田	三郷
Usuda	Okuwa	Minamiminowa
臼田	大桑	南箕輪
Otaki	Omi	Miyota
王滝	麻績	御代田
Obuse	Oooka	Mitake
小布施	大岡	三岳
Kaida	Kamiyamada	Mure
開田	上山田	牟礼
Kamimura	Kawakami	Yamaguchi
上村	川上	山口
Shinonoi	Takato	Yasuoka
篠ノ井	高遠	泰阜
Takamori	Tateshina	Wakaho
高森	立科	若穂
Takeshi	Togura	
武石	戸倉	
	Toyota	
	豊田	
Toyoshina	Togakushi	
豊科	戸隠	
Nakajo	Nagato	
中条	長門	
Namiai	Neba	
浪合	根羽	
Narakawa		
檜川		
Hiyoshi	Hase	
日義	長谷	
Kiso	Kinasa	
木祖	鬼無里	
Sakai	Sakaki	
坂井	坂城	
Sakakita	Sakumachi	
坂北	佐久町	
Samizu	Shiga	
三水	四賀	
Shimosuwa		
下諏訪		

一	般	地	点
Nobeyamakogen Heights 野辺山高原	Kaikoen Park 懐古園	Komagane kogen Heights 駒ヶ根高原	
Takaminekogen Heights 高峰高原	Shiraitonotaki 白糸の滝	Odairakogen Heights 大平高原	
Kyukaruizawa 旧軽井沢	Lake Megamiko 女神湖	Kisokomakogen Heights 木曽駒高原	
Shirakabakogen Heights 白樺高原	Uedajoseki 上田城跡	Tsumagojuku 妻籠宿	
Besshoonsen Spa 別所温泉	Shinanokokubunji Temple 信濃国分寺	Matsumotojo Castle 松本城	
Marukoonsenkyou Spa 丸子温泉郷	Kitasirakabakogen Heights 北白樺高原	Utsukushigaharaonsenkyo Spa 美ヶ原温泉郷	
Yunomarukogen Heights 湯の丸高原	Utsukushigaharakogen Heights 美ヶ原高原	Asamaonsen Spa 浅間温泉	
Takabocchikogen Heights 高ボッチ高原	Mt.Hachibuseyama 鉢伏山	Hotakaonsenkyo Spa 穂高温泉郷	
Lake Suwako 諏訪湖	Kamisuwaonsen Spa 上諏訪温泉	Shirahoneonsen Spa 白骨温泉	
Kirigaminekogen Heights 霧ヶ峰高原	Suwa Shrine 諏訪大社上社	Lake Aokiko 青木湖	
Tateshinakogen Heights 蓼科高原	Kurumayamakogen Heights 車山高原	Lake Kizakiko 木崎湖	
Shimosuwaonsen Spa 下諏訪温泉	Suwa Shrine 諏訪大社下社	Hakubasanroku 白馬山麓	
Yashimakogen Heights 八島高原	Fujimikogen Heights 富士見高原	Otarikogen Heights 小谷高原	
Yatsugatakechuokogen Heights 八ヶ岳中央高原	Kawanakajima Old Battle Field 川中島古戦場		
Mt.Chuoarupusukomagatake 中央アルプス駒ヶ岳	Iizunakogen Heights 飯綱高原		
Kozenji Temple 光前寺	Takatojoseki 高遠城跡	Takemizuwake Shrine 武水別神社	

(著名地点)		
Tenryuukyo Valley 天竜峡	Anzunosato.Mori あんずの里・森	Togurakamiyamadaonsen Spa 戸倉上山田温泉
Hirugamionsen Spa 昼神温泉	Minamishigaonsenkyo Spa 南志賀温泉郷	Lake Nojiriko 野尻湖
Nezamenotoko 寝覚の床	Kurohimekogen Heights 黒姫高原	Iizunahigashikogen Heights 飯綱東高原
Magomejuku 馬籠宿	Togakushikogen Heights 戸隠高原	Yudanaka.Shibuonsen Spa 湯田中、渋温泉
	Madaraokogen Heights 斑尾高原	
Hijirikogen Heights 聖高原		
Norikurakogen Heights 乗鞍高原		
Omachionsenkkyo Spa 大町温泉郷		
Kurobe Dam 黒部ダム		
Mt.Happoone 八方尾根	交通施設……駅、空港、I.C	
Tsugaikekogen Heights 梅池高原	文化施設……県立以上の公園、図書館、博物館、文化会館等	
Zenkoji Temple 善光寺	その他の公共施設……官公庁、公立以上の病院、長大橋、400m以上のトンネル	
Minenoharakogen Heights 峰の原高原		

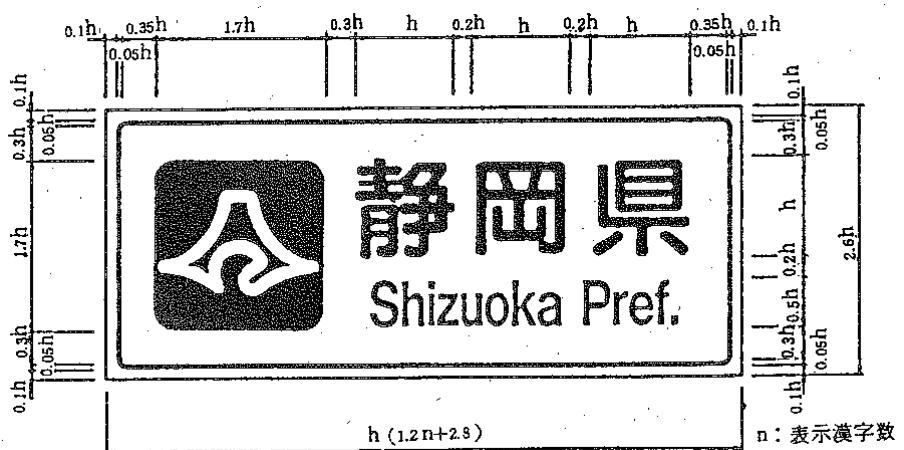
(資料-2) 案内標識等の基本寸法

- 凡 例 1. h は漢字の文字高
 2. 板寸法は、図の式で計算後、四捨五入でcm単位にまるめるものとする。また、105系、106系、108系の標識の矢印中に書く経由路線番号については、図の大きさ (1.35h) で計算後、切り捨ててcm単位にまるめるものとする。



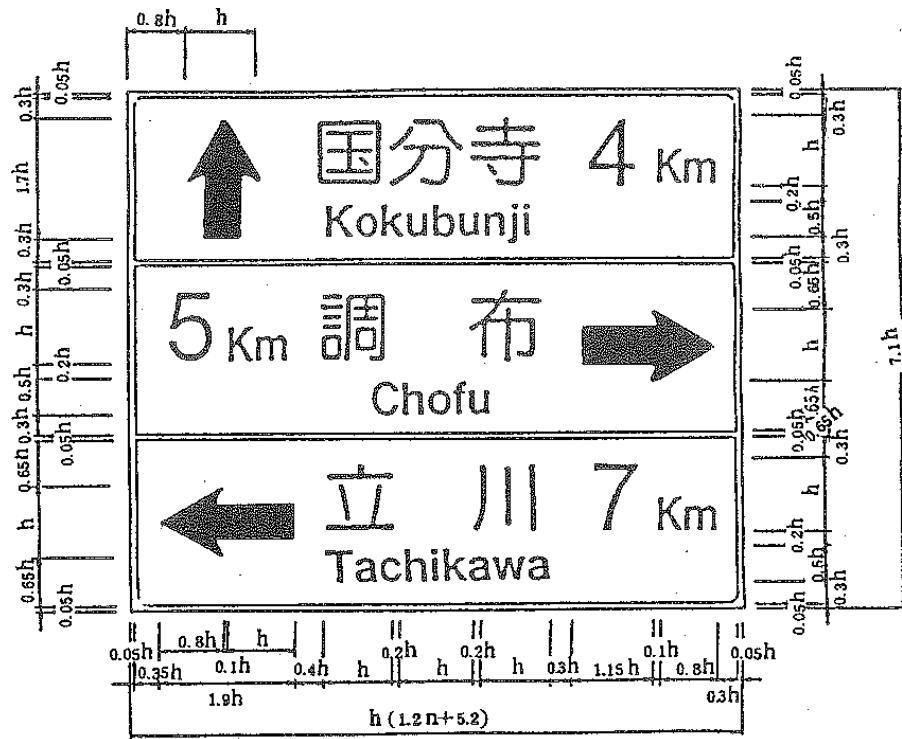
市町村 (101)

[都府県 (120-A) 、著名地点 (114-A) 、主要地点 (114の2-A) も同様]



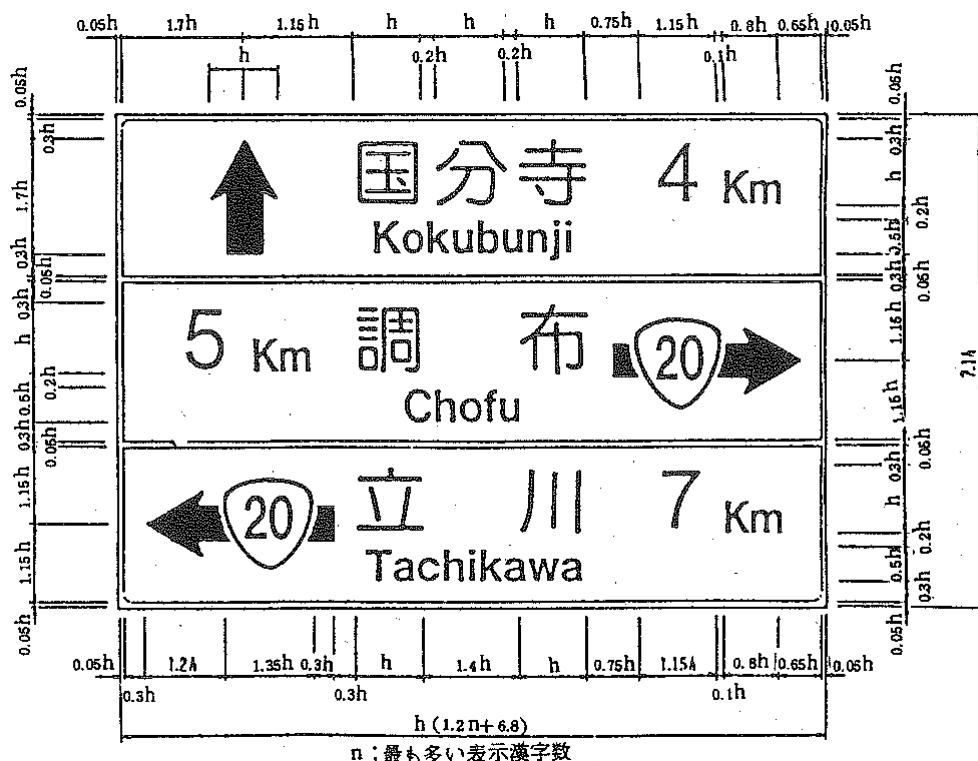
都府県 (102-A) に都府県章を表示する場合

市町村 (101) に市町村章を表示する場合、著名地点 (114-A) (距離、矢印を表示しない標識) にシンボルマークを表示する場合も同様



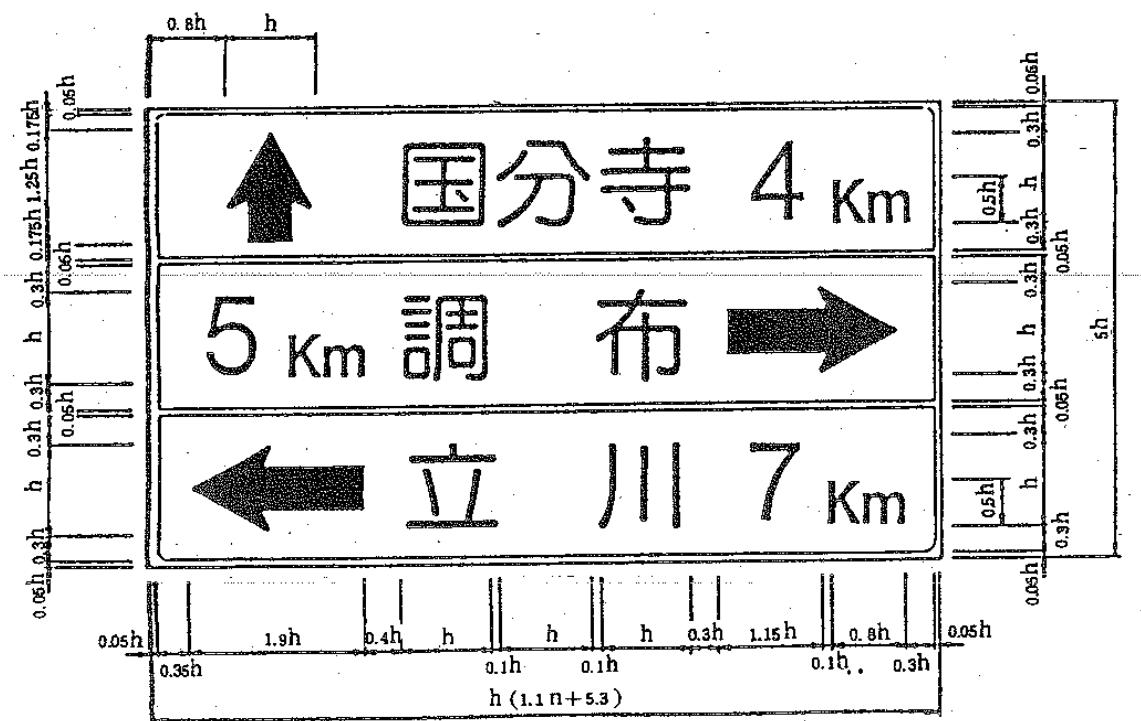
n : 最も多い表示漢字数 (上図の場合では n = 3 となる)

方面、方向及び距離 (105-A)



n : 最も多い表示漢字数

方面、方向及び距離 (105-A) に経由路線番号を表示する場合

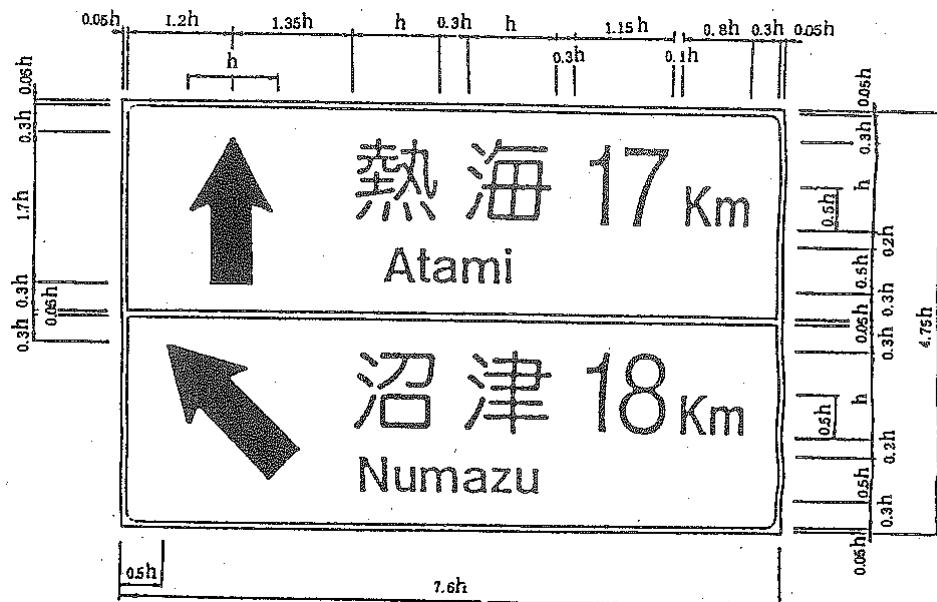


n: 最も多い表示漢字数

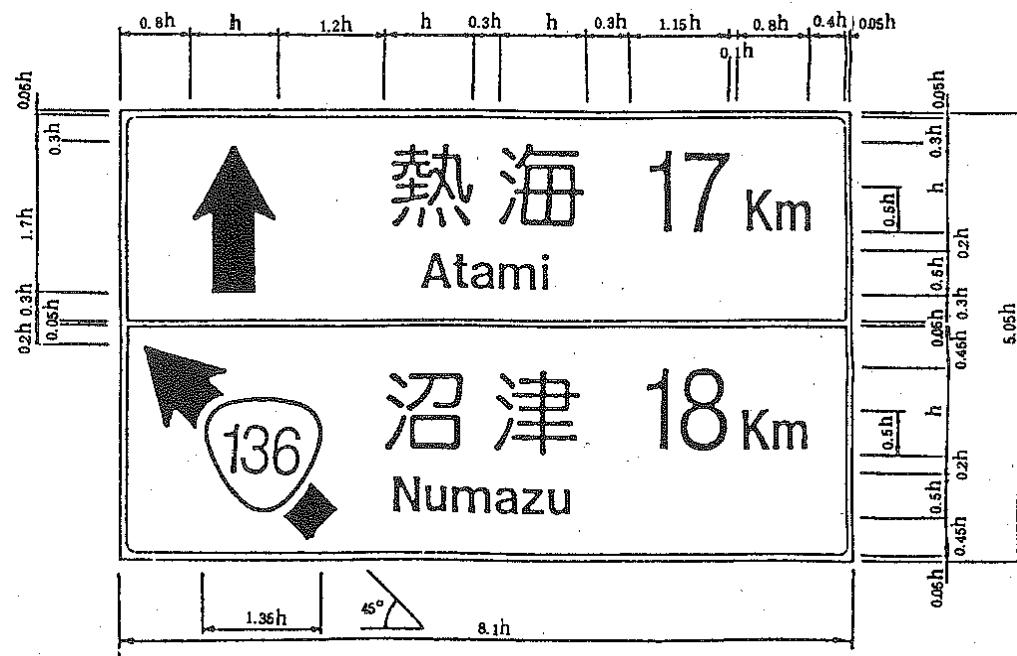
方面、方向及び距離 (105-A)

[ローマ字を併記しない場合]

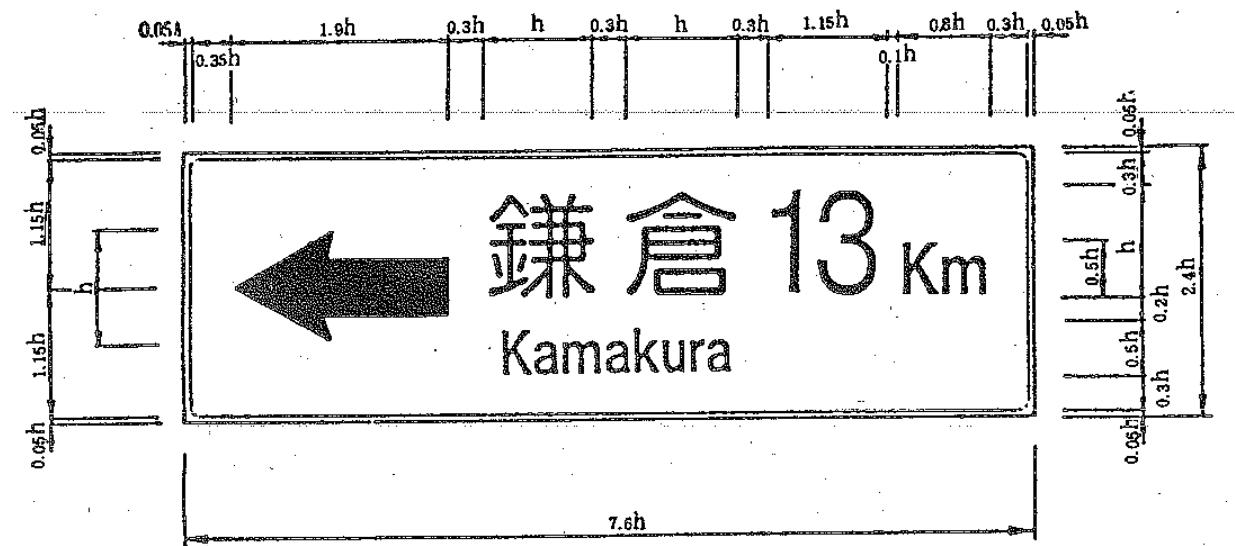
(注) 105系及び106系の標識の文字の間隔は、2文字の場合は0.3h、3文字以上の場合は0.2h、ただし、3文字以上の場合でローマ字を併記しない場合は0.1hとする。



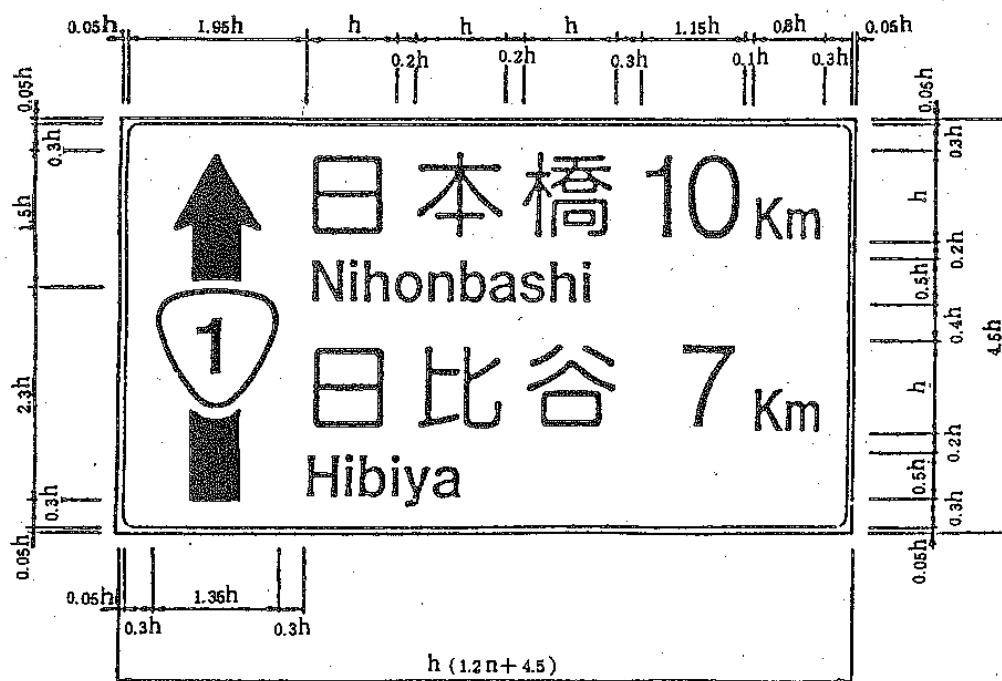
方面、方向及び距離 (105-B)



方面、方向及び距離 (105-B) に経由路線番号を表示する場合



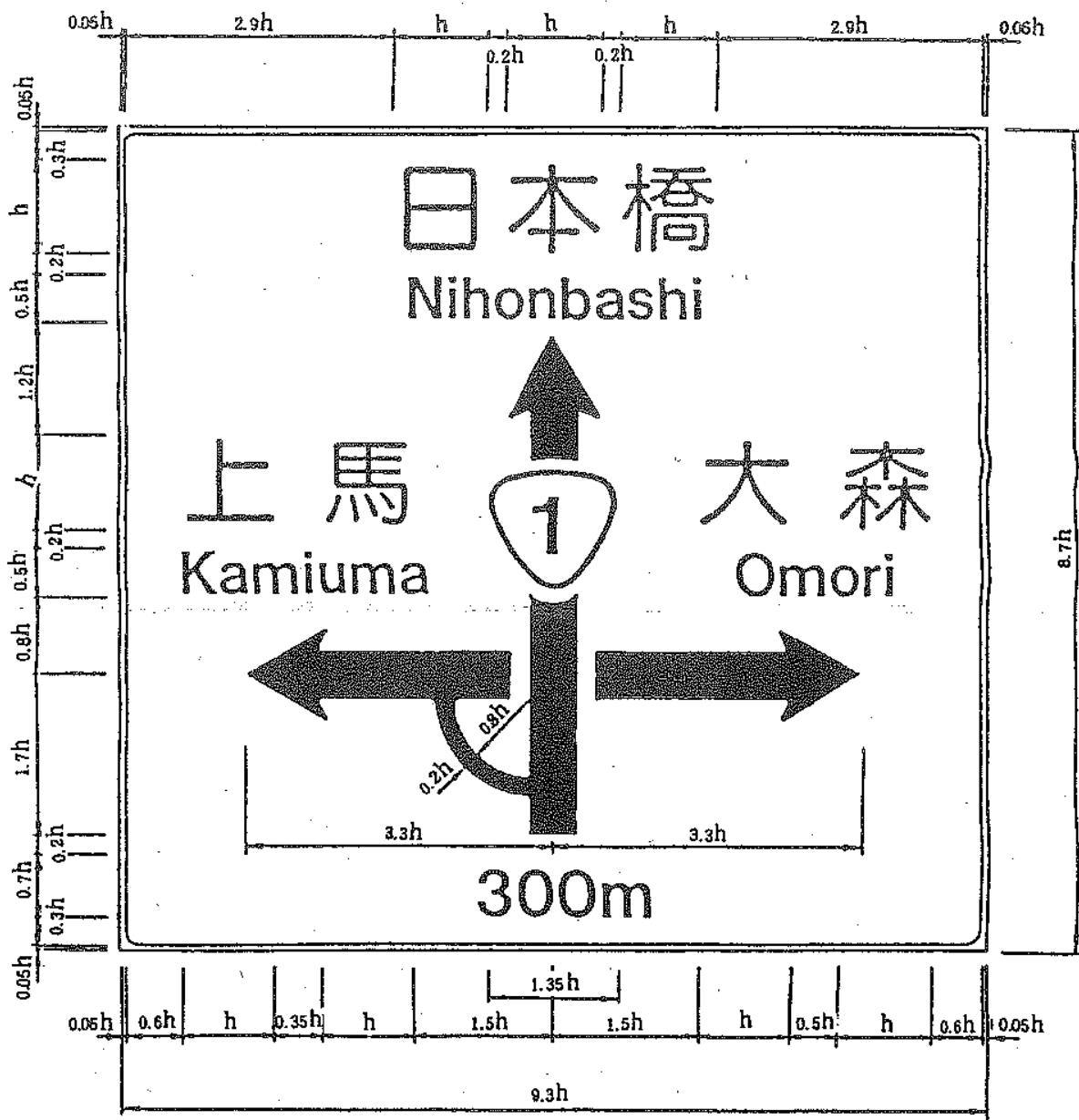
奉免、方向及び距離 (105-C)



n：最も多い表示漢字数

方面、方向及び距離 (106-A)

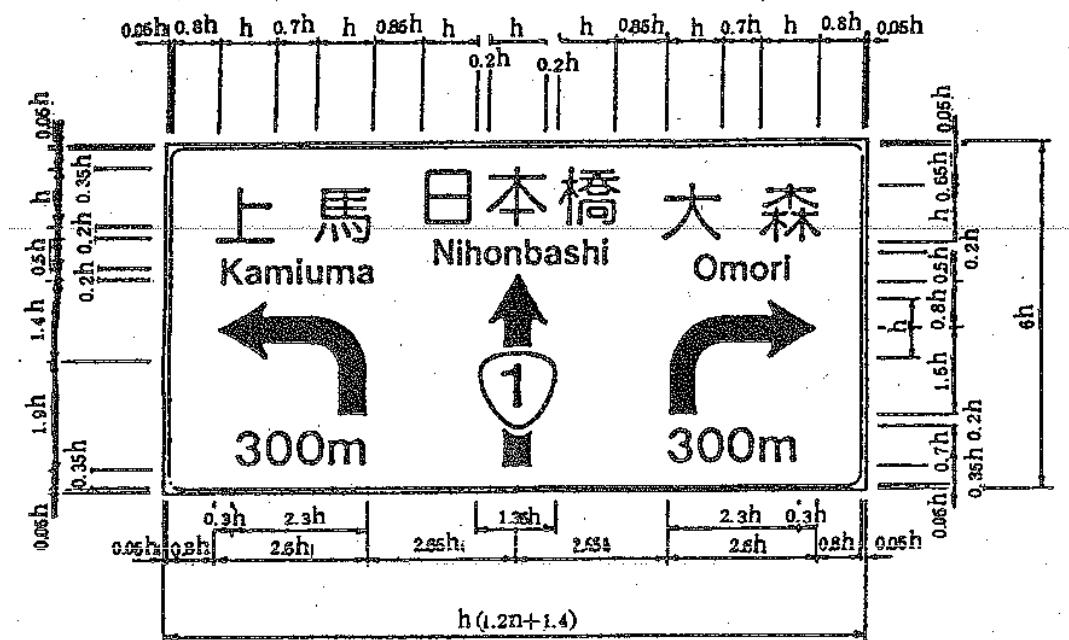
[経由路線番号を表示しない場合も同寸法である]



(注) 右方向の表示漢字数と左方向の表示漢字数の合計が 6 を超える場合には、1 文字増えるごとに表示板の横寸法を 1.2 h ずつ拡大するものとする。

方面及び方向の予告 (108-A)

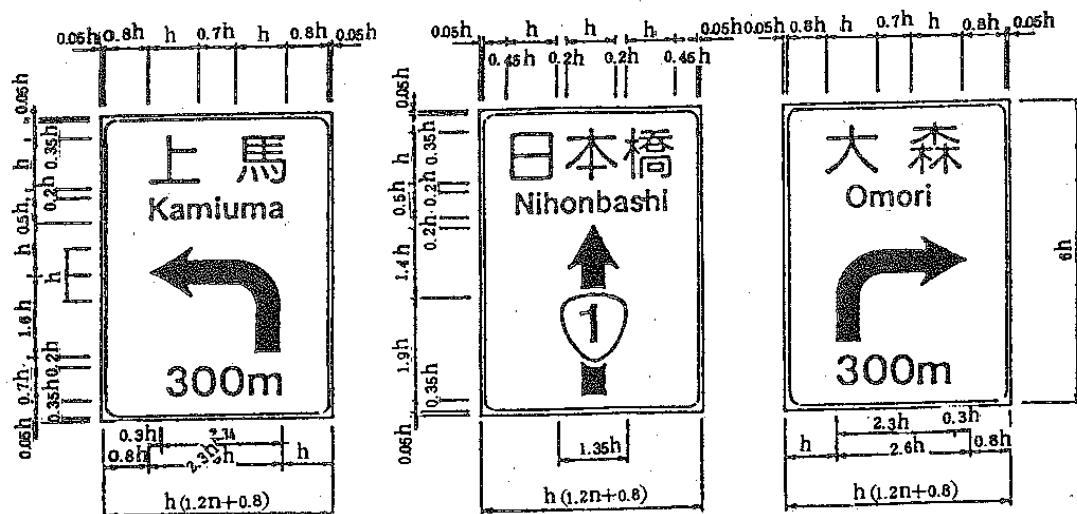
[経由路線番号を表示しない場合も同寸法である]



n: 全表示漢字数 (ただし一方向は最小3文字分を確保すること)

方面及び方向の予告 (108-B)

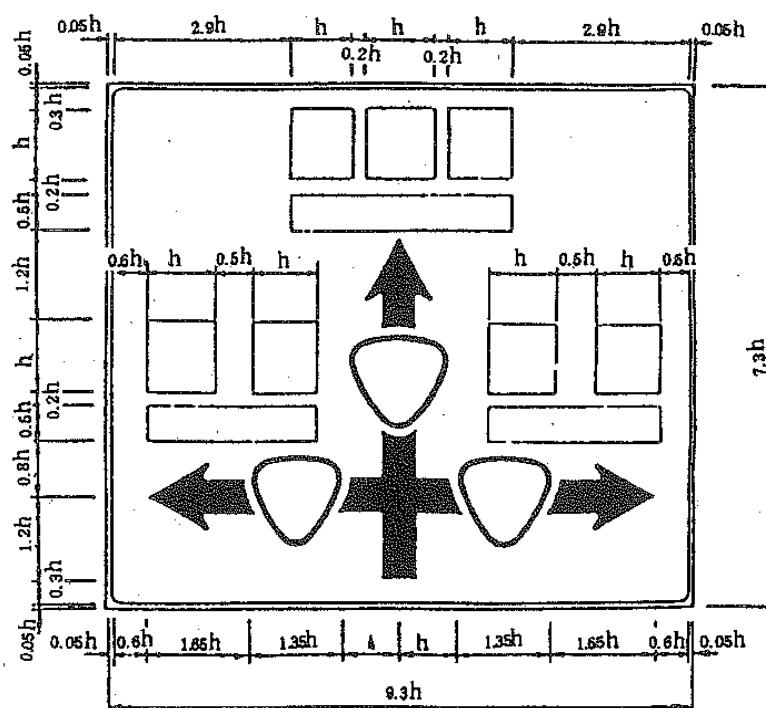
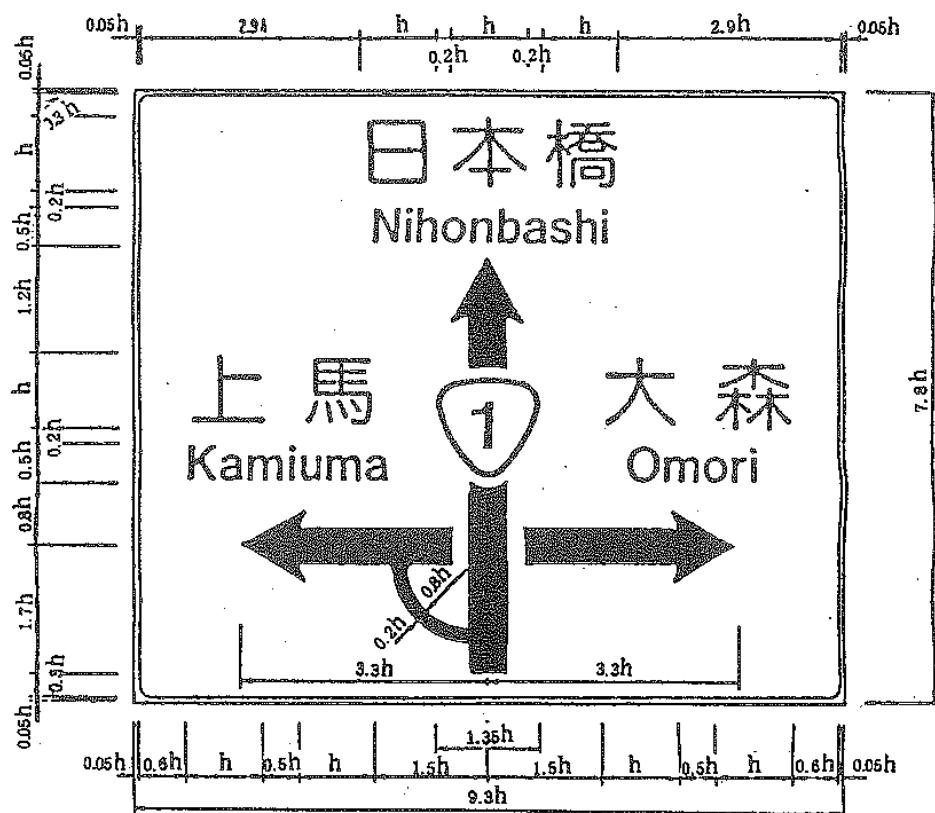
[経由路線番号を表示しない場合も同寸法である]

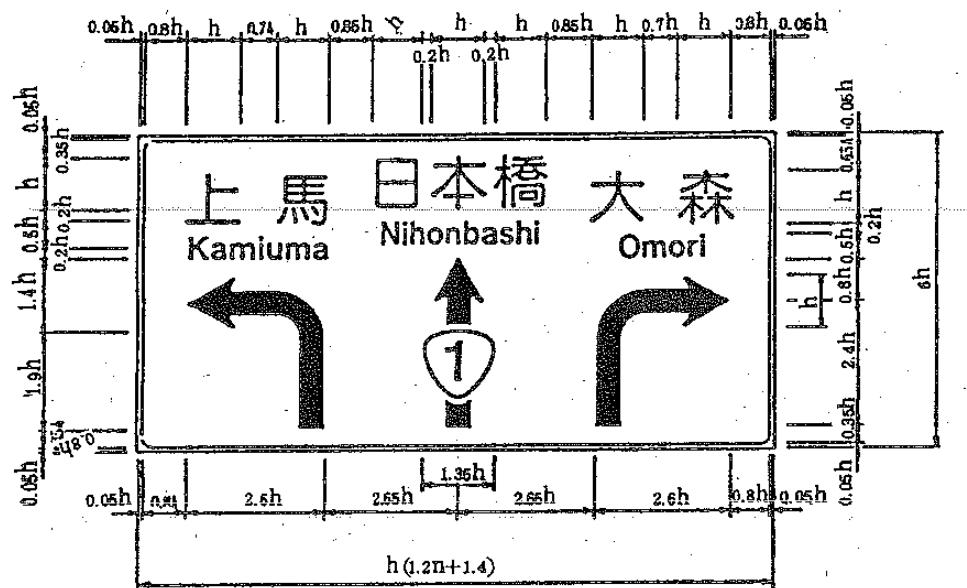


n: 方向ごとの表示漢字数 (ただし一方向は最小3文字分を確保すること)

方面及び方向の予告 (108-B)

[経由路線番号を表示しない場合も同寸法である]

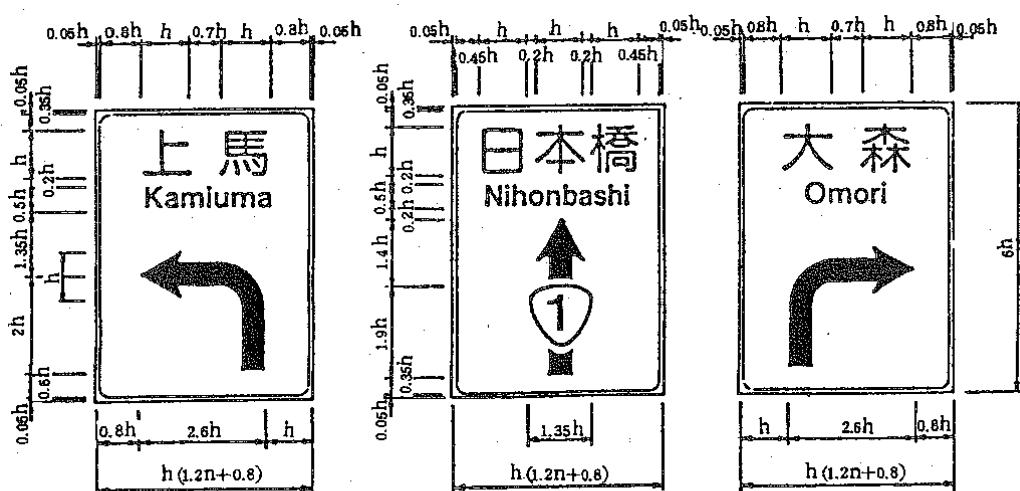




n: 全表示漢字数（ただし一方向は最小3文字分を確保すること）

方面及び方向 (108の2-B)

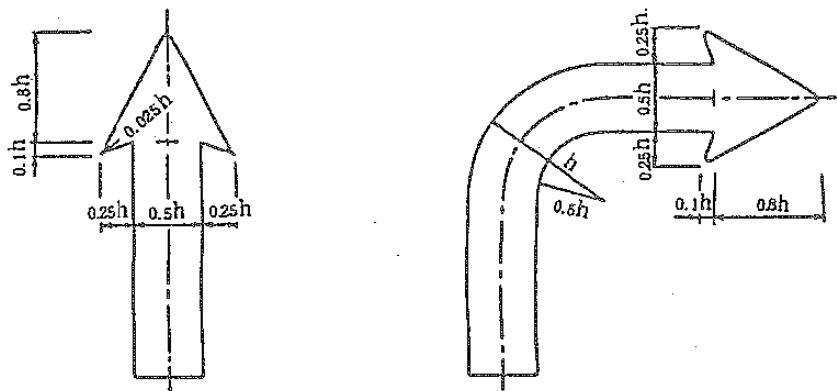
[経由路線番号を表示しない場合も同寸法である]



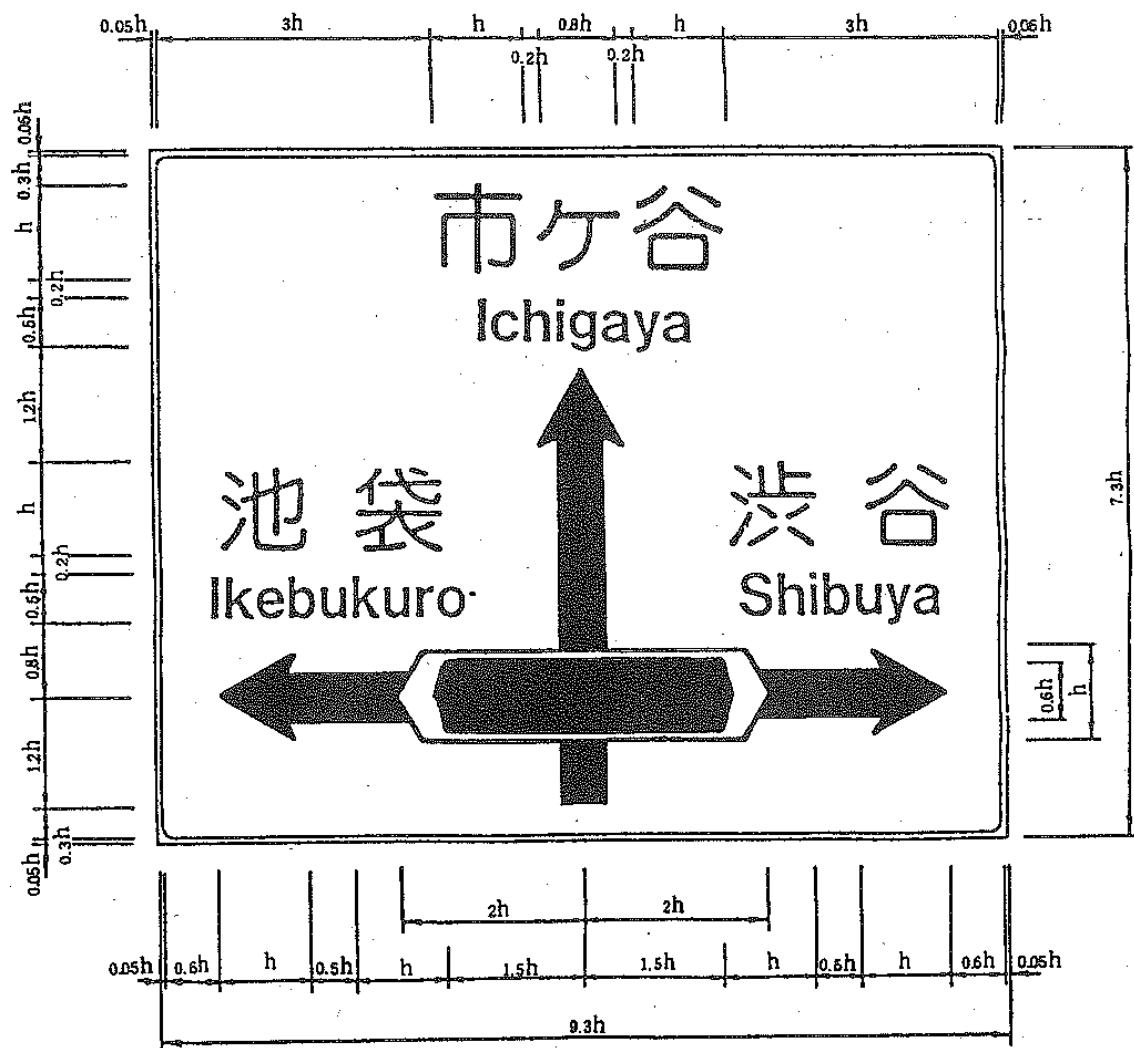
n: 方向ごとの表示漢字数（ただし一方向は最小3文字分を確保すること）

方面及び方向 (108の2-B)

[経由路線番号を表示しない場合も同寸法である]



矢印の大きさ (105系、106系-A及び108系)

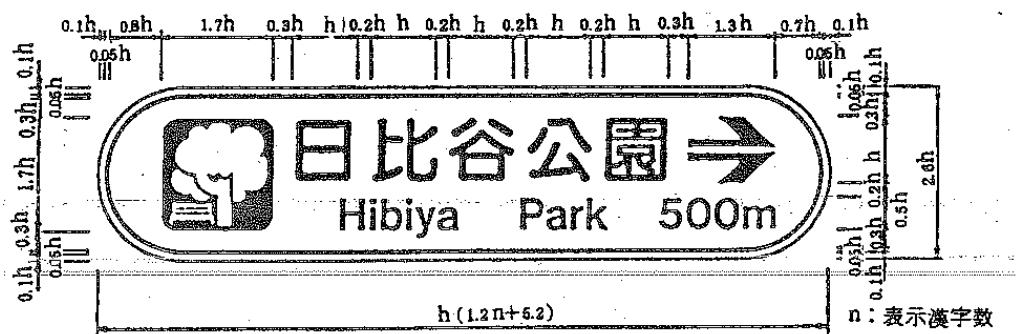


(注) 右方向の表示漢字数と左方向の表示漢字数の合計が 6 を超える場合には、1 文字増えるごとに表示板の横寸法を 1.2 h ずつ拡大するものとする。

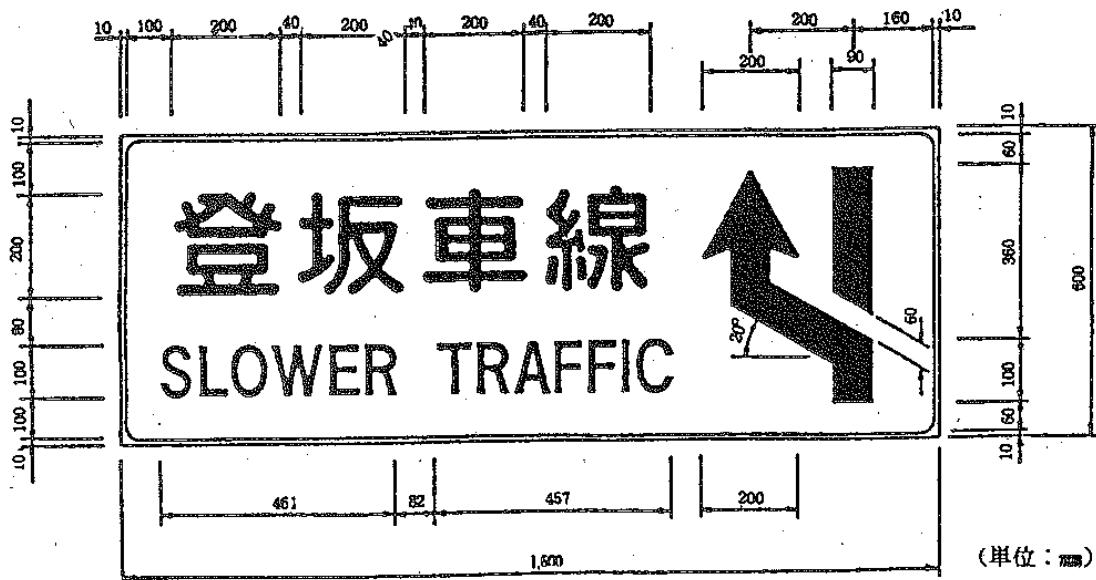
方面、方向及び道路の通称名 (108の4)



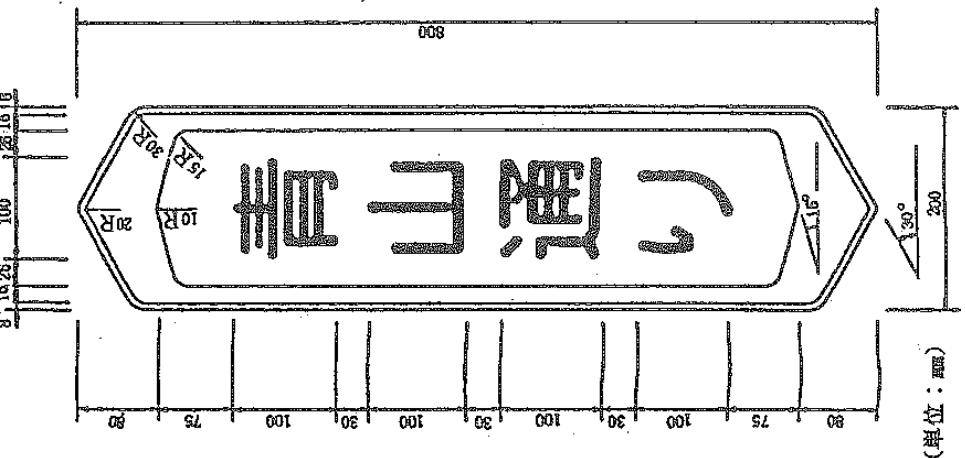
著名地点（114-A）にシンボルマークを表示する場合



著名地点（114-B）にシンボルマークを表示する場合

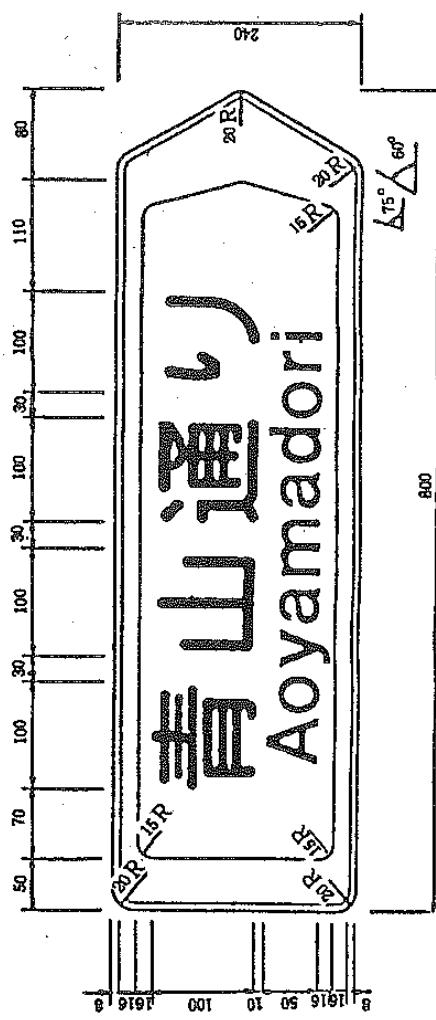


登坂車線 (117の2-A)



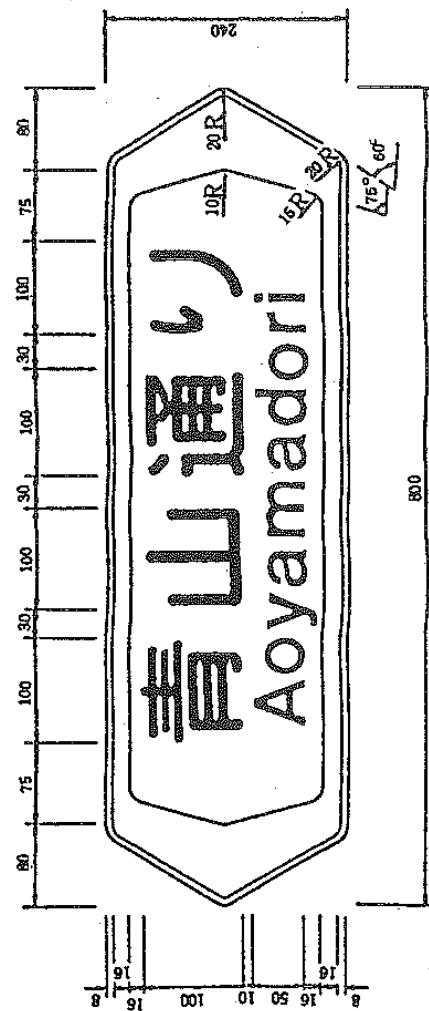
(单位: 毫瓦)

道路の通称名 (119-A)



(单位：厘米)

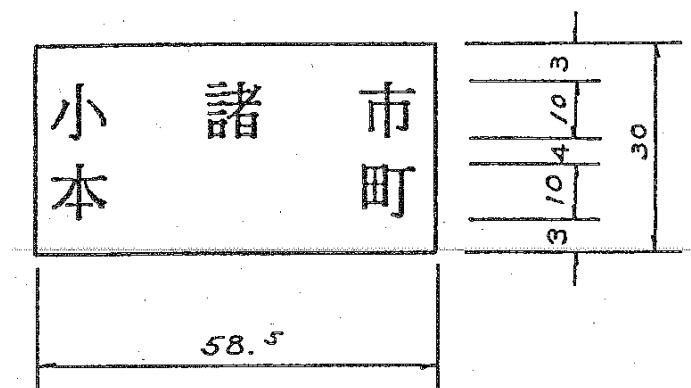
道路の通称名 (119-B)



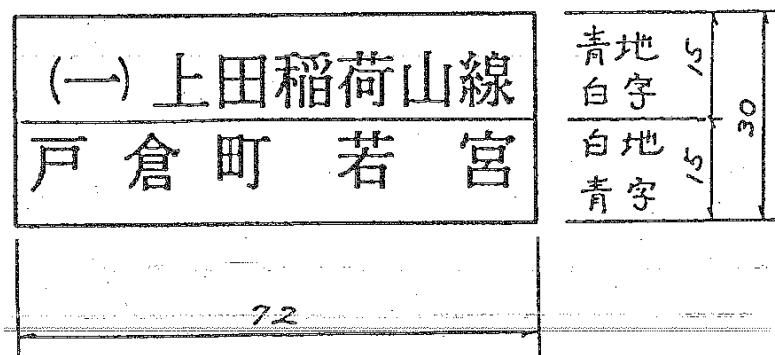
道路の通称名 (119-C)

(118用)

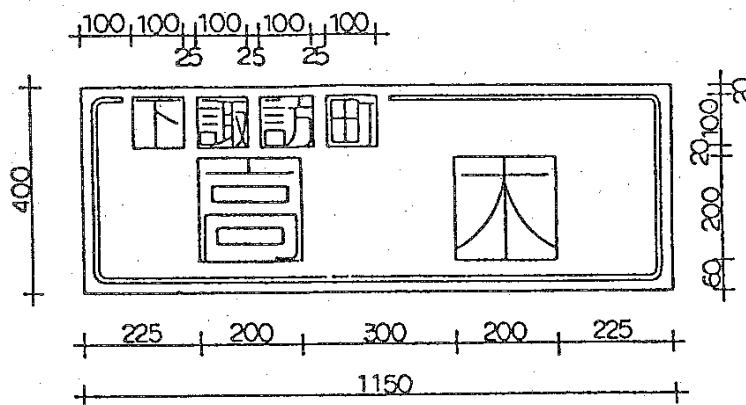
(単位: cm)



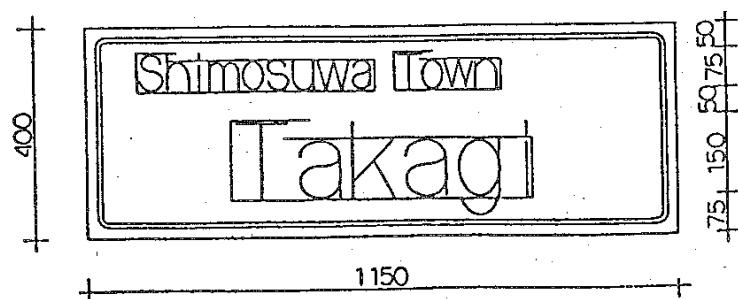
(118の2用)



補助標識「地名 (512)」



(114の2-A-1)



(114の2-A-2)

主要地点

道路標識製作ならびに設置特記仕様書

1 (趣 旨)

この仕様書は、道路標識の製作及び設置工事の施工に際し、請負者が履行しなければならない仕様を示すものである。

2 (様 式)

道路標識作成は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府建設省令第3号……以下「命令」という）の定めるところによらなければならない。

3 (アルミニウム合金製標識板)

3-1 材料及び加工

- (1) 「標識版」は、J I S - H - 4,000（耐蝕アルミ合金板）の規格品を用いるものとし、寸法は、板厚2.0mmのものを使用し、有機溶剤洗浄を実施したものでなければならない。
- (2) 補強材リブは、J I S - H - 4,100（アルミ合金押出形材）の規格品を用いなければならない。
- (3) 板と補強材リブとの接合は、スポット溶接をしなければならない。この場合、板に「ひずみ」、「割れ」のないように入念に仕上げ、また補強材リブは、本板と同質材を用いなければならない。

4 (標識版、反射シートの外観及び品質)

4-1 標識板の外観は、歪、うねり、深いキズ等があつてはならない。また、板、補強材等の端部は全て美しく仕上げなければならない。

4-2 反射シートは、カプセルレンズ型又は同等以上のものを使用し耐久性に富み、色の変化、ひび割れ、剥れ等によりその視認を妨げるようなものであつてはならない。（反射シートは、10年屋外にさらされても著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じてはならず、もとの輝度（表-1）の80%以下になってはならない。

高輝度反射シート（カプセルレンズ型反射シート、六角柱）の再帰反射係数は表-1以上でなければならない。

表-1 カプセルレンズ型反射シートの再帰反射係数

※観測角	※※入射角	白	黄	赤	緑	青
12'	5°	250	170	45	45	20
	30°	150	100	25	25	11
20'	5°	180	122	25	21	14
	30°	100	67	14	12	8
2°	5°	5 2.5	3 1.8	0.8 0.4	0.6 0.3	0.3 0.1
	30°					

反射シートは、表面が雨水に濡れても表-1の輝度値の90%以下にはならないこと。

※ 観測角—反射された光束と、その点で反射された光束が作る角度。

※※ 入射角—反射シート面に照射した光束と、その点で反射シート面に垂直な遷都が作る角度。

また、色の範囲は、表-2によるものとする。

表－2 カプセルレンズ型反射シートの色（印刷色を含む）

色	色度座標の範囲(1)								Y値の限界		色の参考値(2)	
	1		2		3		4		%			
	X	Y	X	Y	X	Y	X	Y	上限	下限		
白	0303	0287	0368	0353	0340	0380	0274	0316	—	27	50PB 7／1	
黄	0498	0412	0557	0442	0479	0520	0438	0472	40	15	125Y 6／12	
赤	0613	0297	0708	0292	0636	0364	0558	0352	11	25	75R 5／12	
緑	0030	0380	0166	0346	0289	428	0201	0776	8	3	100G 3／8	
青	0144	0030	0244	0202	0190	0247	0066	0208	10	1	58PG 132／68	

- (注) 1. 色度座標は、標準の光Cによる。
 2. 色の参考値は、JISZ8721（三属性による色の表示方法）によったものである。

5 (標識版の「文字」「記号」「線」の大きさ)

標識板に用いる「文字」「記号」「縁」「線」の大きさ及び形は、「命令」別表第2に従わなければならない。

「命令」に記載のないものについては監督員と協議しなければならない。

6 (反射加工)

6-1 印刷

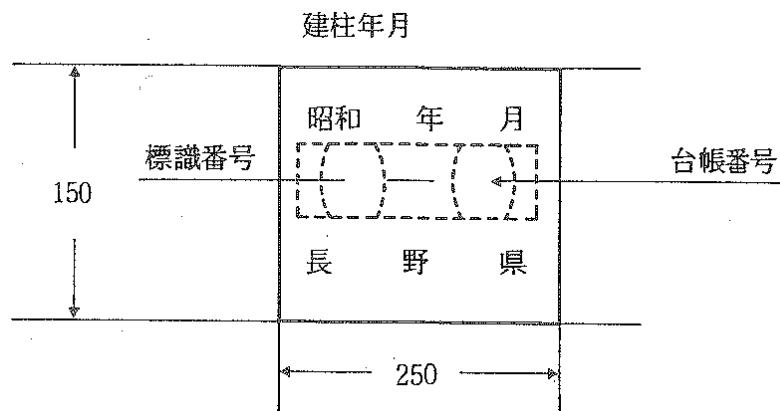
標識板の文字等は、反射シートに適合する印刷インクを用い、スクリーンゾロセス法により指定された文字記号等を印刷しなければならない。

6-2 貼付等

- (1) 反射シートの貼付は、真空加熱圧着機を使用して行わなければならない。
- (2) 貼付け完了した反射シートの表面は、反射シートの製造業者の指定するクリヤーをスプレー又はロールコーディング法によって仕上げなければならない。
- (3) 反射シート貼付後の標識版の外観は、反射シートの位置ずれ、しわ、傷、うねり、歪等があつてはならない。

7 (標識版の管理)

標識版の裏面には、「建柱年月、道路標識台帳番号、管理者名」の文字をステッカーにプロセス印刷したものを貼付しなければならない。



8 (支 柱)

8-1 材 質

支柱の材質は、一般構造用炭素鋼鋼管（JIS-G-3444）STK41.2種に規定するもの、又は同等以上のものを用いなければならない。

8-2 塗 装

(1) 単柱、複柱式

钢管に下処理（ショットブラスト）を施した後、接着材（耐熱性エポキシ系プライマー）を塗布しビニール系樹脂で被覆したもの、又は同等以上のものでなければならない。

(2) オーバーハング、オーバーヘッド方式

- ・脱脂、錆とり、中和、リン酸処理を施した後、下塗（鉛系錆止めJIS-K=5623-1種）をし、中塗、上塗（フタル酸樹脂塗料JIS-K-5516-2種）をし、自然乾燥を十分行わなければならない。なお、仕上げは白色とする。
- ・溶融亜鉛メッキは、JISH-8641 2種HDZ55によること。

- ・ビニール系樹脂被覆は、下記の被膜物性によること。

被膜物性

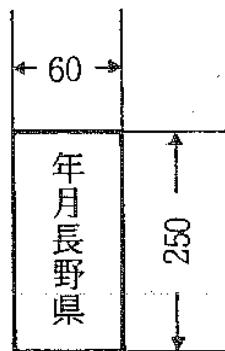
試験項目	試験結果	試験条件
比重 ショア-硬度 引張強さ 伸び率	0.97 g/cm ³ 58 (ショア-D) 150 kg/cm ² 180 %	A S T M - D 7 9 2 J I S Z - 2 2 4 6 J I S K - 6 7 2 3 "
体積固有抵抗	$10^{15} \Omega \text{cm}$	A S T M - D 2 5 7
耐薬品性	10% 塩酸 10% 硫酸 10% 硝酸 10% 食塩水 10% 苛性ソーダ 機械油 有機溶剤	異常なし " " " " ケトン類、エステル類に膨潤
耐候性	1000 Hr 物性変化なし 2000 Hr 物性変化なし	J I S A - 1 4 1 5 (ウェザーボーメーター)
移行性 毒	なし "	
剥離強さ 衝撃強さ 屈曲強さ	接着強固なため母材破壊 異常なし "	J I S K - 6 7 4 4 デュボン衝撃試験 (500 g, 50 cm) 25 °C, 180 °C 折り曲げ
耐寒性	亀裂、剥離なし	脆化温度 -40 °C
屋外暴露試験	13年経過 異常なし	建柱ポールによる (市街地)
耐食性	発錆なし	J I S Z - 2 3 7 1

厚さ0.5mm ±0.1mm

8-3 標識版の取付金具

- (1) 標識版の取付金具は、ステンレス製ボルトナット又はボルトナット（JIS-G-3101）の鋼材を用い、防錆処理は、亜鉛メッキ（JIS-H-8641）を施したものとする。

8-4 支柱表面の地上高1.0mの位置の白反射シートを用い「建柱年月、管理者名」の文字プロセス印刷をしたものを貼付しなければならない。



9 (建 柱)

- 9-1 施工位置については「命令」及び「設計図書」によるほか監督員の指示を受けなければならぬ。

10 (保証期間)

標識版の保証期間は、引渡し後5年間とする。ただし、災害その他人為的事故による損傷の場合は除く。

参考

大型案内標識柱必要径早見

横 縦	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400
400	0.40	0.44	0.48	0.52	0.56	0.60	0.64								
450	0.45	0.50	0.54	0.59	0.63	0.68	0.72	0.77	0.81						
500	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	0.90	0.95	1.00				
550	0.55	0.61	0.66	0.72	0.77	0.83	0.88	0.94	0.99	1.05	1.10	1.16	1.21		
600	0.60	0.66	0.72	0.78	0.84	0.90	0.96	1.02	1.08	1.14	1.20	1.26	1.32	1.38	1.44
650	0.65	0.72	0.78	0.85	0.91	0.98	1.04	1.11	1.17	1.24	1.30	1.37	1.43	1.50	1.56
700	0.70	0.77	0.84	0.91	0.98	1.05	1.12	1.19	1.26	1.33	1.40	1.47	1.54	1.61	1.68
750	0.75	0.83	0.90	0.98	1.05	1.13	1.20	1.28	1.35	1.43	1.50	1.58	1.65	1.73	1.80
800	0.80	0.88	0.96	1.04	1.12	1.20	1.28	1.36	1.44	1.52	1.60	1.68	1.76	1.84	1.92
850	0.85	0.94	1.02	1.11	1.19	1.28	1.36	1.45	1.53	1.62	1.70	1.79	1.87	1.96	2.04
900	0.90	0.99	1.08	1.17	1.26	1.35	1.44	1.53	1.62	1.71	1.80	1.89	1.98	2.07	2.16
950	0.95	1.05	1.14	1.24	1.33	1.43	1.52	1.62	1.71	1.81	1.90	2.00	2.09	2.19	2.28
1,000	1.00	1.10	1.20	1.30	1.40	1.50	1.60	1.70	1.80	1.90	2.00	2.10	2.20	2.30	2.40
1,050		1.16	1.26	1.37	1.47	1.58	1.68	1.79	1.89	2.00	2.10	2.21	2.31	2.42	2.52
1,100		1.21	1.32	1.43	1.54	1.65	1.76	1.87	1.98	2.09	2.20	2.31	2.42	2.53	2.64
1,150			1.38	1.50	1.61	1.73	1.84	1.96	2.07	2.19	2.30	2.42	2.53	2.65	2.76
1,200			1.44	1.56	1.68	1.80	1.92	2.04	2.16	2.28	2.40	2.52	2.64	2.76	2.88
	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400

(A)

139.8 φ × 4.5 t ← 165.2 φ × 5.0 t → 190.7 φ × 5.3 t →

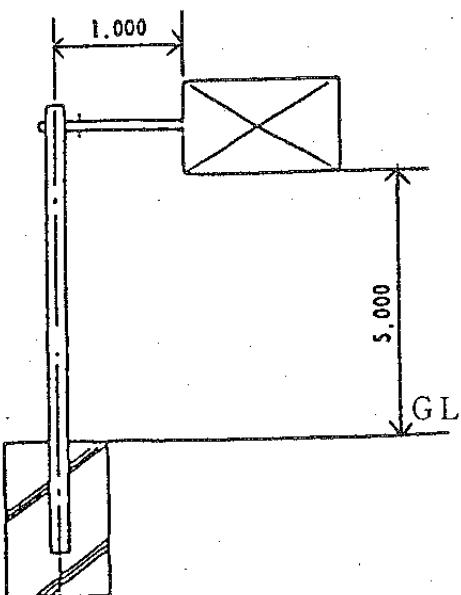


表 [柱] (1本アーム用)

(m/m)

2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	横 縦
1.63	1.69															m ²
1.75	1.82	1.89	1.96													400
1.88	1.95	2.03	2.10	2.18	2.25											450
2.00	2.08	2.16	2.24	2.32	2.40	2.48	2.56									500
2.13	2.21	2.30	2.38	2.47	2.55	2.64	2.72	2.81	2.89							550
2.25	2.34	2.43	2.52	2.61	2.70	2.79	2.88	2.97	3.06	3.15	3.24					600
2.38	2.47	2.57	2.66	2.76	2.85	2.95	3.04	3.14	3.23	3.33	3.42	3.52	3.61			650
2.50	2.60	2.70	2.80	2.90	3.00	3.10	3.20	3.30	3.40	3.50	3.60	3.70	3.80	3.90	4.00	700
2.63	2.73	2.84	2.94	3.05	3.15	3.26	3.36	3.47	3.57	3.68	3.78	3.89	3.99	4.10	4.20	750
2.75	2.86	2.97	3.08	3.19	3.30	3.41	3.52	3.63	3.74	3.85	3.96	4.07	4.18	4.29	4.40	800
2.88	2.99	3.11	3.22	3.34	3.45	3.57	3.68	3.80	3.91	4.03	4.14	4.26	4.37	4.49	4.60	850
3.00	3.12	3.24	3.36	3.48	3.60	3.72	3.84	3.96	4.08	4.20	4.32	4.44	4.56	4.68	4.80	900
2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	
(B)								(A)								(B)
216.3 φ × 5.8 t								267.7 φ × 6.6 t								

参考

大型案內標識柱必要徑早

The diagram illustrates the cross-section of a bridge girder, specifically a box girder. It features a central vertical web and two flanges on the left and right sides. The top flange is labeled with dimension 190.7ϕ and thickness $\times 5.3t$. The bottom flange is labeled with dimension 216.3ϕ and thickness $\times 5.8t$. The central web is labeled with dimension $267.4 \phi \times 6.6t$. To the right of the girder, three horizontal arrows point to the right, each labeled with '(A)'. To the left, one arrow points to the left, also labeled with '(A)'. Below the girder, a long horizontal arrow points to the left, labeled with '(B)'.

見表 [柱] (2本アーム用)

(m/m)

2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	横 縦
3.77	3.90	4.03	4.16	4.29	4.42	4.55	4.68	4.81	4.94	5.07	5.20	5.33	5.46	1,300
4.06	4.20	4.34	4.48	4.62	4.76	4.90	5.04	5.18	5.32	5.46	5.60	5.74	5.88	1,400
4.35	4.50	4.65	4.80	4.95	5.10	5.25	5.40	5.55	5.70	5.85	6.00	6.15	6.30	1,500
4.64	4.80	4.96	5.12	5.28	5.44	5.60	5.76	5.92	6.08	6.24	6.40	6.56	6.72	1,600
4.93	5.10	5.27	5.44	5.61	5.78	5.95	6.12	6.29	6.46	6.63	6.80	6.97	7.14	1,700
5.22	5.40	5.58	5.76	5.94	6.12	6.30	6.48	6.66	6.84	7.02	7.20	7.38	7.56	1,800
5.51	5.70	5.89	6.08	6.27	6.46	6.65	6.84	7.03	7.22	7.41	7.60	7.79	7.98	1,900
5.80	6.00	6.20	6.40	6.60	6.80	7.00	7.20	7.40	7.60	7.80	8.00	8.20	8.40	2,000
6.09	6.30	6.51	6.72	6.93	7.14	7.35	7.56	7.77	7.98	8.19	8.40	8.61	8.82	2,100
6.38	6.60	6.82	7.04	7.26	7.48	7.60	7.92	8.14	8.36	8.58	8.80	9.02	9.24	2,200
6.67	6.90	7.13	7.36	7.59	7.82	8.15	8.28	8.51	8.74	8.97	9.20	9.43	9.66	2,300
6.96	7.20	7.44	7.68	7.92	8.16	8.40	8.64	8.88	9.12	9.36	9.60	9.84	10.08	2,400
7.25	7.50	7.75	8.00	8.25	8.50	8.75	9.00	9.25	9.50	9.75	10.00	10.25	10.50	2,500
7.54	7.80	8.06	8.32	8.58	8.84	9.10	9.36	9.62	9.88	10.14	10.40	10.66	10.92	2,600
7.83	8.10	8.37	8.64	8.91	9.18	9.45	9.72	9.99	10.26	10.53	10.80	11.07	11.34	2,700
8.12	8.40	8.68	8.96	9.24	9.52	9.80	10.08	10.36	10.64	10.92	11.20	11.48	11.76	2,800
8.41	8.70	8.99	9.28	9.57	9.86	10.15	10.44	10.73	11.02	11.31	11.60	11.89	12.18	2,900
	9.00	9.30	9.60	9.90	10.20	10.50	10.80	11.10	11.40	11.70	12.00	12.30	12.60	3,000
		9.61	9.92	10.23	10.54	10.85	11.16	11.47	11.78	12.09	12.40	12.71	13.02	3,100
			10.24	10.56	10.88	11.20	11.52	11.84	12.16	12.48	12.80	13.12	13.44	3,200
				10.89	11.22	11.55	11.88	12.21	12.54	12.87	13.20	13.53	13.86	3,300
					11.56	11.90	12.24	12.58	12.92	13.26	13.60	13.94	14.28	3,400
						12.25	12.60	12.95	13.30	13.65	14.00	14.35	14.70	3,500
							12.96	13.32	13.68	14.04	14.40	14.76	15.12	3,600
2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	

(B)

(A)

(B)

(A)

(B)

→————— 355.6 φ × 7.9 t —————→ →————— 406.4 φ × 7.9 t —————→

62道維第93号

昭和62年5月20日

関係各課
建設事務所
地方事務所

} 長 殿

土木部長
商工部長

道路標識における目標地点名について

今般、昭和61年10月25日付けで道路標識・区画線及び道路表示に関する命令の一部改正が公布されました。今回の改正は表示の内容の見直し、国連標識の採用等による道路交通事情の変化に即応することを主目的にしたものであります。

つきましては、観光地を多く抱える本県としましても、これを契機に道路利用者により分かりやすく、一貫性を保つ道路案内標識の整備基準を下記により定め、昭和62年6月1日から適用することとしたので、案内標識設置に遺憾のないようにしてください。

また、地方事務所にあっては市町村へこの旨周知方願います。

記

1 目標地名の使用区分

基準地から著名地点まで・・・道路管理者、市町村長等の自営工事によるもの
準著名地点 ・・・ 市町村長等の占用によるもの

2 著名地点及び準著名地点の標識設置上の留意事項

1) 標識の型式

著名地点名 ・・・ 主として著名地点標識（114系）とするが、特に必要があれば大型指示標識（105系、108系）とすることができる。

準著名地点名 ・・・ 著名地点標識（114系）のみとする。

2) 設置位置

著名地点標識（114系） ・・・ 著名地点及び著名地点への直近の分岐点

大型指示標識（105系、108系） ・・・ 著名地点への分岐点 但し、以下の点に注意すること。

- イ) 直進方向には、原則として表示しないこと。
- ロ) 左右の表示で表示可能な著名地点数は、それぞれ1地名までとすること。
- ハ) 目標地の採用にあたっては、経路案内（市町村名以上の名称）を優先し、著名地点名は二次的な扱いとすること。

準著名地点の標識設置位置については、系統的な案内標識を整備するため、道路管理者の設置する標識に支障とならないように、既設及び新規計画を含めて十分に検討すること。

63觀第93号

昭和63年8月26日

国 道 工 事 事 務 所
地 方 事 務 所
建 設 事 務 所 } 長 殿

商 工 部 長
土 木 部 長

「道路標識における目標地点名について」の事務処理について（通知）

道路標識の設置にあたっては、道路利用者によりわかりやすく、一貫性を保つため、「道路標識における目標地点名について」（昭和62年5月20日付け道維第93号）により事務処理を願っておりますが、同通知資料－2（準著名地点）の3「その他特に必要と認めたもの」により新たに準著名地点を追加する場合には、下記により事務処理を願います。

なお、道路標識以外のもの、いわゆる看板の類の設置については、従来の占用許可の手続きとなりますので申し添えます。

また、地方事務所にあっては、市町村へこの旨周知方願います。

記

1 「その他特に必要と認めたもの」により準著名地点を追加する場合

(1) 決 定 案内標識調整連絡会議において必要と認めた場合とする。

(2) 決定上の留意事項

ア 一季型の観光地でなく年間を通じた観光地であること。

イ 従来の観光地名と類似したまぎらわしい地名でないこと。

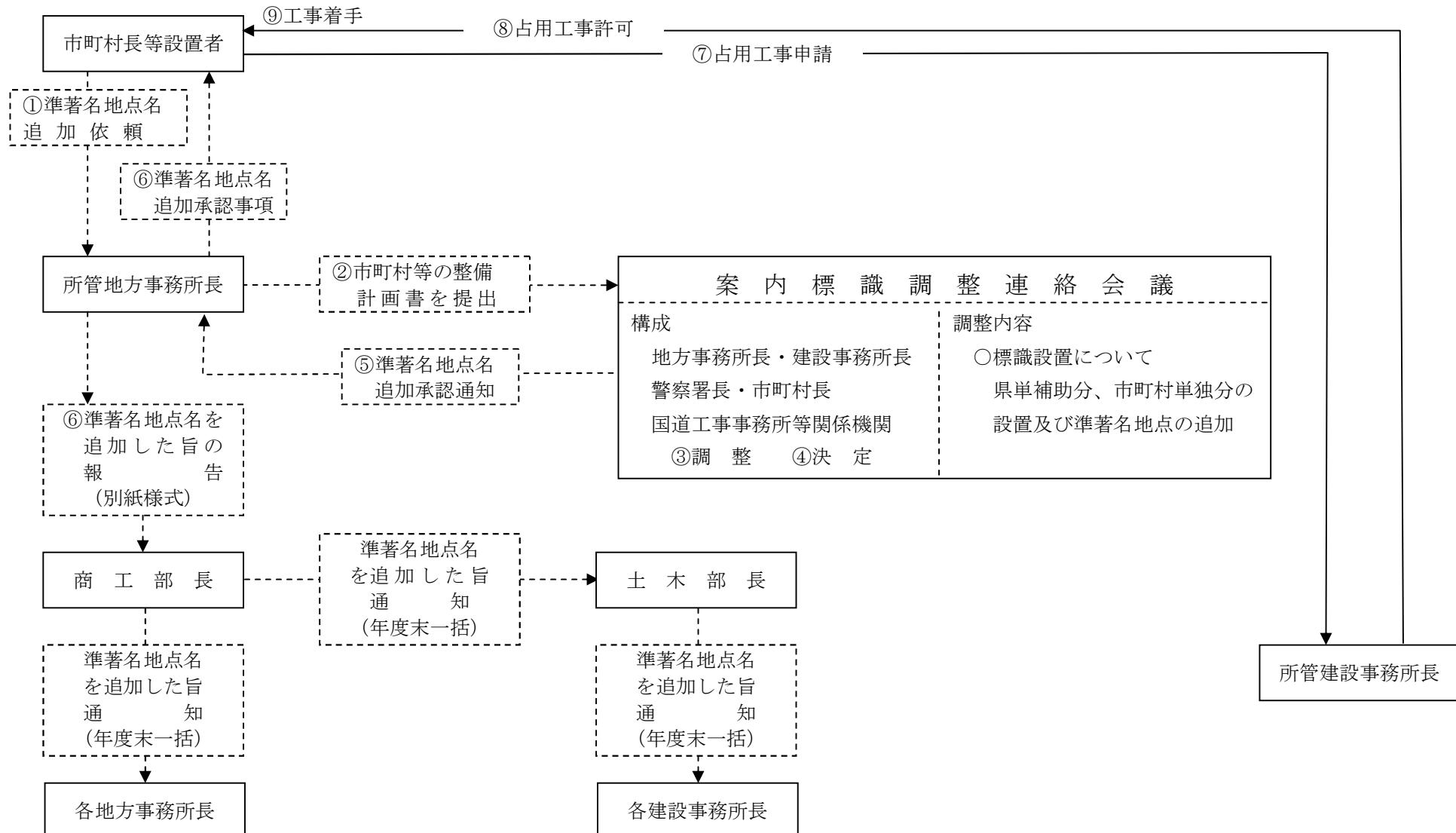
ウ 市町村の観光振興が図れるものであること。

(3) 事務手順 別紙のとおり

観光課開発指導係内線2546

別紙

「道路標識における目標地点名について」資料－2（準著名地点）の3「その他必要と認めたもの」により準著名地点を追加する場合の事務手順



* 数字は手順を示す。⑦、⑧、⑨は工事する場合の手順を示す。

23觀企第144号
平成24年（2012年）3月21日

土木部長様

觀光部長

準著名地点の追加等について（通知）

「道路標識における目標地点名について」（昭和62年5月20日付け道維第93号）に係る、資料一2の準著名地点名が、下記のとおり追加又は名称変更となりましたので、お知らせします。
なお、参考として、今回追加・名称変更後の資料一2を別添のとおり送付します。

(資料－2)

市町村名	準著名地点
小諸市	浅間山、布引観音、菱野薬師温泉、湯の瀬温泉、中棚鉱泉、高峰温泉、あぐりの湯こもろ、飯綱山公園
佐久市	佐久高原、洞源湖、貞祥寺、鼻顔稻荷山神社、内山峠、志賀牧場、長野種畜牧場、内山牧場、仙緑湖、小田井宿、美笛湖、初谷温泉、美笛高原、コスモス街道、ぴんころ地蔵、布施温泉、平尾山公園、佐久平スマートIC
佐久市 (臼田町)	田口峠、龍岡城跡五稜郭、狭岩峠、稻荷山公園、臼田宇宙空間観測所
佐久市 (望月町)	大河原峠、春日温泉、望月高原、望月宿、茂田井宿、春日渓谷
佐久市 (浅科町)	穂の香乃湯、塩名田宿、八幡宿
佐久穂町	十石峠、古谷渓谷、八千穂高原、双子池、白駒池、八千穂高原自然園、駒出池、八千穂レイク、麦草峠
小海町	松原湖、稻子湯、白駒池、松原湖高原
川上村	廻り目平、川上郷、梓湖、金峰渓谷
南牧村	海ノ口温泉、海ノ口牧場、海ノ口城跡、飯盛山
南相木村	立原高原
軽井沢町	碓氷峠、雲場の池、浅間山、軽井沢野鳥の森、南軽井沢、中軽井沢、千ヶ滝、塩沢湖、信濃追分
御代田町	西軽井沢高原、真楽寺、雪窓湖
立科町	蓼科牧場、蓼科山、蓼科御泉水自然園、芦田宿、陣内森林公園、しらかば2in1スキー場、白樺高原国際スキー場
上田市	北向観音、信州の鎌倉・塩田平、須川湖、室賀温泉さらの湯、無言館、龍光院、塩田の郷マレットゴルフ場
上田市 (丸子町)	靈泉寺温泉、大塩温泉、鹿教湯温泉、宝藏寺、龍福寺、クアハウスかけゆ、信州国際音楽村、マルチメディア研究センター
上田市 (真田町)	角間温泉、菅平牧場、ダボスの丘、真田城跡、千古温泉、信綱寺、長谷寺、角間渓谷、唐沢の滝、あづまや温泉、御屋敷公園、真田氏歴史館、真田氏館跡、菅平高原スポーツランド「サニアパーク菅平」、傍陽ふるさと公園
上田市 (武石村)	岳の湯温泉、美しの国、妙見寺
東御市	海野宿、雷電為右衛門の里、奈良原温泉、百体觀音、湯楽里館
長和町 (長門町)	中山道笠取峠、長門牧場、美し松高原、長久保宿、学者村、姫木平ペンション村、エコーバレー、ブランシュたかやま、黒曜石体験ミュージアム
長和町 (和田村)	和田宿、和田峠、扇峠、和田峠青少年旅行村、和田宿温泉ふれあいの湯
青木村	田沢温泉、沓掛温泉、修那羅石仏
岡谷市	塩嶺御野立公園、鳥居平やまびこ公園、花岡公園、鶴峯公園、早出公園、きぬのふるさと～岡谷絹工房～、岡谷湖畔公園
諏訪市	阿弥陀寺、立石展望公園、高島城、温泉寺、森林体験学習館、蓼の海公園、諏訪中央公園、諏訪市湖畔公園、諏訪湖ヨットハーバー、諏訪湖スタジアム、諏訪湖間欠泉センター、SUWAガラスの里、片倉館
茅野市	奥蓼科温泉、茅野市尖石縄文考古館、ピラタス蓼科ロープウェイ、蓼科湖、蓼科中央高原、横谷渓谷、麦草峠、美濃戸口、杖突峠、茅野市運動公園

市町村名	準著名地点
下諏訪町	和田峠、万治の石仏、水月公園、いずみ湖公園
富士見町	入笠山、釜無渓谷、富士見パノラマスキーフィールド、富士見高原リゾート、富士見高原、ペニションビレッジ、富士見高原創造の森、立場川キャンプ場
原村	八ヶ岳自然文化園、八ヶ岳農場、原村八ヶ岳温泉もみの湯、原村ペニションビレッジ
伊那市	権兵衛峠、羽広、仲仙寺、伊那公園、春日城跡公園、みはらしファーム、羽広温泉みはらしの湯、鳩吹公園、小黒川渓谷キャンプ場
伊那市 (高遠町)	入笠山、山室鉱泉、千代田湖、絵島の囲屋敷
伊那市 (長谷村)	鹿嶺高原、美和湖、小瀬戸鉱泉、三峰川渓谷
辰野町	枝垂栗自生地、横川峡、ホタルの里松尾峡、荒神山スポーツ公園、小野宿、しだれ栗林公園、辰野ほたる童謡公園
箕輪町	萱野高原、長田温泉、信州伊那梅苑、みのわ温泉、ながたの湯、ながた荘、ながた自然公園
飯島町	千人塚、与田切渓谷、シオジ平自然園
南箕輪村	大芝高原、権兵衛峠、沢尻不動尊、大芝光源温泉、大芝の湯
中川村	陣馬形山、小渋峠
宮田村	伊那峠、宮田高原、中央アルプス駒ヶ岳
飯田市	妙琴原高原、リンゴ並木、飯田城址、名水猿庫の泉、元善光寺、飯田高原、万古渓谷、野底山森林公園、黒田人形舞台、大平宿、かざこし子どもの森公園、かわらんべ天竜川総合学習館
飯田市 (上村)	しらびそ高原、大平高原、下栗の里
飯田市 (南信濃村)	遠山郷
松川町	松川高原、台城公園、信州松川温泉 清流苑
高森町	不動滝、信州高森温泉 湯ヶ洞・御大の宿、町民研修センター 森の家
阿南町	新野高原
阿智村	富士見台高原、東山道・園原の里、長岳寺
阿智村 (清内路村)	清内路高原、ふるさと村自然園
阿智村 (浪合村)	治部坂高原、あららぎ高原、もみじ平
平谷村	平谷高原、ひまわりの湯、平谷湖
根羽村	茶臼山高原、丸山高原、茶臼山高原青少年旅行村、ネバーランド
下條村	親田高原、秋桜の湯、リフレッシュパーク下條
壳木村	茶臼山高原、壳木自然休養村、記念休養林、丸畑渓谷、うるぎ温泉 こまどりの湯
天龍村	和知野川キャンプ場、天龍温泉おきよめの湯、大河内森林公園
泰阜村	万古渓谷
喬木村	矢筈公園、阿島大藤

市町村名	準著名地點
豊丘村	泉竜院、三色藤、松茸の里堀越、豊丘村交流センター だいち、野田平キャンプ場、鬼面山登山道入口、新九郎の滝、明神淵
大鹿村	鹿塩温泉、信濃宮神社、小渋峠、大池高原、三伏峠登山道入口、小渋温泉
木曽町 (日義村)	徳音寺、巴ヶ渕、林昌寺、南宮神社、山吹山、旗挙八幡宮
木曽町 (開田村)	開田高原、御岳山
木曽町 (三岳村)	三岳高原、御岳山
木祖村	やぶはら高原、鳥居峠、藪原宿
王滝村	御岳高原、御岳山、牧尾ダム、滝越、田の原天然公園
大桑村	定勝寺、鹿ノ湯、阿寺渓谷、伊奈川渓谷、須原宿、のぞきど高原、野尻宿
松本市	崖の湯温泉、美鈴湖、三城牧場、扇温泉、玄向寺、アルプス公園、新浅間温泉、入山辺温泉、美ヶ原高原アルプスの展望台、思い出の丘、天狗の露地、王ヶ頭・王ヶ鼻、ビーナスライン、三城いこいの広場、牛伏寺
松本市 (波田町)	黒川渓谷、盛泉寺、日本アルプスサラダ街道
松本市 (四賀村)	長安寺
松本市 (奈川村)	奈川温泉、奈川度ダム、野麦峠、奈川高原木曽路原、新奈川温泉、信州野麦峠スキー場
松本市 (安曇村)	一の瀬園地、坂巻温泉、中の湯、さわんど温泉
松本市 (梓川村)	日本アルプスサラダ街道
塩尻市	平出遺跡、みどり湖、本山宿、郷原宿、塩嶺高原、日本アルプスサラダ街道、信州塩尻、農業公園チロルの森、いこいの森・地球の宝石箱、みどり湖温泉
塩尻市 (檜川村)	奈良井宿、贊川関所、平沢、鳥居峠
安曇野市 (明科町)	安曇野アートライン
安曇野市 (豊科町)	安曇野の里、名水安曇野わさび田湧水群、犀川白鳥湖、あづみ野ガラス工房、安曇野アートライン
安曇野市 (穂高町)	中房温泉、穂山美術館・わさび田、有明山神社、穂高神社、鐘の鳴る丘、満願寺、本陣等々力家、大王わさび農場、穂高アイマックスシアター、安曇野アートライン
安曇野市 (三郷村)	室山公園、大滝山麓、日本アルプスサラダ街道
安曇野市 (堀金村)	須砂渡、須砂渡渓谷いこいの森、ほりで～ゆ～ 四季の郷
筑北村 (本城村)	関昌寺
筑北村 (坂北村)	差切峠
筑北村 (坂井村)	冠着山、修那羅峠、四十八曲峠、岩井堂
麻績村	麻績宿、法善寺、宗善寺

市町村名	準著名地點
生坂村	山清路
山形村	清水高原、清水寺、日本アルプスサラダ街道
朝日村	日本アルプスサラダ街道
大町市	鹿島槍黒沢高原、中綱湖、中山高原、高瀬渓谷、高瀬ダム、葛温泉、 爺ガ岳スキー場、ヤナバスキー場、森城址、塩の道、サンアルピナ鹿島槍スキー場、 サンアルピナ青木湖スキー場、大沢禪寺、扇沢・大町アルペニライン、 子熊山トレッキングコース、ゆーぶる木崎湖、木崎湖温泉、日向山高原、 四季演劇資料館、大町スキー場、大谷原、靈松寺、岩魚郷資料館、 安曇野アートライン、アルプス搗精工場、流鏑馬会館、ラ・カスタ ナチュラル ヒーリング ガーデン、民話の里おおまち小太郎
大町市 (八坂村)	鷹狩山、唐花見湿原、金熊温泉、大姥山、情報コミュニケーションセンター「アキツ」・「体験館」、
大町市 (美麻村)	新行高原、ぽかぽかランド美麻、もくじき荘、静の桜公園、ふたえ市民農園、 大塩市民農園、千見おやきセンター、麻の館
池田町	大峰高原、池田町ハーブセンター、東山夢の郷公園、あづみ野池田クラフトパーク、 安曇野アートライン
松川村	天然ラドン温泉すずむし荘、馬羅尾高原清流の森、セピア安曇野、 安曇野アートライン
白馬村	白馬五竜・いいもり、長谷寺、白馬グリーンスポーツの森・白馬村歴史民俗資料館、 白馬岩岳、サンアルピナ白馬さのさか、白馬みねかた、白馬ハイランド、 観音原白馬岳・猿倉、貞麟寺、白馬ジャンプ競技場、白馬八方尾根、黒菱平、 姫川源流自然深勝園・親海湿原、Hakuba 47、 白馬クロスカントリー競技場（スノーハーブ）、大出の吊り橋、落倉自然園、 五竜岳・五竜かたくり苑、ウイング21（白馬村社会体育館複合施設）、 安曇野アートライン、白馬龍神温泉、白馬五竜、歴史的古民家庄屋まるはち
小谷村	小谷温泉、姫川温泉、梅池自然園、千国街道牛方宿、親の原百体觀音、来馬温泉、 島温泉、奉納温泉、下里瀬温泉、白馬乗鞍温泉スキー場、白馬コルチナ国際スキー場、 アルプス牧場、梅池パノラマウェイ、おたり名産館、雨飾高原キャンプ場、 千国の庄史料館、小谷村歴史増進施設‘S’ウエルネスクラブ小谷
長野市	真田邸、松代温泉、典厩寺、西明寺、大座法師池、恐竜公園、茶臼山動物園、 風雲庵、桑台院、清滝觀音堂、無常院、長谷寺、岡田觀音堂、豊野温泉りんごの湯、 聖山高原、越水ヶ原、戸隠森林植物園、戸隠牧場、戸隠奥社、戸隠中社、 戸隠宝光社、戸隠キャンプ場、戸隠スキー場、鏡池、奥裾花渓谷、戸隠西高原、 奥裾花自然園、木曾殿アブキ
長野市 (信州新町)	琅鶴湖、小花見高原、柳久保池、信州新町青少年旅行村、不動温泉、磨崖仏
長野市 (中条村)	正法寺、広福寺
須坂市	須坂温泉、臥竜公園、五味池破風高原、米子大瀑布、仙仁温泉、蓑堂、高顧寺、 ふれあい健康センター「湯つ藏んど」
千曲市	姨捨山田毎の月、千曲高原、竹尾妙音寺、長楽寺、大雲寺、開眼寺、城山公園、 万葉公園、上山田温泉、新戸倉温泉、戸倉温泉
小布施町	北斎館、岩松院
高山村	雷滝、松川渓谷温泉、山田温泉、五味温泉、七味温泉、奥山田温泉、蕨温泉、 信州高山森林スポーツ公園YOU遊ランド、チャオルの森、 歴史公園信州高山一茶ゆかりの里

市町村名	準著名地點
信濃町	黒姫童話館、一茶記念館、史跡小林一茶旧宅、野尻湖ナウマンゾウ博物館、ナウマンゾウ発掘地
飯綱町 (牟礼村)	飯綱東高原家族旅行村、丹霞郷
飯綱町 (三水村)	斑尾高原農場
小川村	西照寺、高山寺
中野市	高社山、東山公園、浜津が池公園、牧の入高原、鴨ヶ嶽城跡、壁田城跡公園、一本木公園、北信濃ふるさとの森文化公園、高梨館跡公園、信州中野観光センター、間山温泉公園
中野市 (豊田村)	斑尾高原（大池）、温泉公園「もみじ荘」
飯山市	信濃平、北竜湖、戸狩温泉、戸狩とん平高原、菩提院、なべくら高原、菜の花公園、斑尾高原スキー場、サンパティックスキー場、飯山国際スキー場、信濃平スキー場、北竜湖スキー場、戸狩温泉スキー場
山ノ内町	地谷野猿公苑、奥志賀高原、北志賀高原、高社山、湯田中温泉、新湯田中温泉、星川温泉、穂波温泉、角間温泉、安代温泉、渋温泉、上林温泉、地獄谷温泉、サンバレー、琵琶池、丸池、蓮池、熊の湯温泉、ジャイアントスキー場、木戸池、平床、陽坂、渋峠、硯川、発哺温泉、ブナ平スキー場、高天ヶ原、一の瀬、焼額山、よませ温泉スキー場、高井富士スキー場、小丸山スキー場、竜王スキーパーク、スノーボードワールドハイツ、三ヶ月・アワラ湿原、白沢の滝、平和の丘公園、東館山高山植物園、石の湯、奥志賀牧場、笠ヶ岳、潤満滝、志賀山温泉、竜王ロープウェイ、西館山スキー場、東館山スキー場、寺子屋スキー場、志賀高原ロープウェイ
木島平村	カヤノ平高原、馬曲温泉、木島平スキー場、ケヤキの森公園、やまびこの丘公園、龍興寺清水、木島平村観光交流センター
野沢温泉村	健命寺、麻釜、上ノ平高原、つつじ山公園、北竜湖、野沢温泉アリーナ、野沢温泉スキー場
栄村	小赤沢温泉、秋山郷、野々海池、屋敷温泉、切明温泉、和山温泉、さかえ俱楽部スキー場、中条温泉、北野天満温泉

以上に掲げるものの外、下記に掲げるもの

- 1 文化財保護法及び文化財保護条例等により指定されているもので観光客が見学可能なもの。
- 2 文化施設等のうち著名地点に掲げることができないもので観光客に対し積極的に開放しているもの。
- 3 その他特に必要と認めたもの。

交規発 340 号
平成14年11月18日

長野県土木部長 殿

長野県警察本部
交通部長

地点名標示板（案内標識）の整備について

交通安全施設等の整備につきましては、平素からご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、見出しの地点名標示板（交通信号機に添加された案内標識114の2-A、B）の設置につきましては、逐次整備いただいておりますが、近年、ITS化の進展、カーナビの急速な普及等道路交通環境が大きく変化している中で、多くのドライバーに適時・適切な情報を提供することが求められております。

このことから、道路管理者が交通信号機に設置している「地点名標示板」は、道路利用者にとって現在地の確認や旅行の道標として極めて有用であるばかりでなく、交通管理者が推進すべき交通情報の収集・分析・提供に不可欠な施設であることから、次期交通安全施設等整備五箇年計画に盛り込んでいただく等、引き続き整備促進していただきたくお願い申し上げます。

記

1 設置等が必要な交差点

(1) 新設が必要な交差点

基本的には、新設信号交差点を含め全ての信号交差点に設置することが望ましいと考えておりますが、これが困難な場合は、

- ア 主要幹線道路は全ての信号交差点
- イ 観光地道路は、主要路線にある全ての信号交差点
- ウ その他の道路は、地域の代表地点及び迷い交通が生じやすい交差点

(2) 改良等整備を要望する交差点

- ア ローマ字併記がされていない場所
- イ 地元以外の人が判読することが困難な場所
- ウ ダブル灯器が設置されている場所
- エ 老朽化が著しく脱落等の危険がある場所

2 標示板の設置方法等

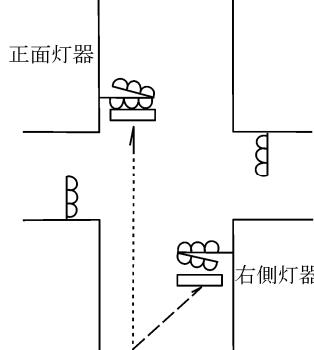
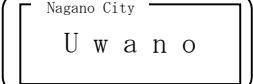
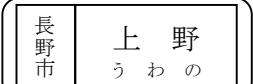
標示板の設置場所、方法等につきましては各警察署と協議して推進していただくようお願いいたします。

なお、具体的には、交通規制課から各署に対し、「市町村名、地点名の表示とローマ字の併用」、「難解な地点名はひらがなの併記」等の指導をしておりますが、別添1、2の資料を参考にして設置していただくようお願いいたします。

資料1

地 点 名 標 示 板 の 表 示 ・ 設 置 方 法

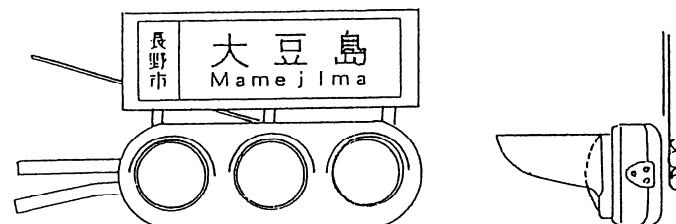
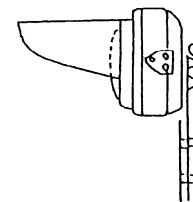
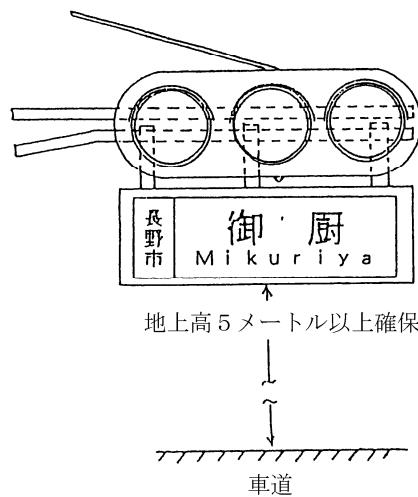
交 通 規 制 課

区 分	表 示	設 置 例	備 考
1 通常灯器が設置されている場合	(1) 読みやすい地点名の場合 (原則) 日本字とローマ字を併記	(正面) 	
	(2) 読みにくい地点名の場合 <input type="radio"/> 地元以外の人が読めない地点名	(例外) 日本字（漢字）とひらがなを併記 	
2 ダブル灯器が設置されている場合	(1) 読みやすい地点名の場合 通常灯器と同じ	通常灯器と同じ	
	(2) 読みにくい地点名の場合 <input type="radio"/> 正面灯器は、日本字とローマ字を併記 <input type="radio"/> 右側灯器へは、道路利用者、周辺環境等により表示方法を選択する。	通常灯器と同じ	ダブル灯器が設置されている場所は、交差点形状が難しい場所であるので、右側灯器へも設置する。 
		<input type="radio"/> オリンピック関連、観光道路等国際化対応が必要なところはローマ字  <input type="radio"/> その他の道路で読みにくい地点はひらがなを併記 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表示板の取付位置 順位の原則 <ul style="list-style-type: none"> ア 下部取付 イ 横アーム取付 (補助板、規制標識板等に支障のない場合) ウ 上部取付 ○ 規格 115cm×52cm 日本字 20cm ローマ字 13cm 市町村名 10cm

資料2

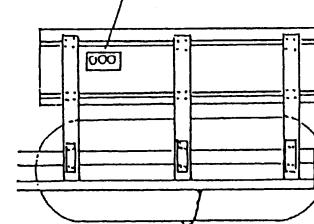
地 点 名 標 示 板（案 内 標 識）取 付 方 法

1 横型灯器取り付け例

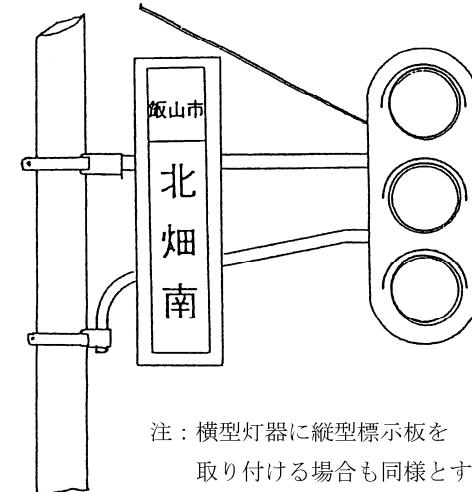


(ダブル灯器、読みにくい、国際化対応)

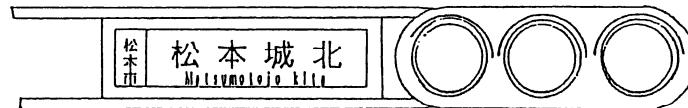
設置者名を明示したシールの貼付



2 縦型灯器取り付け例



注：横型灯器に縦型標示板を
取り付ける場合も同様とする。



参考

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道に設ける道路標識の寸法に関する規則

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道に設ける道路標識の寸法に関する規則をここに公布します。

平成 25 年 3 月 29 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第 33 号

県道の構造の技術的基準等に関する条例に基づく県道に設ける道路標識の寸法に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 24 年長野県条例第 79 号）第 3 条の規定により、県道に設ける道路標識の寸法を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年總理府令・建設省令第 3 号）で使用する用語の意義による。

(道路標識の寸法)

第 3 条 道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

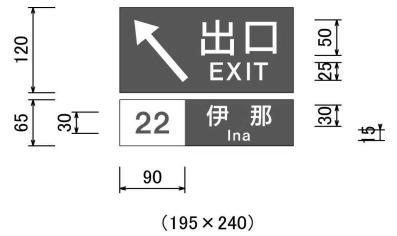
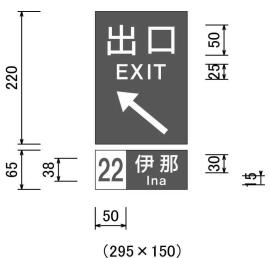
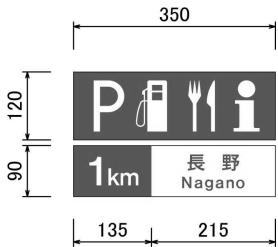
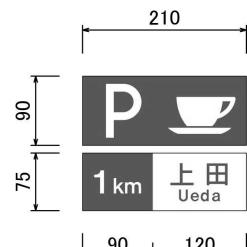
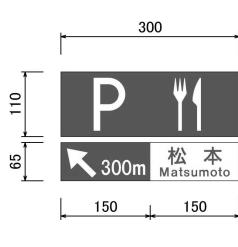
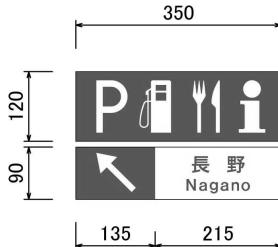
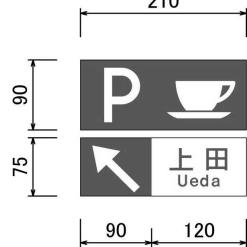
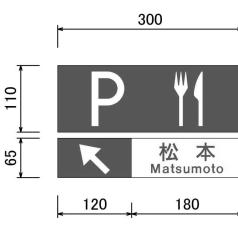
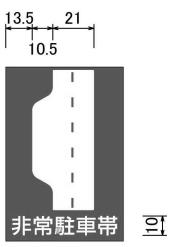
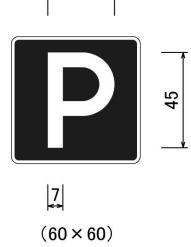
附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(別表) (第3条関係)

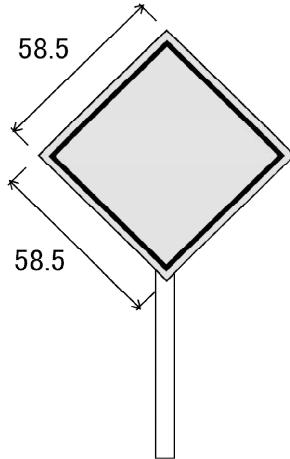
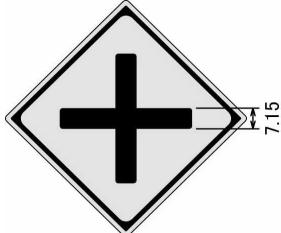
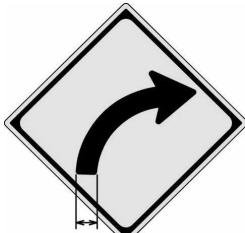
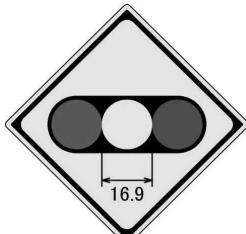
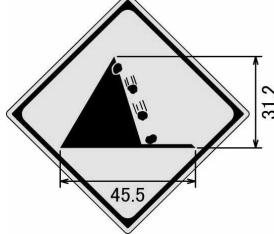
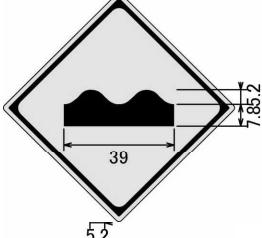
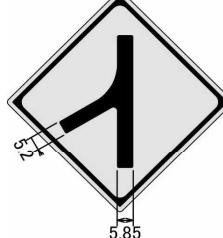
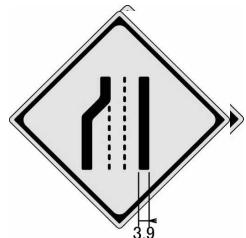
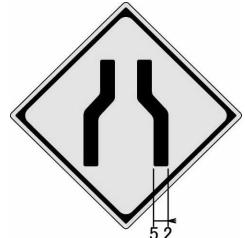
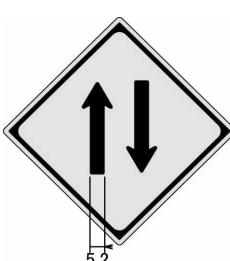
1 案内標識

都府県 (102-B)	入口の方向 (103-A)	入口の方向 (103-B)
		
入口の予告 (104)	方面及び距離 (106-B)	方面及び車線 (107-A)
		
方面及び車線 (107-B)	方面及び方向 (108の2-D)	方面及び方向 (108の2-E)
		
出口の予告 (109)	方面及び出口の予告 (110-A)	方面及び出口の予告 (110-B)
		
方面、車線及び出口の予告 (111-A)	方面、車線及び出口の予告 (111-B)	方面及び出口 (112-A)
		

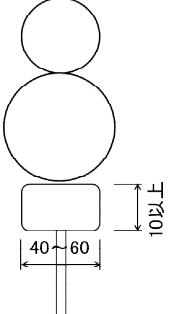
方面及び出口 (112-B)	出口 (113-A)	出口 (113-B)
		
サービス・エリアの予告 (116-A)	サービス・エリアの予告 (116-A)	サービス・エリアの予告 (116-B)
		
サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-A)	サービス・エリア (116の2-B)
		
非常電話 (116の2)	待避所 (116の3)	非常駐車帯 (116の4)
		
駐車場 (117-A)	駐車場 (117-B)	登坂車線 (117の2-A)
		

登坂車線 (117の2-B)	都道府県道番号 (118の2-A)	都道府県道番号 (118の2-B)
都道府県道番号 (118の2-C)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-A)	総重量限度緩和指定道路 (118の3-B)
高さ限度緩和指定道路 (118の4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-B)	高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)
高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)	道路の通称名 (119-A)	道路の通称名 (119-B)
道路の通称名 (119-C)	まわり道 (120-A)	

2 警戒標識

標識板の寸法	十形道路交差点あり (201-A)	右(又は左)方屈曲あり (202)
		
信号機あり (208の2)		落石のおそれあり (209の2)
		
路面凸凹あり (209の3)		合流交通あり (210)
		
車線数減少 (211)		幅員減少 (212)
		
二方向交通 (212の2)		
		

3 補助標識

標識板の寸法（注意事項（510）を除く）	注意事項（510）
	

（備考）

1 本標識板

（1）寸法

- ア 図示の寸法（その単位は、センチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- イ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（以下「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数により図示の横寸法を拡大し、又縮小することができる。
- ウ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。
- エ 自動車専用道路に設置する警戒標識の寸法については、設計速度（道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。以下エにおいて同じ。）が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の1.5倍（90センチメートル×90センチメートル）まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の1.9倍（112.5センチメートル×112.5センチメートル）まで、それぞれ拡大することができる。
- オ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」の案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図の2.5倍まで拡大することができる。
- カ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」の案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場にあっては、図示の寸法（才の規定により図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。
- キ 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」の案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができる。
- ク 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」の案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」の案内標識については、縦寸法）を拡大することができる。
- ケ 自動車専用道路以外の道路に設置する警戒標識の寸法については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.2倍（72センチメートル×72センチメートル）若しくは1.5倍（90センチメートル×90センチメートル）に拡大し、又は図示の寸法の0.5倍（30センチメートル×30センチメートル）若しくは0.8倍（45センチメートル×45センチメートル）に縮小することができる。

（2）文字等の大きさ等

- ア 文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- イ 自動車専用道路以外の道路に設置する次の表の左欄に掲げる案内標識の文字の大きさは、次の表の右欄に掲げる値（その文字がローマ字であるときは、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを2倍まで拡大し、又は3分の2まで縮小することができる。

案内標識	文字の大きさ
市町村　都府県（102-A）　主要地点	cm 20
方面、方向及び距離　方面及び距離（106-A）　方面及び方向の予告　方面及び方向（108の2-A・B）　方面、方向及び道路の通称名の予告　方面、方向及び著名地点（114-A）	30
著名地点（114-B）	15

- ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」の案内標識については、矢印外の文字の大きさはイの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。
 - エ 「市町村」、「都府県」、「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」及び「著名地点」の案内標識に、県章、公共施設の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、文字（ローマ字を除く。）の大きさの1.7倍以下の大きさとする。
 - オ 「駐車場」の案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。
 - カ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。
 - (ア) 案内標識
縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」に係るものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」に係るものについては16ミリメートル、「登坂車線」に係るものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」に係るものについては8ミリメートル、その他のものについては文字（ローマ字を除く。）の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、文字（ローマ字を除く。）の大きさの20分の1以上の太さとする。
 - (イ) 警戒標識
縁及び縁線は、12ミリメートルとする。
- 2 標識板
- 図示の寸法を基準とする。ただし、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。
 - この別表に規定する標識の番号は、当該標識に対応する道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第2に規定する標識の番号とする。

国都街第139号
国道交安第78号
平成28年3月31日

長野県知事 殿

国土交通省 都市局長
道路局長

凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準について

今般、別添のとおり「凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準」を定めたので、通知します。

本基準は、平成28年度以降の設計、計画に適用します。ただし、必要に応じて平成27年度以前の設計、計画に適用することができるものとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務に対しては同法第245条の9第1項に基づく処理基準とし、同法第2条第8項に規定する自治事務に対しては同法245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

また、貴管内道路管理者に対しても、この旨周知方お取り計らい願います。

凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準

第1章 総則

1－1 基準の目的

本基準は、凸部、狭窄部及び屈曲部（以下、「凸部等」という。）の設置に関する一般的技術基準を定める。

1－2 適用の範囲

本基準は、道路法（昭和27年法律第180号）上の道路に、道路管理者が凸部等を設置する場合に適用する。

1－3 凸部等の設置に関する基本方針

（1）生活道路において、歩行者又は自転車の安全な通行を確保するため、必要に応じて凸部等を効果的に設置し、自動車の速度を十分に減速させるとともに、自動車の通行を安全性の高い幹線道路等へ誘導するよう、努める。

（2）凸部等の設置にあたっては、車両の安全な通行及び歩行者の安全かつ円滑な通行が妨げられないことがないよう留意する。

1－4 用語の定義

（1）凸部

道路構造令（昭和45年政令第320号）第31条の2に規定された凸部をいう。

（2）狭窄部

道路構造令第31条の2に規定された狭窄部をいう。

（3）屈曲部

道路構造令第31条の2に規定された屈曲部をいう。

（4）普通自動車

道路構造令第4条第2項に規定された普通自動車をいう。

（5）小型自動車

道路構造令第4条第2項に規定された小型自動車をいう。

第2章 計画

2－1 対象とする道路

生活道路において、次のいずれかに該当する場合は、沿道の状況等を踏まえ、必要に応じて、凸部等を設置する。

- 1) 歩行者又は自転車の事故が多発している道路
- 2) 自動車の速度が高い道路

- 3) 通過交通が多い道路
- 4) 急減速等が多発している道路
- 5) その他、地域において凸部等の設置が必要と認められる道路

2－2 設置計画

凸部等の設置にあたっては、計画区域を設定し、設置箇所及び種類について、計画することが望ましい。

(1) 計画区域の設定

凸部等の設置の効果を高めるため、幹線道路等で区画された区域や、個別の抜け道の起点から終点までの区間等、凸部等の設置を一体的に計画すべき範囲（以下、「計画区域」という。）を設定する。

(2) 設置箇所の選定

凸部等の設置は、トンネル、橋、勾配の急な箇所等を避け、接近する交通からその存在を十分に確認できる箇所を選定する。

(3) 種類の選定

凸部等の種類は、道路、交通、沿道の状況等を踏まえて選定する。

2－3 留意事項

(1) 関係者との連携

凸部等の設置を計画するにあたっては、都道府県公安委員会により実施される交通規制と整合を図るとともに、地域住民等の理解と協力を得るよう努める。

(2) 注意喚起看板等の設置の検討

凸部等の設置にあたっては、必要に応じて、その存在を予告するための注意喚起看板等の設置について検討するとともに、当該計画区域は歩行者又は自転車を中心の生活空間であること等を、自動車の運転者にわかりやすく伝えるための注意喚起看板等の設置について検討する。

(3) 積雪地域における対応

積雪地域においては、積雪の影響及び除雪への影響を勘案して、凸部等の設置を検討する。

第3章 構造

3－1 凸部

(1) 凸部は、当該部分を通行する自動車を十分に減速させる構造を標準とする。

(2) 凸部は、その端部から頂部までの部分（以下、「傾斜部」という。）及び凸部の頂部における平坦な部分（以下、「平坦部」という。）から成り、その構造は、凸部を設置する路面から平坦部までの垂直方向の高さ（以下、「凸部の高さ」という。）、凸部を設置する路面に対する傾斜部の縦断勾配、縦断方向の傾斜部の形状及び縦断方向の平坦部の長さにより規定する。

(3) 速度が1時間につき30キロメートルを超えている自動車を十分に減速させる場合には、凸部の構造は次による。

1) 凸部の高さ

10センチメートルを標準とする。

2) 傾斜部の縦断勾配

平均で5パーセント、最大で8パーセント以下を標準とする。

3) 傾斜部の形状

凸部を設置する路面及び平坦部とのすりつけ部を含め、なめらかなものとする。

4) 平坦部の長さ

2メートル以上を標準とする。

3－2 狹窄部

(1) 狹窄部は、当該部分を通行する自動車を十分に減速させる構造を標準とする。

(2) 狹窄部の構造は、最も狭小な車道の幅員により規定する。

(3) 狹窄部の最も狭小な車道の幅員は、3 メートルを標準とする。

3－3 届曲部

届曲部は、普通自動車が通行可能で、当該部分を通行する小型自動車を十分に減速させる構造を標準とする。

第4章 施工及び維持管理

4－1 施工

(1) 材料

凸部等の材料は、耐久性があり、車両及び歩行者の安全な通行が確保できるものを用いる。

(2) 施工方法

凸部等の施工にあたっては、交通の安全及び他の構造物への影響に留意し、計画された構造を満たすよう、安全かつ確実に行う。

4－2 維持管理

凸部等は、その効用が損なわれることがないよう維持管理を行い、常に良好な状態に保たれるよう努める。

(1) 点検

日常のパトロールにおいて、目視により、凸部等に破損又は劣化等の異常がないか点検する。

(2) 補修

点検により、凸部等において、車両の安全な通行又は歩行者の安全かつ円滑な通行が妨げられるおそれがあると認めた場合には、速やかに補修しなければならない。

4－3 記録の保存

凸部等の維持管理を適切に行うため、凸部等の設置位置、種類、設置年月、構造、補修履歴その他必要な事項を記録し、適切に保存する。